

多久市公共施設個別施設計画



令和5年3月

多久市

ごあいさつ



多久市公共施設個別施設計画を策定しました。

近年、全国的に各自治体における公共施設の安全管理、特に長寿命化の課題や、施設の維持管理の重要性が改めて注目されています。施設自体は歳月を重ねると老朽化していき、管理が不十分だと安全面はもとより通常の利活用面においても課題が生じています。

そこで国は、各種公共施設の長寿命化等の対応を含みつつ、建替え・補修・複合化・集約化・施設廃止・解体など、施設毎に具体的な対応方針を定める計画の策定を行うよう、全国の自治体に要請を行いました。それを受けて、多久市でも検討を行い本計画を策定しました。

現在の施設配置や維持管理のままでは課題が残る施設などについて十分に検討を行い、市民の皆さんの利活用に対応できるよう努めます。また、一部には、費用対効果などの面から、施設機能廃止や解体になるところも出てくるかと考えられますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

今後は本計画を基本としながら、各施設の利用状況等の確認も行いつつ、より適切な対策や対応を行ってまいります。各施設の関係者の皆様には、今後とも、ご理解とご協力をいただくこともあるかと存じますので宜しくお願い申し上げます。

最後に本計画策定にご尽力いただきました全ての皆様に感謝を申し添えて、ごあいさつといたします。

令和5年3月吉日

多久市長 横尾 俊彦

目次

第1章 公共施設個別施設計画の背景・目的等	1
1 背景と目的	1
2 計画期間	1
3 対象施設	1
第2章 公共施設を取り巻く現状	14
1 本市における人口の動向	14
2 利用状況	16
2-1 行政系施設	16
2-2 学校教育系施設	17
2-3 スポーツ・レクリエーション系施設	19
2-4 市民文化系施設	22
2-5 子育て支援施設	29
2-6 保健・福祉系施設	31
2-7 社会教育系施設	34
2-8 病院施設	39
3 施設関連経費	40
3-1 行政系施設	40
3-2 学校教育系施設	41
3-3 スポーツ・レクリエーション系施設	42
3-4 市民文化系施設	43
3-5 子育て支援施設	44
3-6 保健・福祉系施設	45
3-7 社会教育系施設	46
3-8 病院施設	47
4 施設保有状況	48
4-1 行政系施設	48
4-2 学校教育系施設	49
4-3 スポーツ・レクリエーション系施設	51
4-4 市民文化系施設	52
4-5 子育て支援施設	53
4-6 保健・福祉系施設	54
4-7 社会教育系施設	55
4-8 病院施設	56
5 危険区域及び避難所指定状況	57

5-1	行政系施設	57
5-2	学校教育系施設	58
5-3	スポーツ・レクリエーション系施設	59
5-4	市民文化系施設	60
5-5	子育て支援施設	60
5-6	保健・福祉系施設	61
5-7	社会教育系施設	61
5-8	病院施設	61
6	施設の老朽化状況	62
6-1	構造躯体の健全性の把握	62
6-2	躯体以外の劣化状況の把握	70
6-3	劣化状況の現地調査結果及び老朽化状況の全体的傾向	73
第3章 公共施設に対する市民アンケート調査		86
1	市民アンケート調査概要	86
1-1	調査目的	86
1-2	調査対象	86
1-3	調査期間	86
1-4	調査方法	86
2	市民アンケート内容	86
3	市民アンケート結果	89
3-1	回答者の属性	89
3-2	施設の利用状況	89
3-3	施設の整備についての考え方	90
3-4	施設のあり方に対する考え方	90
3-5	アンケート結果より	90
第4章 公共施設の管理に関する基本的方針及び取組方針		91
1	公共施設の基本的方針	91
1-1	基本的方針	91
1-2	取組方針	91
2	公共施設の総量適正化方針	92
2-1	施設の最適化方針	92
2-2	廃止施設等の処分方針	92
3	長寿命化等の整備方針	93
3-1	長寿命化の方針	93

3-2	施設整備の方法	94
3-3	目標耐用年数	95
3-4	修繕・改修サイクルの見直し	95
4	改修等の基本方針	97
4-1	安全性・耐用性を確保・維持するための改修	97
4-2	機能性・快適性を確保・維持するための改修	97
4-3	環境性・省エネ性を確保・維持するための改修	97
5	長寿命化によるコストについて	98
5-1	コスト算出条件	98
5-2	劣化状況を加味したコストシミュレーション	99
第5章 基本方針を踏まえた施設整備の水準		112
1	改修等の整備水準	112
2	維持管理の項目・手法等	113
2-1	日常点検	113
2-2	点検・評価結果の蓄積	113
第6章 個別施設毎の取組方針		114
1	対策の優先順位の考え方【行政系施設】	114
2	施設の評価	114
2-1	施設評価フロー	114
2-2	1次評価	116
2-3	総合評価	118
3	対策の優先順位の考え方【学校教育系施設】	119
4	施設の評価	119
4-1	施設評価フロー	119
4-2	1次評価	121
4-3	2次評価	123
4-4	総合評価	124
5	対策の優先順位の考え方【スポーツ・レクリエーション系施設】	125
6	施設の評価	125
6-1	施設評価フロー	125
6-2	1次評価	126
6-3	2次評価	128
6-4	総合評価	129
7	対策の優先順位の考え方【市民文化系施設】	131
8	施設の評価	131

8-1	施設評価フロー	131
8-2	1次評価	132
8-3	2次評価	134
8-4	総合評価	135
9	対策の優先順位の考え方【子育て支援施設】	137
10	施設の評価	137
10-1	施設評価フロー	137
10-2	1次評価	138
10-3	2次評価	140
10-4	総合評価	141
11	対策の優先順位の考え方【保健・福祉系施設】	142
12	施設の評価	142
12-1	施設評価フロー	142
12-2	1次評価	143
12-3	2次評価	145
12-4	総合評価	146
13	対策の優先順位の考え方【社会教育系施設】	147
14	施設の評価	147
14-1	施設評価フロー	147
14-2	1次評価	148
14-3	2次評価	150
14-4	総合評価	151
15	対策の考え方【病院施設】	153
16	再配置の方向性の検討	154
16-1	方向性のイメージ	154
16-2	今後の取組方針及びスケジュール	155
第7章 個別施設計画の継続的運用方針		163
1	情報基盤の整備と活用	163
2	推進体制等の整備	164
2-1	個別施設計画の推進体制	164
2-2	データベースの継続的な活用	164
3	フォローアップの実施方針	164

第1章 公共施設個別施設計画の背景・目的等

1 背景と目的

平成 25 年 11 月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)において、各インフラ管理者及び当該インフラを所管する国や地方公共団体の各機関は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定することとされました。

地方公共団体では、このことを踏まえ、地域内のインフラ全体における整備の基本的な方針として「公共施設等総合管理計画」を策定することとなりました。

さらに、地方公共団体は公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、個別施設の長寿命化計画(個別施設計画)を策定することとされました。

公共施設の老朽化が進む中、地域住民の安全・安心を確保するためには、施設を常に健全に保つ必要があります。そのためには、厳しい財政状況の中、計画的・効率的に保全・更新を行うことが重要です。また、公共施設の整備にあたっては、単に老朽化した施設等を竣工時の状態に戻すだけでなく、その機能や性能を現在求められている水準にまで引き上げ、安全・安心な施設環境の確保、施設環境の質的向上、地域コミュニティの拠点形成を目指して再生を行うことも求められています。

「多久市公共施設個別施設計画(以下「本計画という。）」は、公共施設を総合的に捉え、施設の規模の適正化や長寿命化を図ることにより、コストの縮減と平準化や施設環境の質的改善も考慮しながら、廃止・改修・建替えすることを目的として策定します。

2 計画期間

本計画は、2062 年度(令和 44 年度)までの概ね 40 年間とします。なお、各施設の今後の利用方法については、人口の変化、社会経済情勢、国の補助制度などの動向を踏まえ、概ね 10 年毎に見直すこととします。

3 対象施設

市が保有する公共施設のうち、倉庫・物置等の常時人がいないような建築物または小規模(床面積 200 m² 未満。ただし規模が小さくても重要と認められる建築物は対象とする。)の付属施設を除いた、39 施設を対象として本計画を策定します。

表 1-1: <対象施設一覧表> (行政系施設)

施設名	建物名	延床面積(m ²)	竣工年度	耐震基準	構造
市役所庁舎	庁舎	5,838	1974	旧	RC造
東庁舎	庁舎	403	1966	旧	S造
第二東庁舎	庁舎	182	1965	旧	S造

※耐震基準・・・1981年5月31日以前の建築物を「旧」、それ以降の建築物を「新」としている。

※施設の「構造」欄は次の略称を使用しています。

W造:木造 RC造:鉄筋コンクリート造 S造:鉄骨造 LS造:軽量鉄骨造

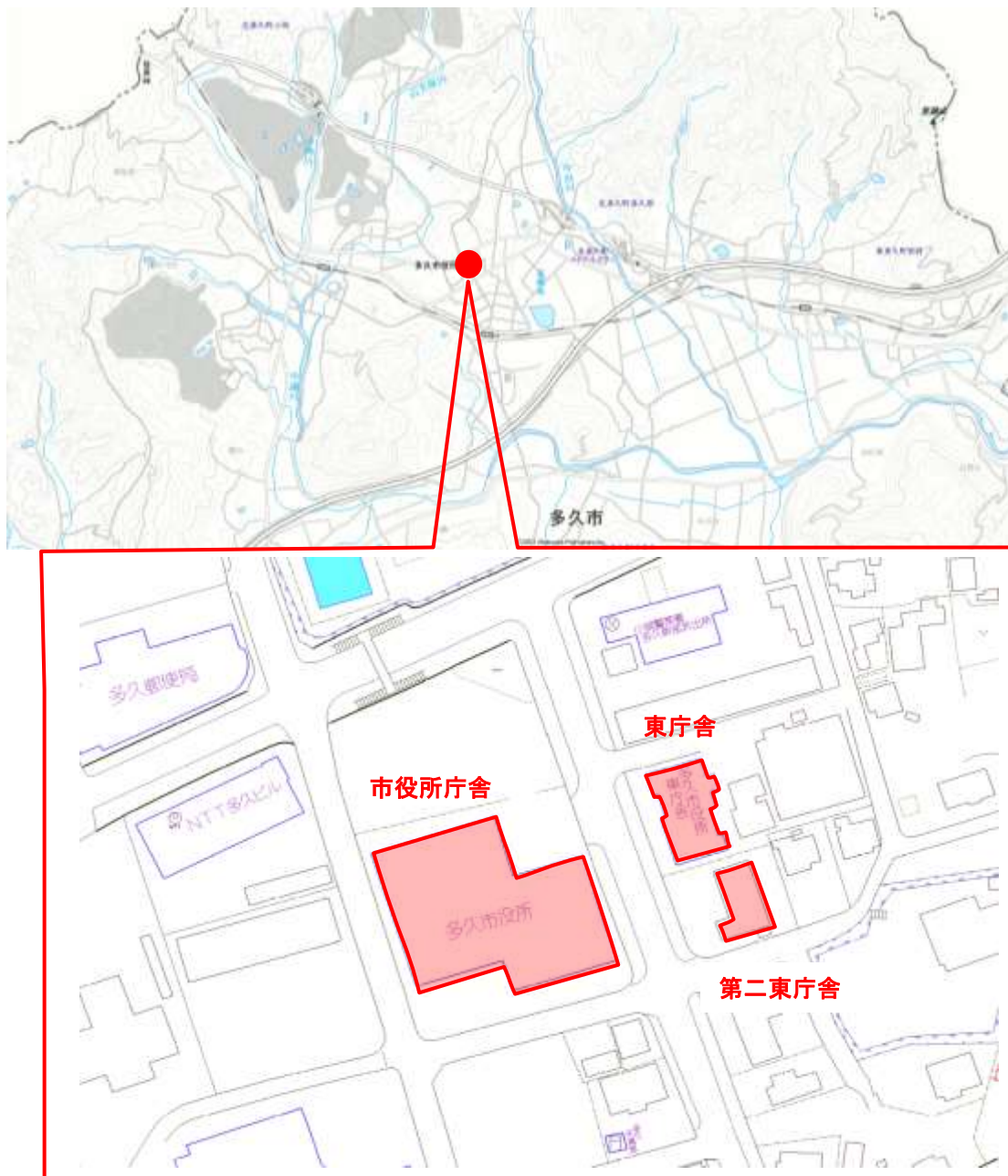


図 1-1: 行政系施設の配置図

表 1-2: <対象施設一覧表> (学校教育系施設)

施設名	建物名	延床面積 (㎡)	竣工年度	耐震基準	構造
東原庫舎東部校	教室棟	2,475	1979	旧	RC造
	管理棟	1,861	1991	新	RC造
	校舎増築部	848	2013	新	RC造
	管理棟増築部	171	2013	新	RC造
	体育館	1,410	2003	新	RC造
東原庫舎中央校	校舎	8,121	2013	新	RC造
	放課後児童クラブ	592	2013	新	S造
	屋内運動場棟	1,674	2013	新	S造
	管理特別教室棟・教室棟	5,812	1982	新	RC造
	体育室	1,287	1982	新	S造
	武道場	600	1995	新	S造
東原庫舎西溪校	校舎 1	3,235	1988	新	RC造
	校舎 2	333	1988	新	RC造
	校舎 3	112	2013	新	S造
	校舎 4	778	1969	旧	RC造
	校舎 5	170	2013	新	S造
	校舎 6	2,599	1987	新	RC造
	校舎 7	769	2005	新	RC造
	小学校体育館	734	1980	旧	S造
	中学校体育館	1,391	2001	新	RC造
学校給食センター	給食センター	1,086	1997	新	RC造

< 建物の整理 >

東原庫舎東部校配置図

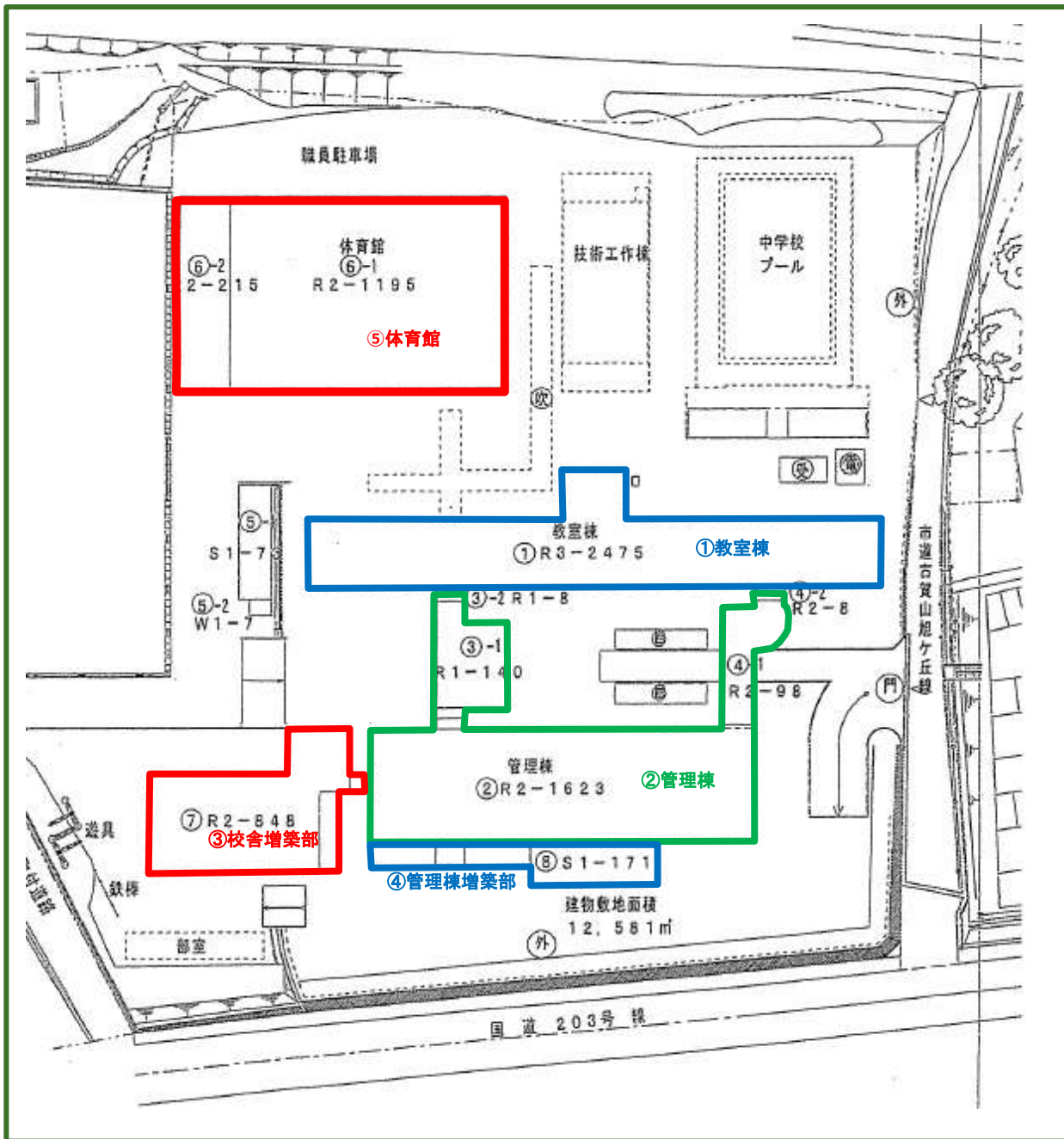


図 1-2: 学校教育系施設(東原庫舎東部校)の配置図

東原庁舎中央校配置図

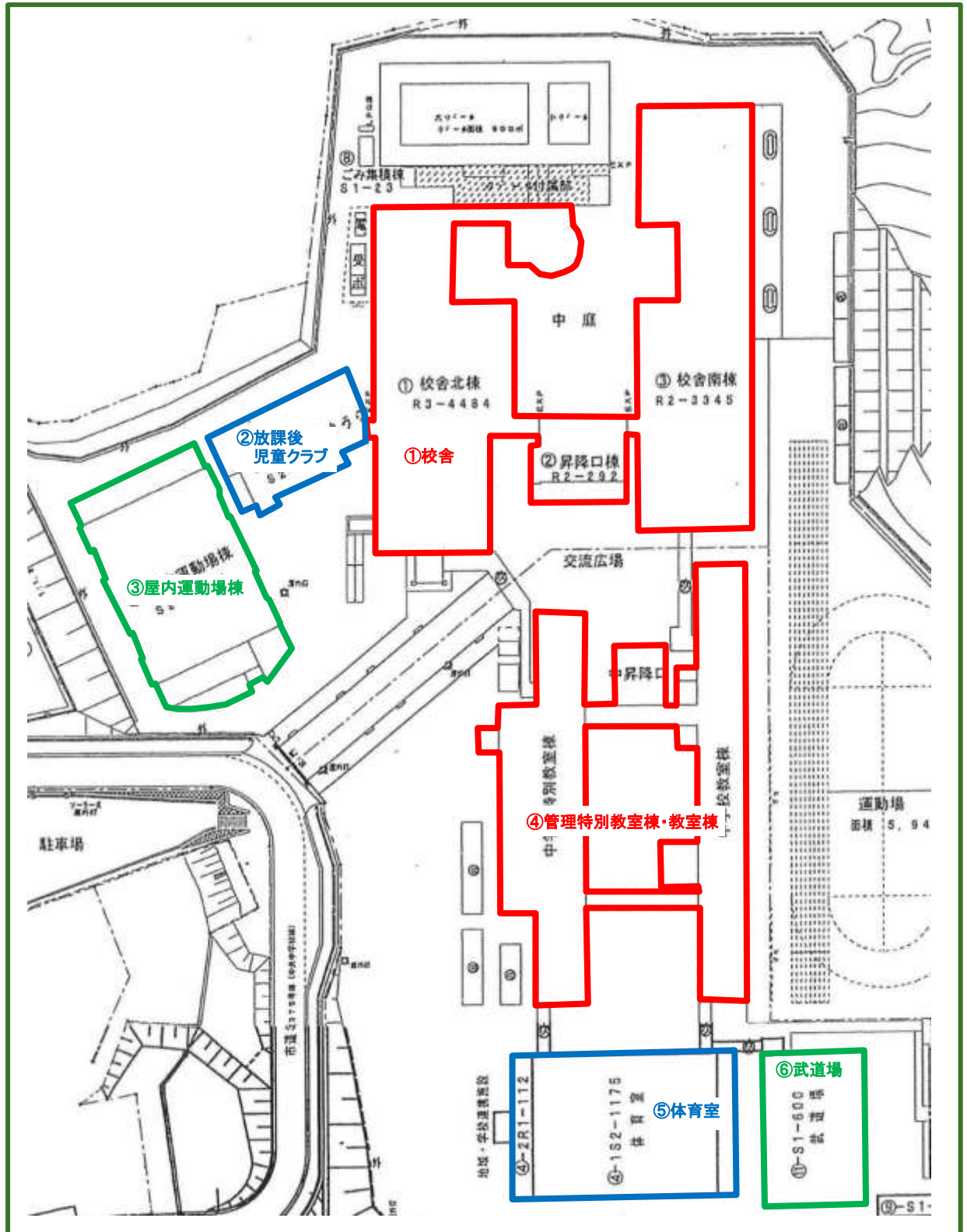


図 1-3: 学校教育系施設(東原庁舎中央校)の配置図

東原庫舎西溪校配置図

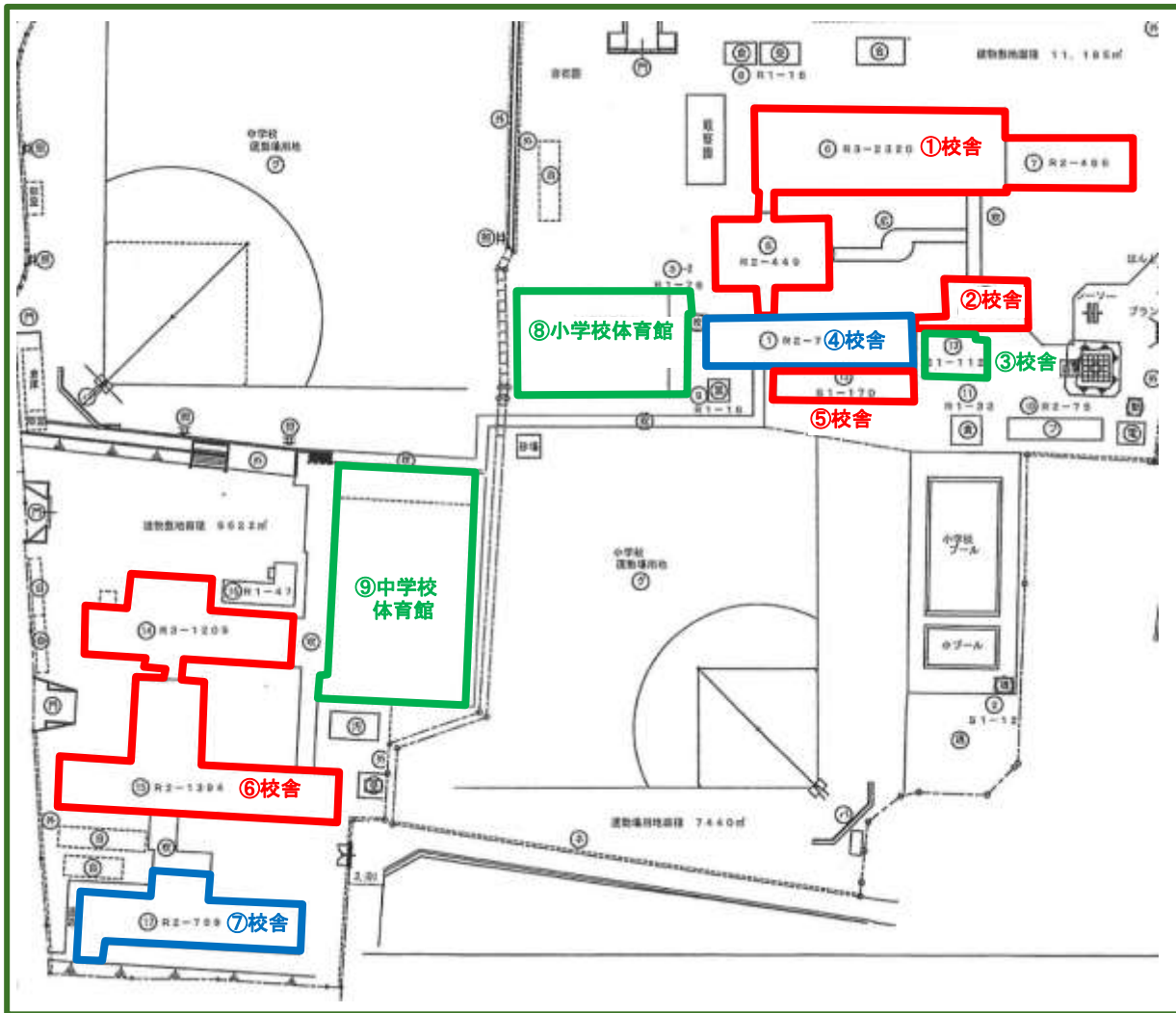


図 1-4: 学校教育系施設(東原庫舎西溪校)の配置図

表 1-3: <対象施設一覧表> (スポーツ・レクリエーション系施設)

施設名	建物名	延床面積(m ²)	竣工年度	耐震基準	構造
納所社会体育館*	体育館	616	1977	旧	S造
東多久社会体育館*	体育館	802	1971	旧	S造
南多久社会体育館*	体育館	1,202	1993	新	RC造
西多久社会体育館	体育館	746	1979	旧	S造
緑が丘社会体育館*	体育館	1,463	1990	新	RC造
北多久社会体育館*	体育館	1,964	2007	新	RC造
体育センター	体育館	1,546	1973	旧	S・RC造
TAQUA(タクア)	ホテル公衆浴場	13,705	2012	新	SRC造
	ホテル	946	2012	新	S造
	店舗	2,240	2012	新	S造

※平成 29 年度から旧学校施設(体育館)を社会体育施設として利用開始

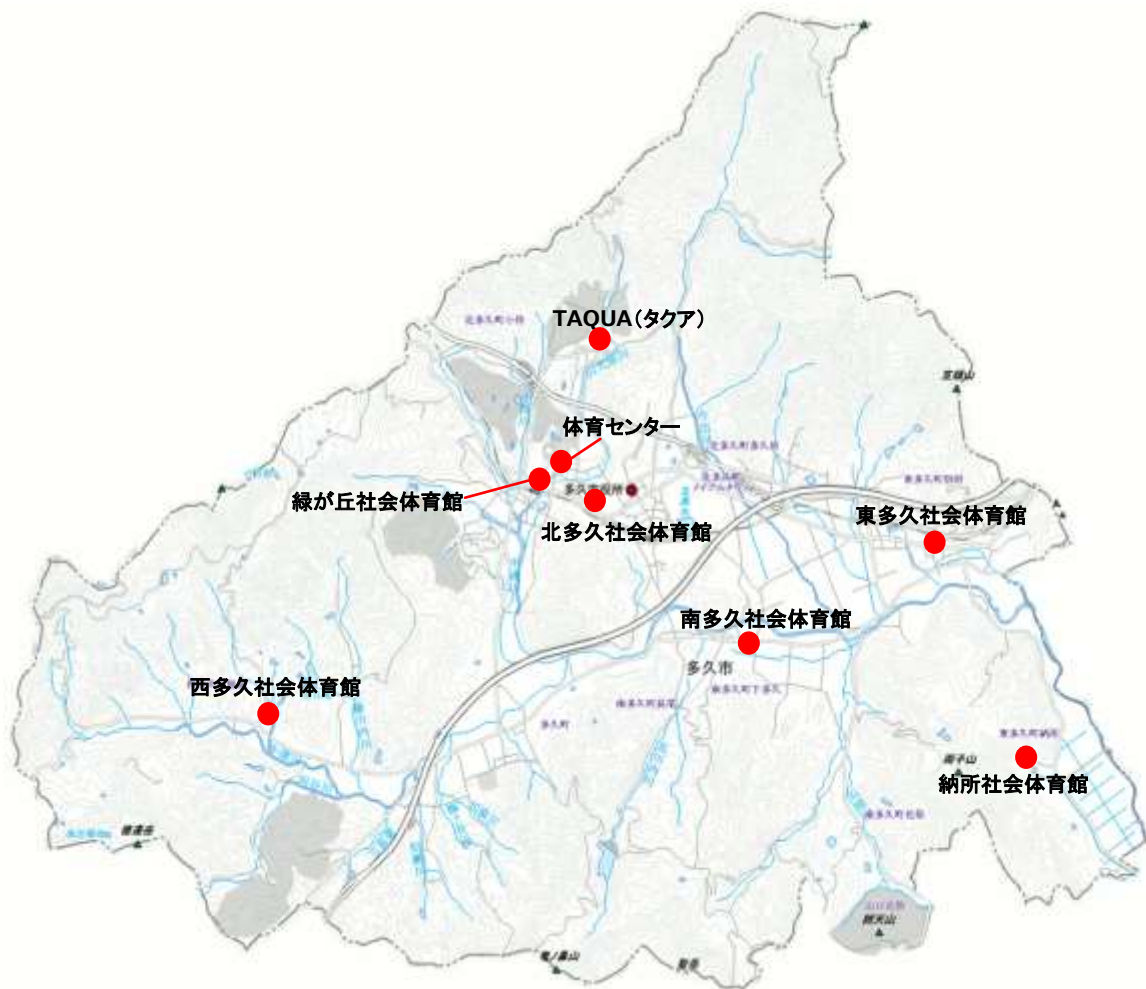


図 1-6: スポーツ・レクリエーション系施設の配置図

表 1-4: <対象施設一覧表> (市民文化系施設)

施設名	建物名	延床面積 (㎡)	竣工年度	耐震基準	構造
中央公民館	公民館	2,680	1979	旧	RC 造
東多久公民館	公民館	741	2008	新	S 造
南多久公民館	公民館	625	2005	新	S 造
多久公民館	公民館	638	2003	新	S 造
西多久公民館	公民館	643	1993	新	S 造
北多久公民館	公民館	491	1977	旧	S 造
納所交流センター	交流センター	2,026	1980	旧	RC 造
東多久交流プラザ	交流センター	94	2001	新	W 造
まちづくり交流センター	複合施設	1,599	2014	新	RC 造

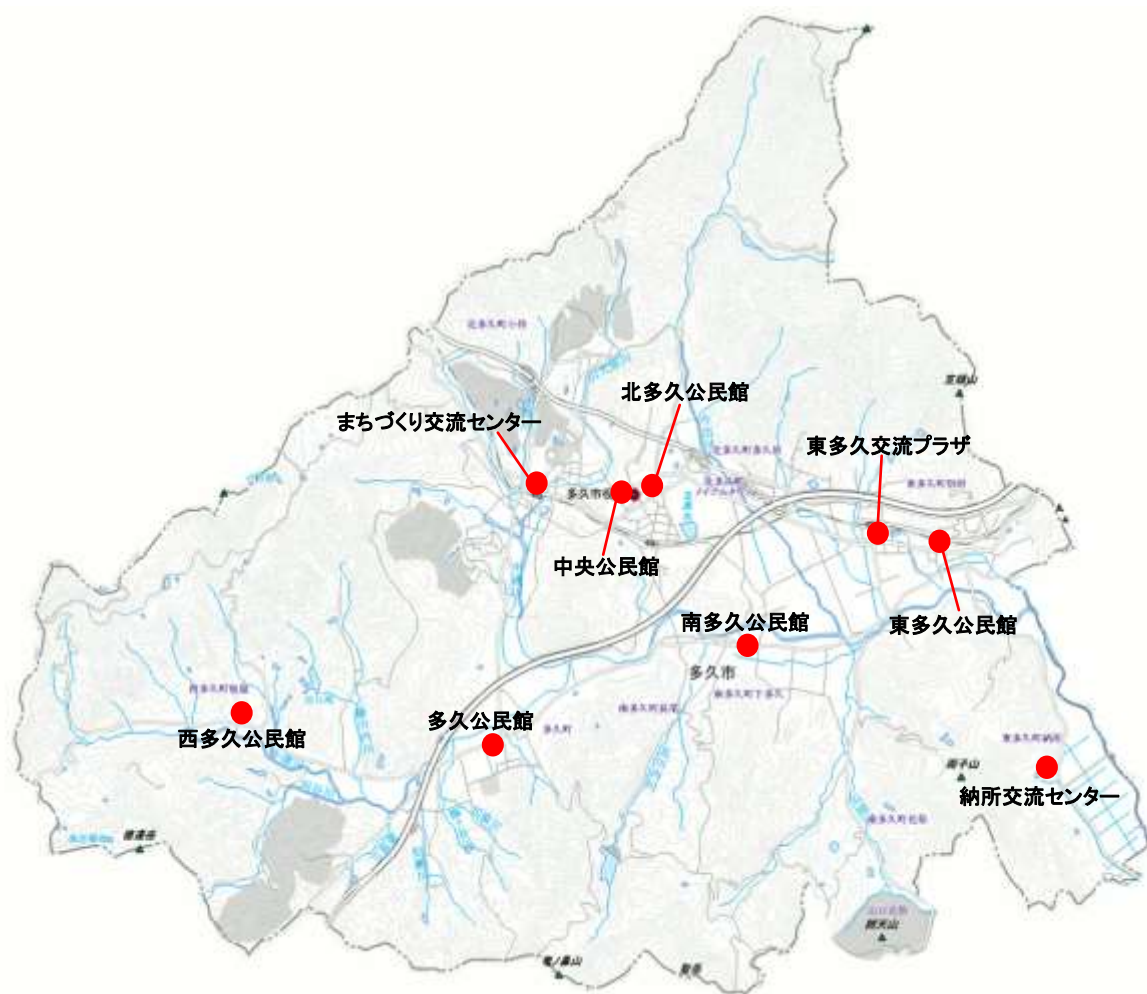


図 1-7: 市民文化系施設の配置図

表 1-5: <対象施設一覧表> (子育て支援施設)

施設名	建物名	延床面積(m ²)	竣工年度	耐震基準	構造
旧東部小学校 (児童クラブ)	校舎	3,411	1984	新	RC造
児童センター	校舎	6,918	1990	新	RC造



図 1-8: 子育て支援施設の配置図

表 1-6: <対象施設一覧表> (保健・福祉系施設)

施設名	建物名	延床面積(m ²)	竣工年度	耐震基準	構造
社会福祉会館	会館	750	1989	新	RC造
旧老人福祉センター	会館	650	1979	旧	RC造
保健センター	保健センター	692	2007	新	RC造

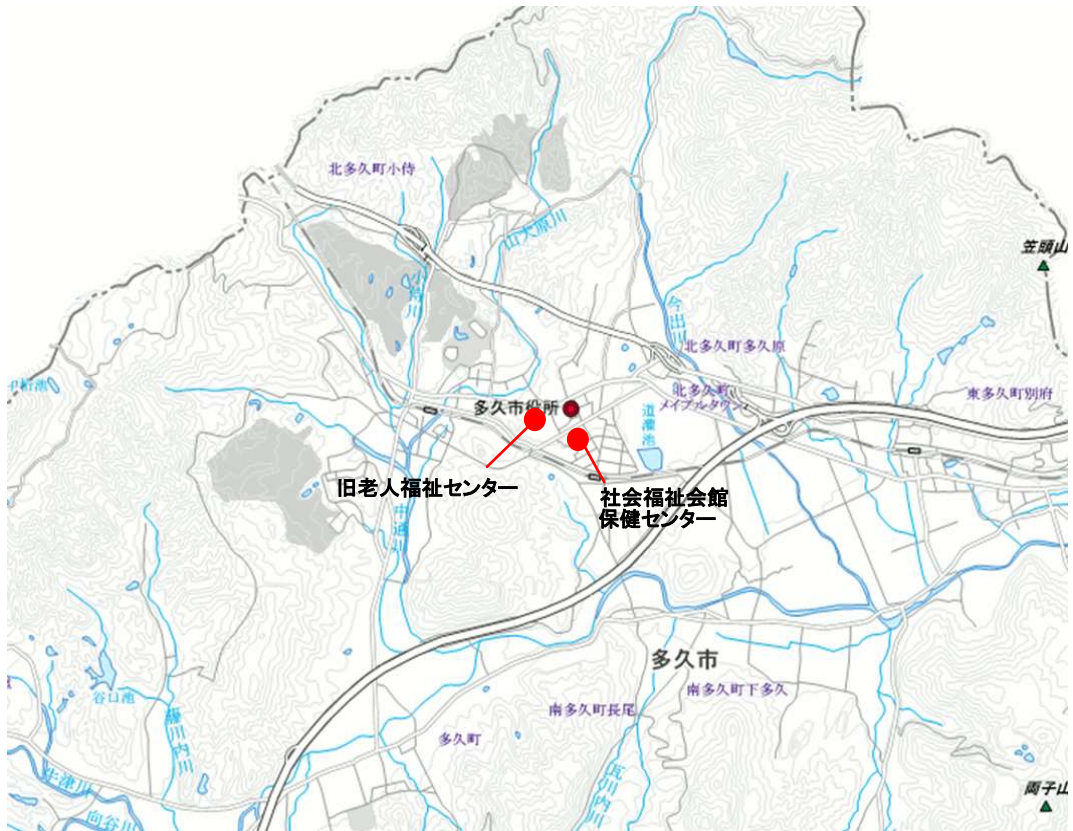


図 1-9: 保健・福祉系施設の配置図

表 1-7: <対象施設一覧表> (社会教育系施設)

施設名	建物名	延床面積(㎡)	竣工年度	耐震基準	構造
東原庫舎		844	1991	新	W 造
同和教育集会所		146	1985	新	RC 造
鳥居原教育集会所	集会所	146	1976	旧	W 造
聖廟展示館		100	1984	新	RC 造
文化財発掘事務所		201	1999	新	LS 造
茶園原遺跡倉庫	倉庫	525	1977	旧	S・CB・W 造
郷土資料館		340	1981	旧	RC 造
多久市歴史民俗資料館		225	1981	旧	RC 造
先覚者資料館		314	1994	新	RC 造

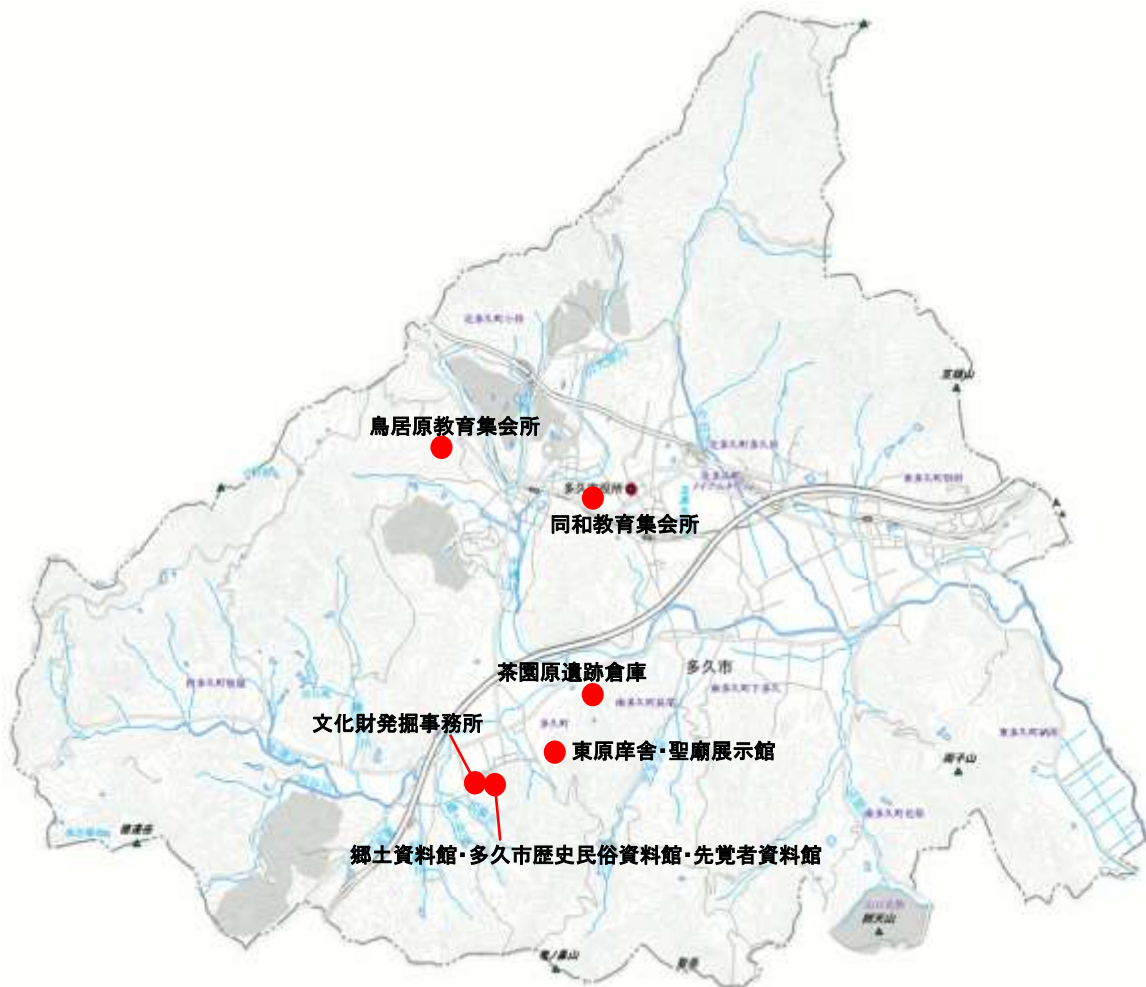


図 1-10: 社会教育系施設の配置図

表 1-8: <対象施設一覧表> (病院施設)

施設名	建物名	延床面積 (㎡)	竣工年度	耐震基準	構造
多久市立病院	事務室他	1,035	1993	新	RC 造
	手術室	767	1981	旧	RC 造
	病棟	4,482	1977	旧	RC 造

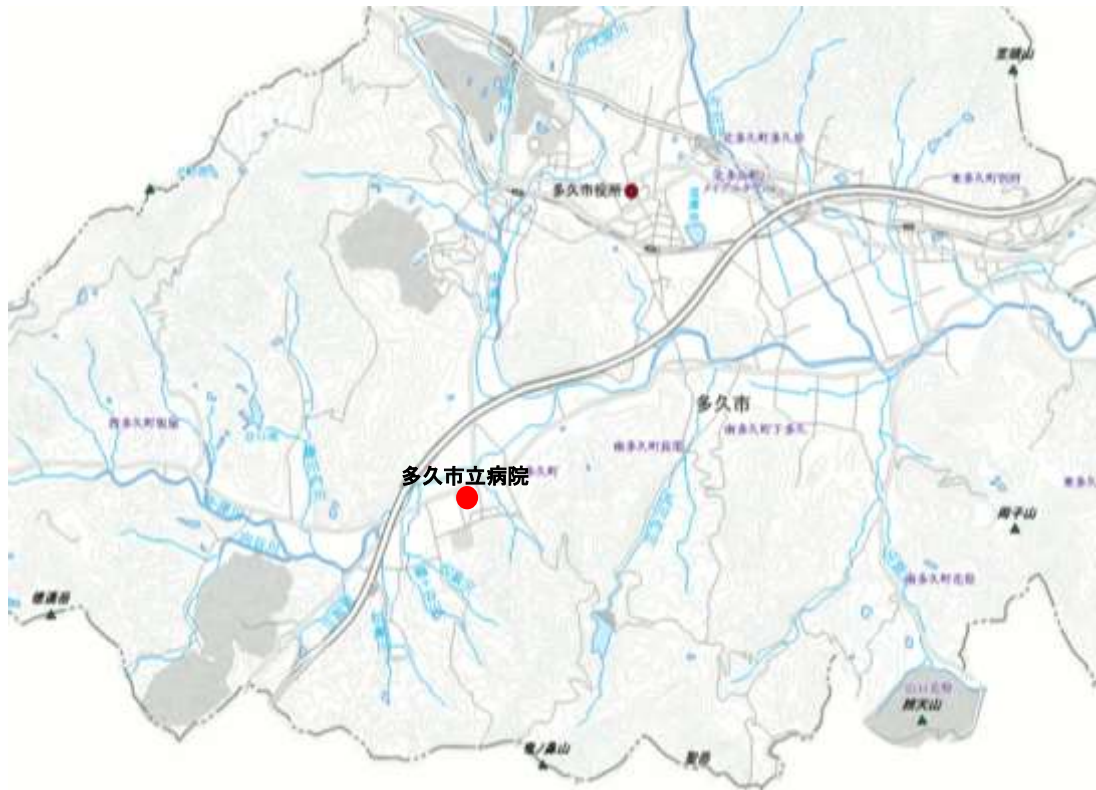


図 1-11: 病院施設の配置図

第2章 公共施設を取り巻く現状

1 本市における人口の動向

本市の総人口は減少を続けており、今後 25 年間でさらに約 20%減少すると推測されます。

このうち、年少人口(14 歳以下)は、平成 27 年の 2,367 人から令和 22 年には 2,115 人へと約 11%減少することが推計され、生産年齢人口(15 歳以上 64 歳以下)は、平成 27 年の 10,981 人から令和 22 年には 7,968 人へと約 25%減少すると推計されています。

一方、老年人口(65 歳以上)は、生産年齢人口が順次老年期に入り、また、平均寿命が延びつつあることもあり、一貫して増加を続けていますが、令和 7 年をピークに微減傾向となることが推計されています。老年人口の平成 27 年における割合は約 32%(6,300 人)ですが、総人口の減少に伴い、令和 22 年には 37%(5,909 人)まで増加すると推計されます。

表 2-1:年齢 3 区分別人口の推移

単位:人

年	国勢調査				多久市人口ビジョン				
	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)
総数	23,949	22,741	21,402	19,648	19,108	18,205	17,413	16,690	15,992
0~14歳	3,771	3,212	2,869	2,367	2,190	2,083	2,048	2,042	2,115
15~64歳	14,291	13,467	12,563	10,981	10,113	9,319	8,804	8,411	7,968
65歳以上	5,887	6,062	5,970	6,300	6,805	6,803	6,561	6,237	5,909

多久市公共施設等総合管理計画より

表 2-2:年齢 3 区分別人口の割合

年	国勢調査				多久市人口ビジョン				
	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)
0~14歳	15.7%	14.1%	13.4%	12.0%	11.5%	11.4%	11.8%	12.2%	13.2%
15~64歳	59.7%	59.2%	58.7%	55.9%	52.9%	51.2%	50.6%	50.4%	49.8%
65歳以上	24.6%	26.7%	27.9%	32.1%	35.6%	37.4%	37.7%	37.4%	36.9%

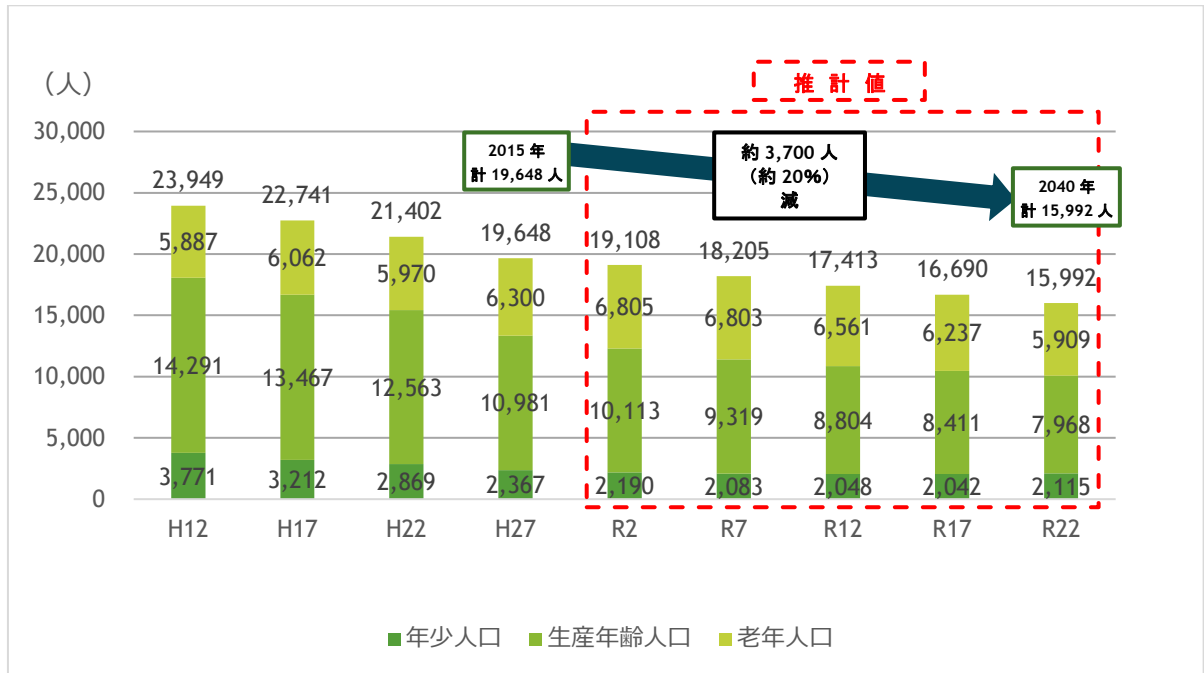


図 2-1: 年齢 3 区分別人口の推移

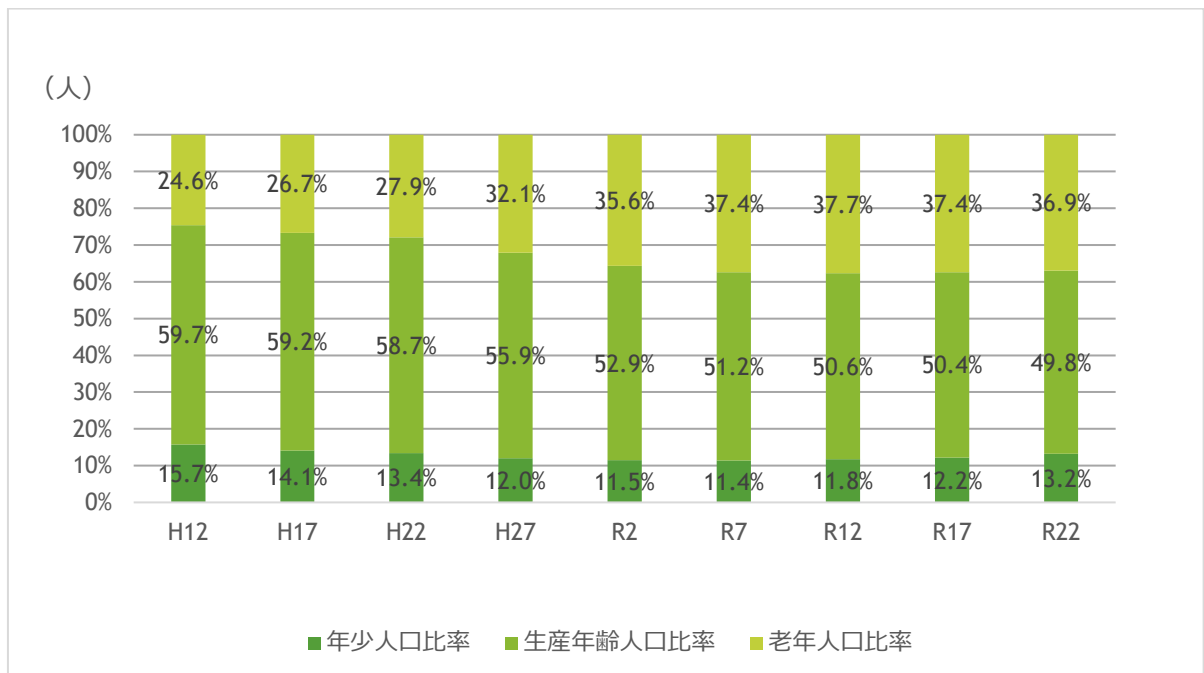


図 2-2: 年齢 3 区分別人口の割合

2 利用状況

2-1 行政系施設

庁舎の窓口利用件数は次のとおりです。平成 25 年度の窓口証明発行件数は 27,534 件、手数料収入は 10,947,800 円ですが、平成 29 年度には発行件数 24,294 件、手数料収入は 9,814,700 円となっており、平成 25 年度の約 90%に減少しています。

表 2-3: 窓口証明発行数集計表

単位: 人

項目	H25 年度		H26 年度		H27 年度		H28 年度		H29 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
除籍謄本	3,557	2,667,750	3,367	2,525,250	3,541	2,655,750	3,183	2,387,250	3,072	2,304,000
除籍抄本	8	6,000	21	15,750	14	10,500	7	5,250	10	7,500
除籍全部事項証明	405	303,750	418	313,500	613	459,750	540	405,000	505	378,750
除籍個人事項証明	4	3,000	3	2,250	12	9,000	13	9,750	21	15,750
戸籍全部事項証明	3,228	1,452,600	3,330	1,498,500	3,401	1,530,450	3,032	1,364,400	3,140	1,413,000
戸籍個人事項証明	1,224	550,800	1,187	534,150	1,345	605,250	1,198	539,100	1,164	523,800
届書記載事項証明	19	6,650	30	10,500	36	12,600	17	5,950	30	10,500
戸籍記載事項証明	20	7,000	18	6,300	26	9,100	31	10,850	43	15,050
除籍記載事項証明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
受理証明	10	3,500	20	7,000	15	5,250	41	14,350	31	10,850
受理証明(上質紙)	—	—	—	—	2	2,800	2	2,800	—	—
小計	8,475	5,001,050	8,394	4,913,200	9,005	5,300,450	8,064	4,744,700	8,016	4,679,200
住民票	10,120	3,036,000	9,149	2,744,700	9,463	2,838,900	9,222	2,766,600	8,862	2,658,600
住民票閲覧	83	24,900	80	24,000	81	24,300	364	109,200	85	25,500
戸籍附票	697	209,100	579	173,700	671	201,300	650	207,300	752	225,600
小計	10,900	3,270,000	9,808	2,942,400	10,215	3,064,500	10,236	3,083,100	9,699	2,909,700
印鑑証明	7,040	2,112,000	6,502	1,950,600	6,094	1,828,200	5,959	1,787,700	5,350	1,605,000
小計	7,040	2,112,000	6,502	1,950,600	6,094	1,828,200	5,959	1,787,700	5,350	1,605,000
臨時運行許可	321	240,750	299	224,250	276	207,000	302	226,500	298	223,500
小計	321	240,750	299	224,250	276	207,000	302	226,500	298	223,500
改葬許可	37	11,100	30	9,000	44	13,200	20	6,000	22	6,600
諸証明	86	25,800	74	22,200	68	20,400	71	21,300	77	23,100
身分証明	252	75,600	261	78,300	241	72,300	284	85,200	262	78,600
印鑑登録証再交付	374	187,000	355	177,500	314	15,700	328	164,000	303	151,500
小計	749	299,500	720	287,000	667	121,600	703	276,500	664	259,800
住基カード交付	49	24,500	61	30,500	—	—	—	—	—	—
個人番号通知カード再交付	—	—	—	—	—	—	318	159,000	259	129,500
個人番号カード再交付	—	—	—	—	—	—	2	2,000	8	8,000
小計	49	24,500	61	30,500	0	0	320	161,000	267	137,500
合計	27,534	10,947,800	25,784	10,347,950	26,257	10,521,750	25,584	10,279,500	24,294	9,814,700

2-2 学校教育系施設

本市の児童・生徒数は、次に示すとおり、減少傾向にあります。平成元年の児童・生徒数の合計は 3,333 人でしたが、平成 30 年には 1,386 人となっており、平成元年の児童・生徒数の約 42%まで減少しています。学級数については、平成 25 年度の小中一貫校開始後の推移を示します。

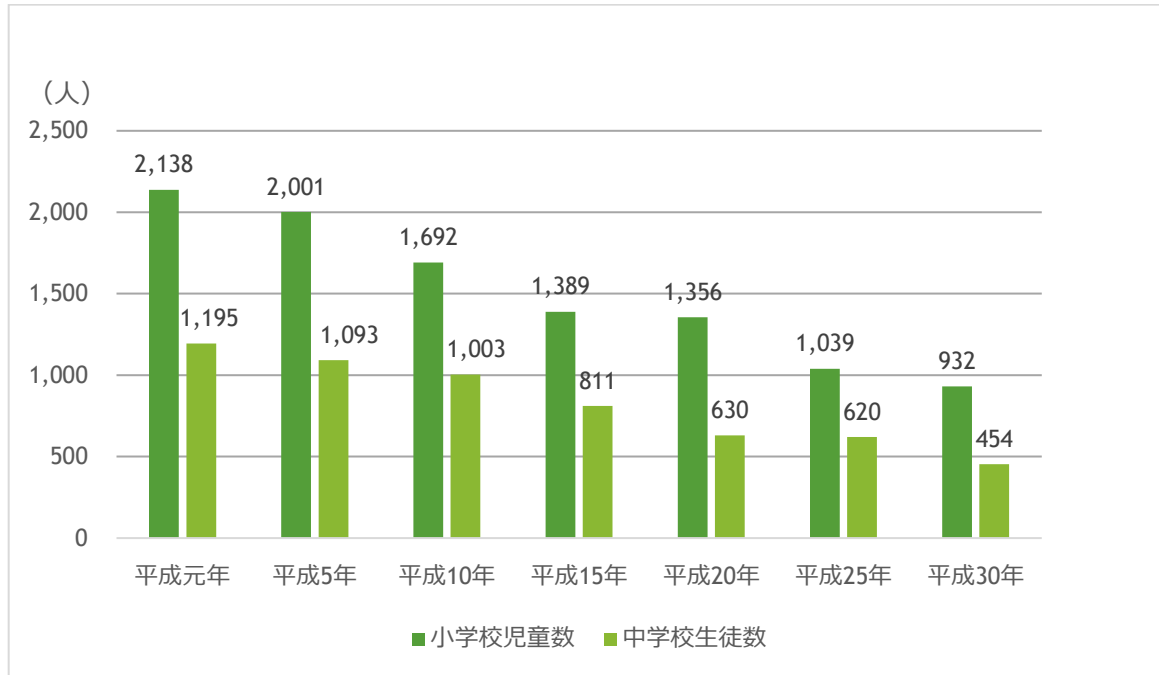


図:2-3 児童・生徒数の推移

東原庁舎東部校 学級数

単位:級

	前期課程(小学校)								後期課程(中学校)					合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	小計	7年	8年	9年	特支	小計	
H25	1	1	2	1	1	2	2	10	2	1	2	2	7	17
H26	2	1	1	2	1	1	2	10	2	2	1	3	8	18
H27	2	2	1	1	1	1	3	11	1	2	2	2	7	18
H28	2	2	1	1	1	1	4	12	2	1	2	4	9	21
H29	1	1	2	2	1	1	4	12	1	1	1	2	5	17
H30	1	1	1	2	2	1	4	12	1	1	1	2	5	17

表 2-4: 東原庁舎東部校学級数の推移

東原庁舎中央校 学級数

単位:級

	前期課程(小学校)								後期課程(中学校)					合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	小計	7年	8年	9年	特支	小計	
H25	3	3	3	3	3	3	3	21	3	4	4	2	13	34
H26	3	3	3	3	3	3	3	21	3	3	4	2	12	33
H27	3	3	3	3	3	3	4	22	3	3	3	2	11	33
H28	3	3	3	3	3	3	7	25	3	3	3	5	14	39
H29	3	3	2	3	3	3	7	24	3	3	3	2	11	35
H30	3	3	3	3	3	3	6	24	3	3	3	2	11	35

表 2-5: 東原庁舎中央校学級数の推移

東原庁舎西溪校 学級数

単位:級

	前期課程(小学校)								後期課程(中学校)					合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	小計	7年	8年	9年	特支	小計	
H25	1	1	1	2	2	1	2	10	1	2	1	2	6	16
H26	1	1	1	1	2	2	2	10	1	1	2	2	6	16
H27	1	1	1	1	1	2	2	9	1	1	1	2	5	14
H28	1	1	1	1	1	1	2	8	2	1	1	2	6	14
H29	1	1	1	1	1	1	2	8	1	1	1	2	5	13
H30	1	1	1	1	1	1	3	9	1	1	2	2	6	15

表 2-6: 東原庁舎西溪校学級数の推移

2-3 スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設の利用状況は次のとおりです。

西多久社会体育館の利用人数は、平成 29 年度が 396 人となっており、平成 26 年度の 5,262 人と比較すると約 92.5%減少しています。また体育センターの利用人数は、平成 29 年度が 17,409 人となっており、平成 26 年度の 21,832 人と比較すると約 20.3%減少しています。

その他の社会体育館は、平成 29 年度より利用開始となっています。

表 2-7:スポーツ施設の年度別利用状況

		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
納所社会体育館	件数(件)	—	—	275	178	201
	人数(人)	—	—	4,872	2,073	2,208
	使用料収入(円)	—	—	5,600	2,400	5,670
東多久社会体育館	件数(件)	—	—	784	335	177
	人数(人)	—	—	18,593	9,796	2,959
	使用料収入(円)	—	—	7,700	8,900	15,960
南多久社会体育館	件数(件)	—	—	262	244	343
	人数(人)	—	—	4,414	4,213	5,061
	使用料収入(円)	—	—	69,400	57,700	96,890
西多久社会体育館	件数(件)	71	253	154	74	36
	人数(人)	1,299	5,262	1,802	585	396
	使用料収入(円)	7,700	26,300	20,800	17,000	17,110
緑が丘社会体育館	件数(件)	—	—	641	820	928
	人数(人)	—	—	7,530	5,597	19,137
	使用料収入(円)	—	—	126,600	170,800	347,430
北多久社会体育館	件数(件)	—	—	1,244	1,230	1,125
	人数(人)	—	—	23,667	20,964	21,310
	使用料収入(円)	—	—	258,920	264,500	447,560
体育センター	件数(件)	1,562	1,623	2,972	2,888	1,428
	人数(人)	20,967	21,832	20,830	22,142	17,409
	使用料収入(円)	586,780	640,950	648,590	692,900	511,180

また、平成 30 年 7 月に旧ゆうらく跡地にオープンした「TAQUA(タクア)」は、月毎の利用者数に若干ばらつきはあるものの、オープンからの 7 ヶ月間の平均利用者数は概ね 10,000 人前後となっており、利用状況は概ね堅調に推移しているものと思われます。

表 2-8: TAQUA(タクア)利用状況

単位: 人

利用者内訳		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
温泉利用者数 (内 高齢・障害者数)	市内	2,607 (1,693)	2,888 (1,749)	2,713 (1,974)	2,891 (2,058)	3,313 (2,318)	4,290 (2,905)	4,538 (2,933)	23,240 (15,630)
	市外	1,722	3,202	2,537	1,537	2,276	2,062	2,855	16,191
	計	4,329	6,090	5,250	4,428	5,589	6,352	7,393	39,431
温泉&プール利用者数 (内 高齢・障害者数)	市内	1,293 (94)	1,024 (93)	277 (43)	109 (31)	61 (15)	31 (6)	69 (9)	2,864 (291)
	市外	4,605	12,806	4,541	1,047	839	1,043	1,469	26,350
	計	5,898	13,830	4,818	1,156	900	1,074	1,538	29,214
交流スペース彩り利用者数		249	220	237	247	272	268	242	1,735
月別計 (内 高齢・障害者数、彩り利用者数)		10,476 (2,036)	20,140 (2,062)	10,305 (2,254)	5,831 (2,336)	6,761 (2,605)	7,694 (3,179)	9,173 (3,184)	70,380 (17,656)
宴会利用者数		417	367	637	872	874	1,339	1,049	5,555
宿泊利用者数 (宿泊室の稼働率)		573 (23.3%)	2,055 (51.0%)	1,169 (36.0%)	1,087 (37.5%)	1,113 (39.6%)	1,219 (37.9%)	1,142 (39.0%)	8,358
優待カード作成者数	大人	876	882	188	120	98	130	132	2,426
	子供	60	516	41	43	11	15	21	707
	計	936	1,398	229	163	109	145	153	3,133
ふれあいバス 「TAQUA」乗降車数	乗り	114	160	160	170	150	174	204	1,132
	降り	135	181	183	201	203	189	221	1,313
	計	249	341	343	371	353	363	425	2,445

平成 31 年 1 月末現在(平成 30 年 7 月オープン)

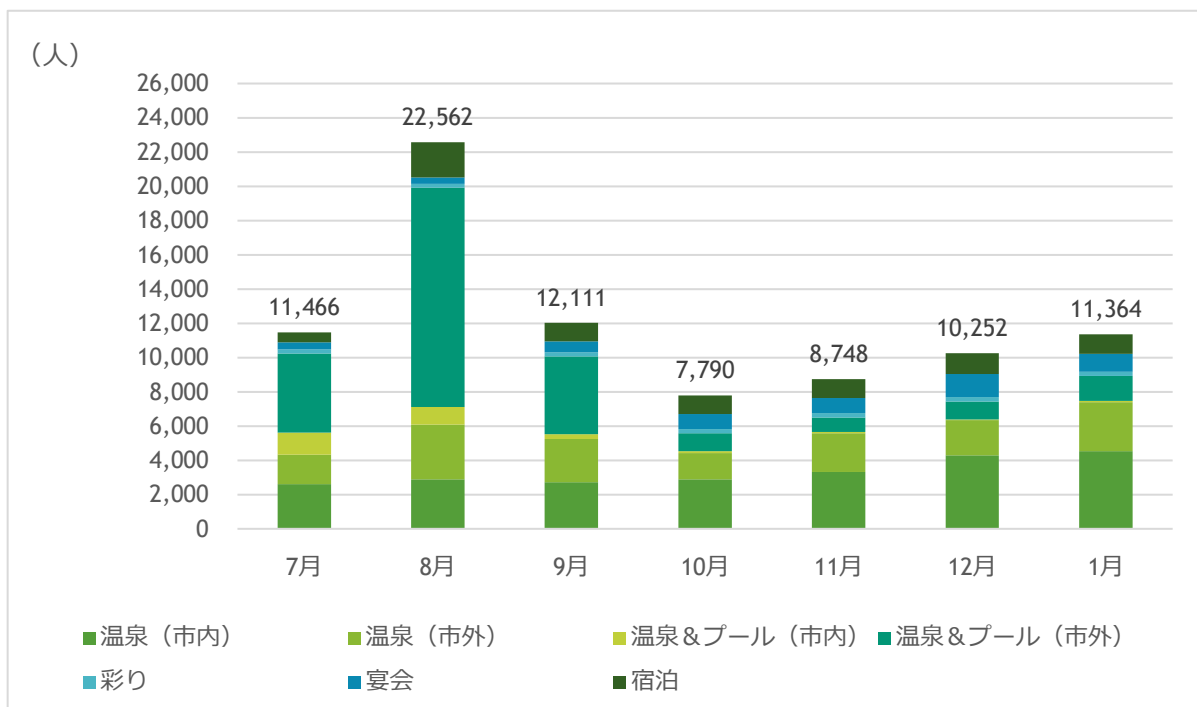


図 2-4: TAQUA(タクア)利用状況

○利用料金・利用時間等

各施設の利用料金と利用時間、施設の内容は次のとおりです。

		納所社会 体育館	東多久 社会体育館	南多久 社会体育館	西多久 社会体育館	緑が丘 社会体育館	北多久 社会体育館	体育センター	
利用時間		8:30～21:30							
利用料金 (全面利 用・1時間 あたり)	市内者	一般	210円	210円	430円 (半面:210円)	210円	430円 (半面:210円)	430円 (半面:210円)	430円 (半面:210円)
		高校生 以下	100円	100円	210円 (半面:100円)	100円	210円 (半面:100円)	210円 (半面:100円)	210円 (半面:100円)
	市外者	一般	430円	430円	860円 (半面:430円)	430円	860円 (半面:430円)	860円 (半面:430円)	860円 (半面:430円)
		高校生 以下	210円	210円	430円 (半面:210円)	210円	430円 (半面:210円)	430円 (半面:210円)	430円 (半面:210円)
利用料金 (個人利 用・3時間 あたり)	市内者	一般	-	-	-	-	-	-	100円
		高校生 以下	-	-	-	-	-	-	50円
	市外者	一般	-	-	-	-	-	-	210円
		高校生 以下	-	-	-	-	-	-	100円
主な 施設内容	バレーホール	1面	1面	2面	1面	2面	2面	2面	
	バスケットボール	1面	1面	2面	1面	2面	2面	2面	
	バドミントン	2面	2面	3面	2面	6面	6面	6面	
	卓球	-	-	-	-	-	-	12面	
	駐車場	44台	16台	42台	-	16台	69台	-	

TAQUA(タクア)		
天山多久温泉(大浴場)のみ利用【営業時間】12:00～21:00		
大人(中学生以上)	4歳～小学生まで	65歳以上
700円	500円	500円
温泉&スパエリアの利用【営業時間】夏期営業のみ		
大人(中学生以上)	4歳～小学生まで	4歳未満
2,000円	1,200円	無料
宿泊 総部屋数 34 部屋(洋室 10 室、和室 9 室、和洋室 15 室)		
素泊まり	1泊朝食付	1泊2食付
施設内容		
レストラン、カフェ、温泉、プール、ホテル、多目的ホール、レストルーム、キッズルーム、カラオケ、卓球コーナー、ゲームコーナー、エステサロン		

2-4 市民文化系施設

市民文化系施設の利用者数の推移は次のとおりです。

中央公民館は、平成 28 年度の利用者数が 55,594 人と過去 10 年間で最も多い利用者数となりました。平成 29 年度は 46,914 人となりましたが、平成 26・27 年度(46,263 人・46,547 人)とほぼ同水準となっています。その他の公民館は、平成 25 年度から平成 29 年度にかけて、概ね減少傾向で推移しています。

表 2-9: 公民館利用者数の推移

単位: 人

	中央公民館	東多久公民館	南多久公民館	多久公民館	西多久公民館	北多久公民館
H25 年度	44,226	14,211	11,894	11,190	10,649	10,227
H26 年度	46,263	13,437	12,067	7,987	8,195	8,039
H27 年度	46,547	11,951	11,988	9,937	7,616	8,039
H28 年度	55,594	11,477	9,305	10,984	10,102	5,936
H29 年度	46,914	11,237	7,901	8,691	7,280	8,008

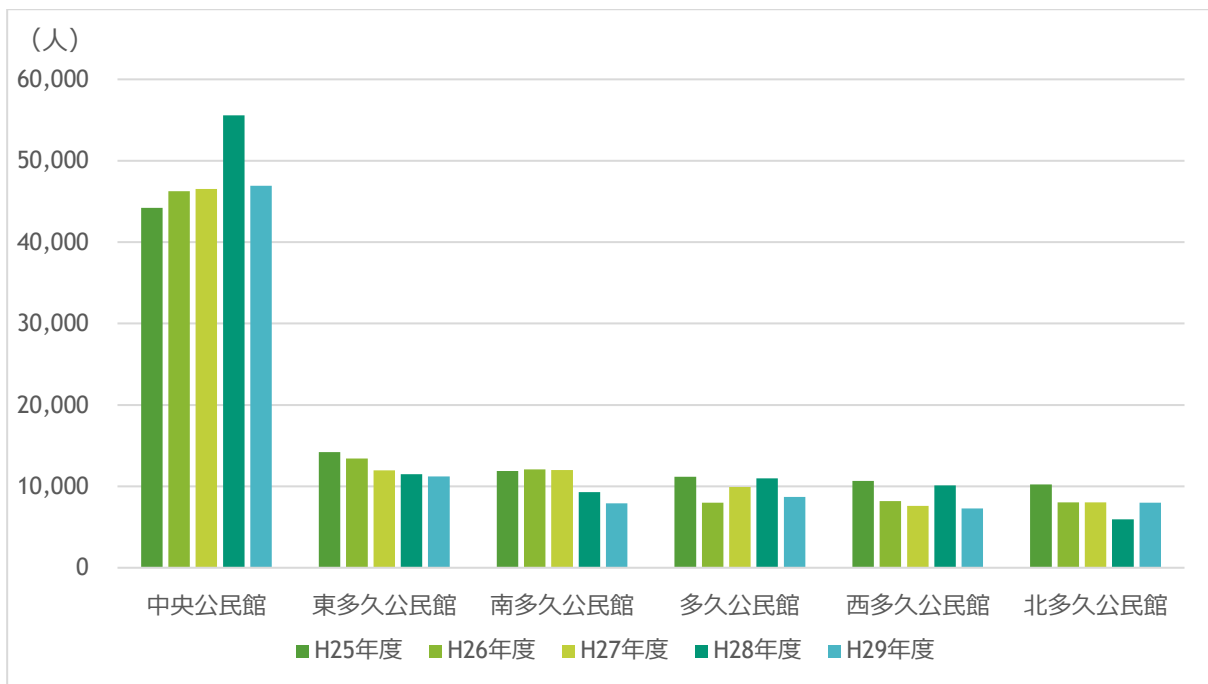


図 2-5: 公民館利用者数の推移

納所交流センターについては、平成 28 年度にやや落ち込みましたが、翌年より増加傾向となっています。なお、平成 27 年度途中から「外国人研修生」の定期的な利用がありますが、その数値が計上されているのは平成 30 年度からとなっています。

表 2-10: 納所交流センター利用者数の推移

単位: 人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H27年度	827	867	821	644	880	656	608	840	523	429	495	551	8,141
H28年度	406	333	324	362	635	541	442	444	442	407	323	524	5,183
H29年度	632	564	581	509	429	713	446	979	665	489	435	574	7,016
H30年度	651	1,005	918	1,401	1,413	1,269	1,729	1,121	1,006	1,055	1,126	1,478	14,172

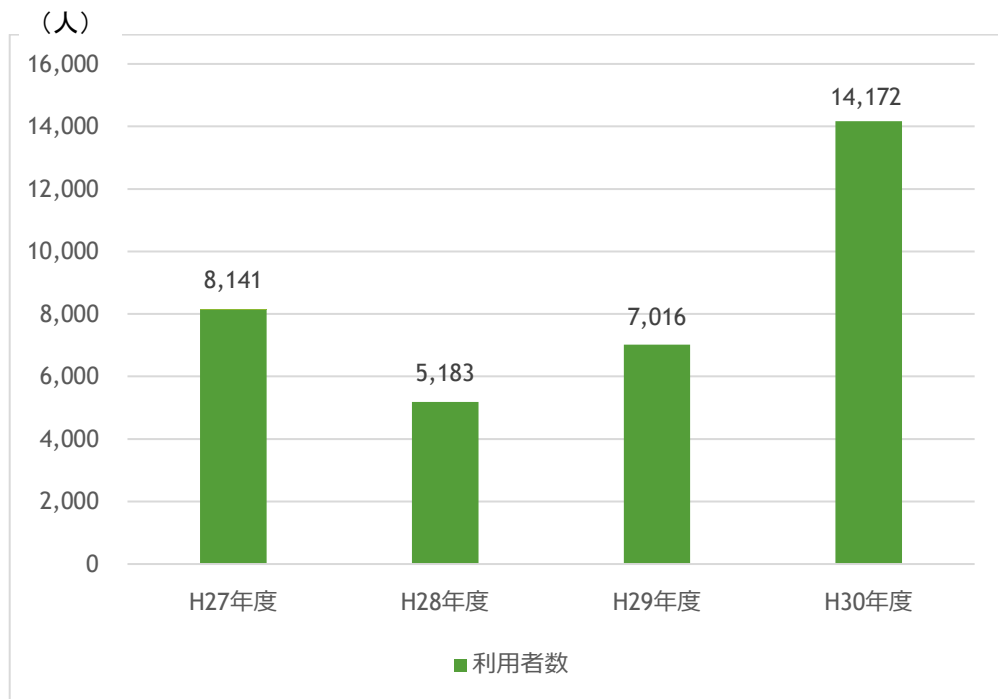


図 2-6: 納所交流センター利用者数の推移

また、東多久交流プラザに隣接する東多久駅の利用者数は、平成 25 年度までは減少傾向にありましたが、平成 26 年度からは増加傾向にあります。

表 2-11: 東多久駅(東多久交流プラザ)利用者数の推移

単位: 人

旅客	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
乗車人員	64,345	65,891	57,738	57,061	57,673	69,193
降車人員	69,533	70,786	62,648	62,383	63,309	71,451
合計	133,878	136,677	120,386	119,444	120,982	140,644

出典: 佐賀県統計年鑑より(平成 28 年度以降データなし)



図 2-7: 東多久駅(東多久交流プラザ)利用者数の推移

平成 26 年 8 月にオープンしたまちづくり交流センターについても、平成 27 年度からは減少傾向にあります。

表 2-12: まちづくり交流センター部屋毎の利用者数

単位: 人

	共用部	村岡屋	カフェ	ハローワーク	会議室	合計
H26 年度	49,836	38,043	10,572	5,904	2,593	106,948
H27 年度	88,508	40,656	19,476	8,598	5,014	162,252
H28 年度	91,797	12,858	20,501	7,867	6,022	139,045
H29 年度	91,839	11,643	14,441	7,468	5,850	131,241

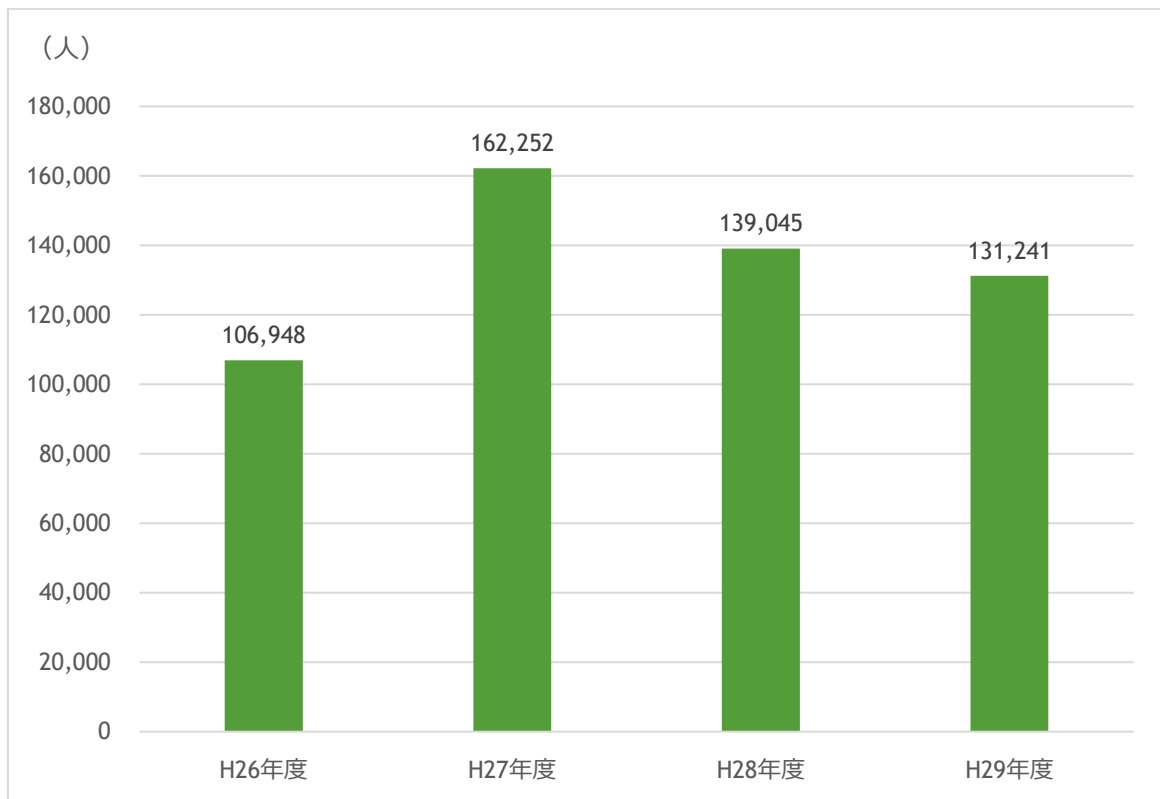


図 2-8: まちづくり交流センター利用者数の推移

○利用料金と利用時間

各施設の利用料金と利用時間、施設の内容は次のとおりです。

中央公民館(利用時間 8:30~22:00)						
	8:30~12:30		13:00~17:00		18:00~22:00	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外
ホール	6,600	16,500	6,600	16,500	9,900	24,750
研修室 1	1,320	2,640	1,320	2,640	1,580	3,160
研修室 2	1,320	2,640	1,320	2,640	1,580	3,160
和室東	1,980	3,960	1,980	3,960	2,370	4,750
和室西	1,980	3,960	1,980	3,960	2,370	4,750
調理実習室	2,640	5,280	2,640	5,280	3,160	6,330
視聴覚室	1,980	3,960	1,980	3,960	2,370	4,750
ラウンジ	660	1,320	660	1,320	790	1,580
施設内容						
ホール、研修室 1、研修室 2、和室東、和室西、調理実習室、視聴覚室、ラウンジ						

その他の公民館(利用時間 8:30~22:00)						
	8:30~12:30		13:00~17:00		18:00~22:00	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外
大広間	1,980	3,960	1,980	3,960	2,370	4,750
大広間以外の研修室	1,320	2,640	1,320	2,640	1,580	3,160
調理研修室	1,980	3,960	1,980	3,960	2,370	4,750
施設内容						
東多久公民館:大広間、研修室、調理研修室、憩いの間 南多久公民館:大広間、研修室、調理実習室、和室研修室、憩いの間 多久公民館:大広間、洋間研修室、和室研修室、調理研修室、老人憩いの間 西多久公民館:大広間、会議室、和室憩いの間、憩いの間、調理実習室 北多久公民館:大広間、和室、調理室						

納所交流センター(利用時間 8:30~17:00)	
施設名	1時間あたりの使用料
会議室(大)	400円
会議室(中)	300円
会議室(小)	150円
調理実習室	400円
工作室	450円
備考	
<p>1. 許可使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とします。</p> <p>2. 使用料は、この表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とします。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。</p> <p>3. 上記利用料金以外に次のとおり加算します。 冷暖房使用料 1時間あたり100円</p> <p>4. 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとします。</p> <p>5. 利用時間が1時間に満たない時間は、1時間とします。</p> <p>6. 許可使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表により算出した額の2倍の額とします。</p> <p>7. 開館時間以外及び休館日の使用の場合並びに使用の許可を受けた時間を超えて使用する場合は、規則で定めま</p> <p>す。</p> <p>8. 使用料は、使用の開始までに徴収します。</p>	
施設名	1月あたりの使用料
会議室(中)	8,500円
会議室(小)	4,250円
多目的室	13,000円
備考	
<p>1. 使用期間が1月に満たないときは日割り計算による。ただし、日割り計算の算出額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。</p> <p>2. 許可使用者が使用した光熱水費、その他必要な経費については、実費相当額を別途徴収します。</p> <p>3. 許可使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表により算出した額の2倍の額とします。</p> <p>4. 使用料は、この表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とします。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。</p>	
施設内容	
会議室(大)、会議室(中)、会議室(小)、調理実習室、工作室、多目的室	

まちづくり交流センター あいぱれっと(利用時間 8:00~22:00)	
施設名	1時間あたりの使用料(貸切の場合)
会議室 A	360 円
会議室 B	640 円
スポーツコーナー	320 円
ふれあいコーナー	1,150 円
キッズコーナー	1,020 円
備考	
<p>1. 利用者が市外居住者または市外に所在する団体等の場合の利用料金は、この表に定める額の2倍の額とします。</p> <p>2. 利用料金は、この表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とします。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。</p> <p>3. 上記利用料金以外に次のとおり加算します。</p> <p> 冷暖房使用料 1時間あたり100円</p> <p>4. 利用時間は、準備および原状回復に要する時間も含めたものとします。</p> <p>5. 利用時間が1時間に満たない時間は、1時間とします。</p> <p>6. 付属設備の使用料は次のとおりです。</p> <p> プロジェクター1式 1時間当たり500円</p> <p> 調理設備 1時間当たり500円</p> <p>7. 利用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表により算出した額の2倍の額とします。</p> <p>8. 利用料金は、前納とします。</p>	
施設内容	
<p>多目的広場、まちの縁側、管理室、図書・ラウンジコーナー、会議室 A、会議室 B、まちのホール、キッズコーナー、スポーツコーナー、ふれあいコーナー、屋上、親水広場、ハローワーク、店舗</p>	

2-5 子育て支援施設

旧東部小学校(児童クラブ)の過去3年間の利用者数推移は、次のとおりです。利用者数に大幅な変化は見られませんが、やや増加傾向にあると言えます。

表 2-13:旧東部小学校(児童クラブ)利用者数の推移

単位:人

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
4月	74	72	77
5月	74	72	77
6月	75	72	76
7月	74	70	77
8月	66	78	78
9月	71	68	75
10月	70	67	75
11月	68	65	74
12月	69	66	74
1月	67	65	75
2月	63	64	73
3月	64	64	73
計	835	823	904

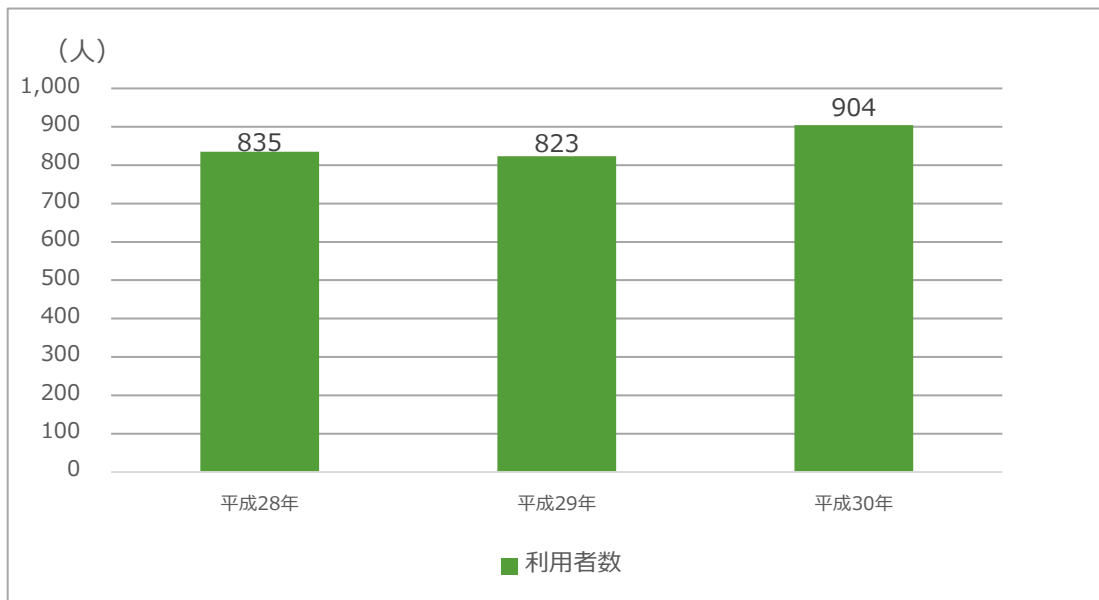


図 2-9:旧東部小学校(児童クラブ)利用者数の推移

児童センターの過去5年間の利用者数推移は、次のとおりです。児童センターは、旧北部小学校施設を改修し、子育て支援の拠点施設として平成29年4月にオープンしました。オープン前の平成26～28年度は児童館の利用者数となりますが、比較すると利用者数は大幅に増加しています。

表 2-14: 児童センター利用者数の推移

単位: 人

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
4月	550	688	961	4,196	3,536
5月	354	510	602	3,414	3,315
6月	524	736	685	3,456	3,970
7月	711	975	1,006	4,179	3,993
8月	603	1,049	1,286	5,350	5,107
9月	498	703	912	3,539	4,122
10月	548	812	845	3,276	2,667
11月	383	861	717	3,326	2,674
12月	597	1,283	1,121	2,705	3,202
1月	406	763	821	2,429	2,558
2月	361	793	802	2,469	3,982
3月	693	997	76	4,288	4,112
計	6,228	10,170	9,834	42,627	43,238

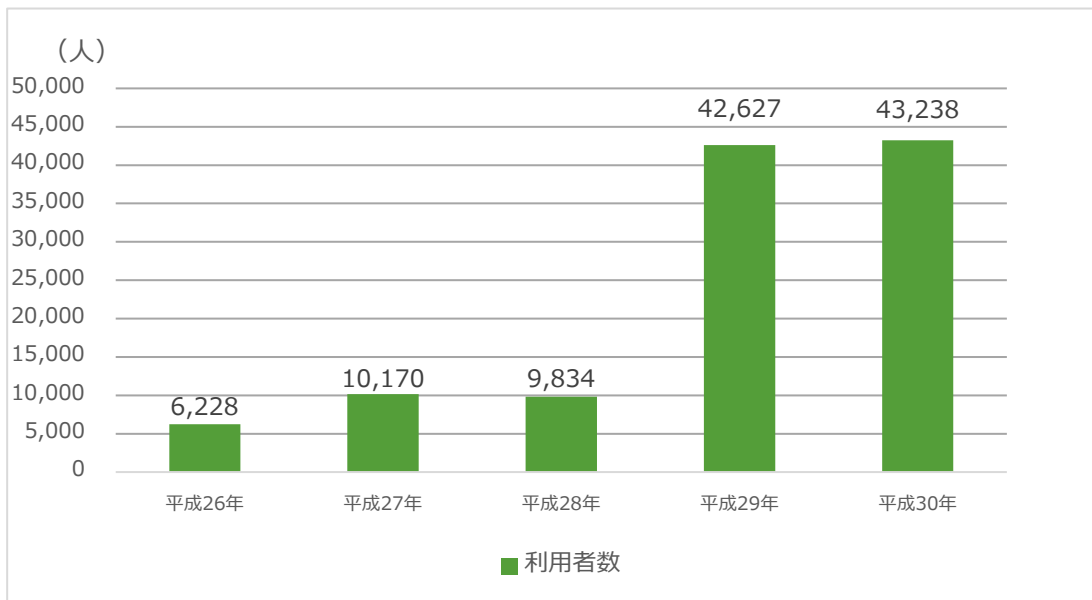


図 2-10: 児童センター利用者数の推移

2-6 保健・福祉系施設

保健・福祉系施設の利用状況は次のとおりです。

社会福社会館の利用者数は、平成 28 年以降減少傾向にあり、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間で約 49%減少しています。

旧老人福祉センターの利用者数は、平成 28 年から平成 29 年度にかけては若干減少したものの、平成 26 年度から平成 28 年度にかけては増加傾向にありました。なお、旧老人福祉センターは平成 30 年 7 月 7 日に閉館しており、現在は利用されていません。

表 2-15: 社会福社会館・旧老人福祉センターの利用者推移

単位:人

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
社会福社会館	10,168	8,637	9,415	6,949	5,216
旧老人福祉センター	14,470	14,839	15,731	15,360	3,981 ※H30.7.7 閉館

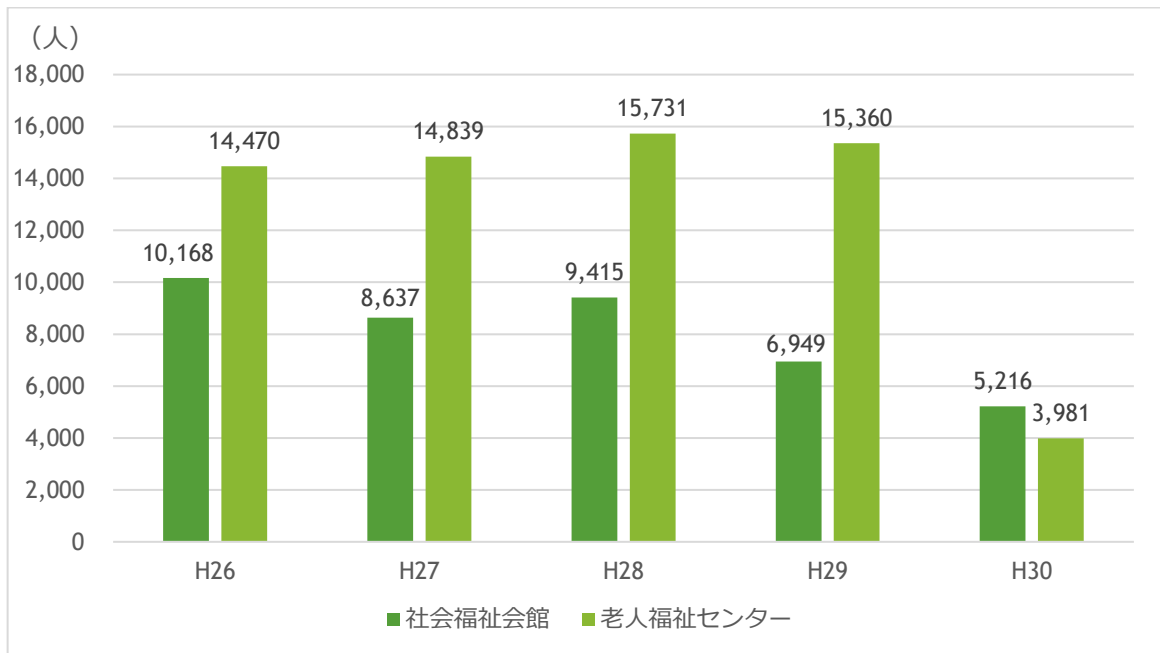


図 2-11: 社会福社会館・旧老人福祉センターの利用者推移

また、保健センターの利用者数は、やや減少傾向ではあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

表 2-16: 保健センターの受診数推移

単位: 人

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H30- H26 増減率
乳幼児健診	乳児	135	108	216	217	213	58%
	幼児 (1 歳半)	139	153	112	125	113	▲19%
	幼児 (2 歳半)	110	133	151	117	120	9%
	幼児 (3 歳半)	146	124	144	157	110	▲25%
	計	530	518	623	616	556	5%
特定健診	特定健診	765	765	746	765	762	0%
	一般健診	164	130	130	119	125	▲24%
	結果説明会	929	895	876	884	887	▲5%
	計	1,858	1,790	1,752	1,768	1,774	▲5%
がん健診	胃がん	693	645	641	521	500	▲28%
	子宮がん	656	683	701	623	650	▲1%
	乳がん	655	684	699	637	684	4%
	大腸がん	1,134	1,151	1,085	1,046	1,164	3%
	肺がん	1,175	1,191	1,161	1,124	1,228	5%
	前立腺がん	446	450	461	455	474	6%
	骨粗鬆症	854	880	888	841	811	▲5%
	計(受診数)	5,613	5,684	5,636	5,247	5,511	▲2%
	計(予想実人数)	1,684	1,705	1,691	1,574	1,653	▲2%
その他	推進員会	20	20	20	20	20	0%
	その他利用者	50	50	50	50	50	0%
	計	70	70	70	70	70	0%
合計人数		4,142	4,083	4,136	4,028	4,053	▲2%

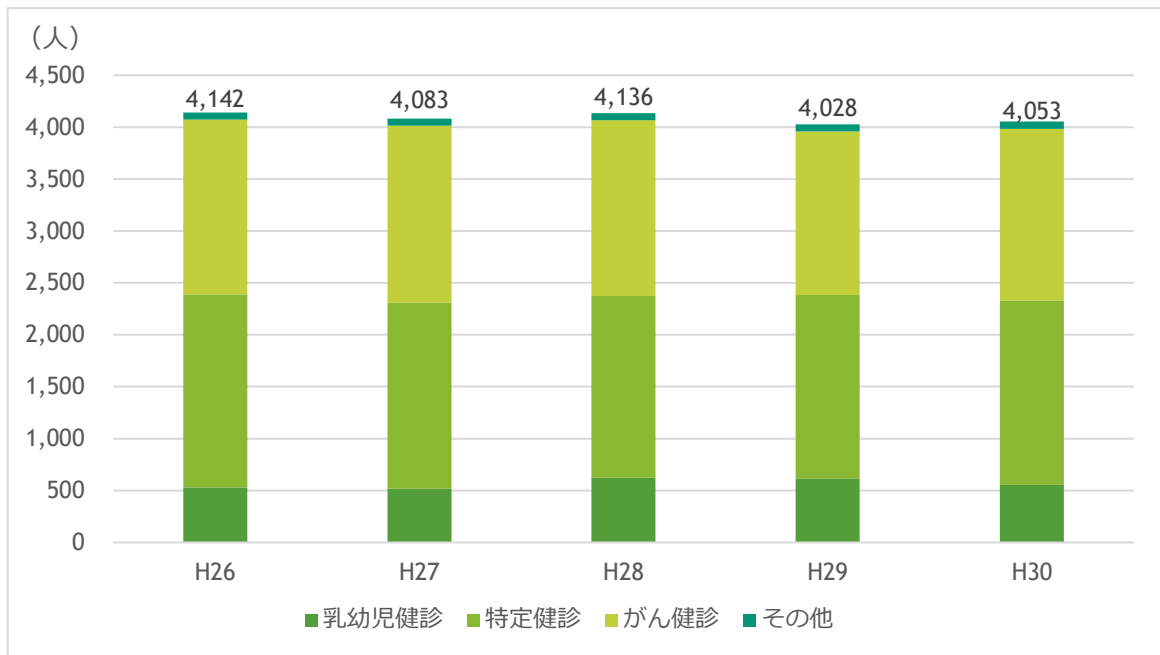


図 2-12: 保健センターの受診者・利用者推移

2-7 社会教育系施設

社会教育系施設の利用状況は次のとおりです。

東原庫舎の利用者は、宿泊利用・日帰り利用ともに平成 29 年度から 30 年度にかけてはやや減少傾向でしたが、平成 30 年度の利用者は平成 26 年度に比べると、宿泊が 1.6 倍、日帰りが 1.2 倍に増加しています。それに伴い使用料収入総額も、平成 30 年度には平成 26 年度の 1.3 倍となっています。

表 2-17: 東原庫舎利用状況

単位: 人

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
宿泊	432	475	694	910	702
日帰り	2,574	2,811	2,865	3,283	3,092
合計	3,006	3,286	3,559	4,193	3,794
開館日数(日)	306	303	303	302	301
一日平均入館者数	9.8	10.8	11.7	13.9	12.6
使用料収入総額(円)	484,600	573,310	550,860	844,490	625,580

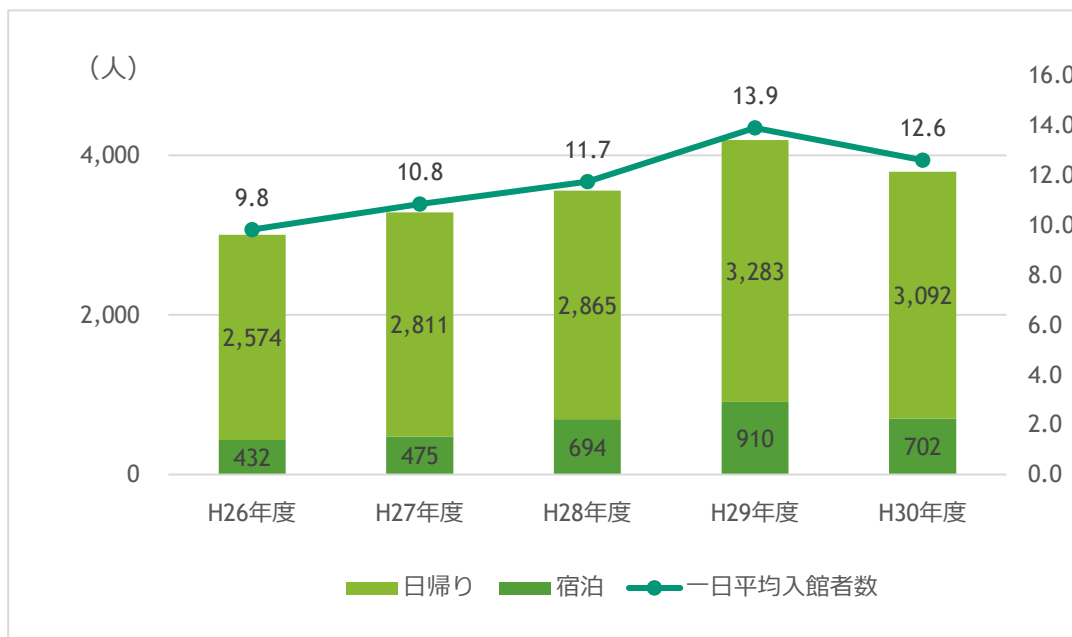


図 2-13: 東原庫舎利用者推移

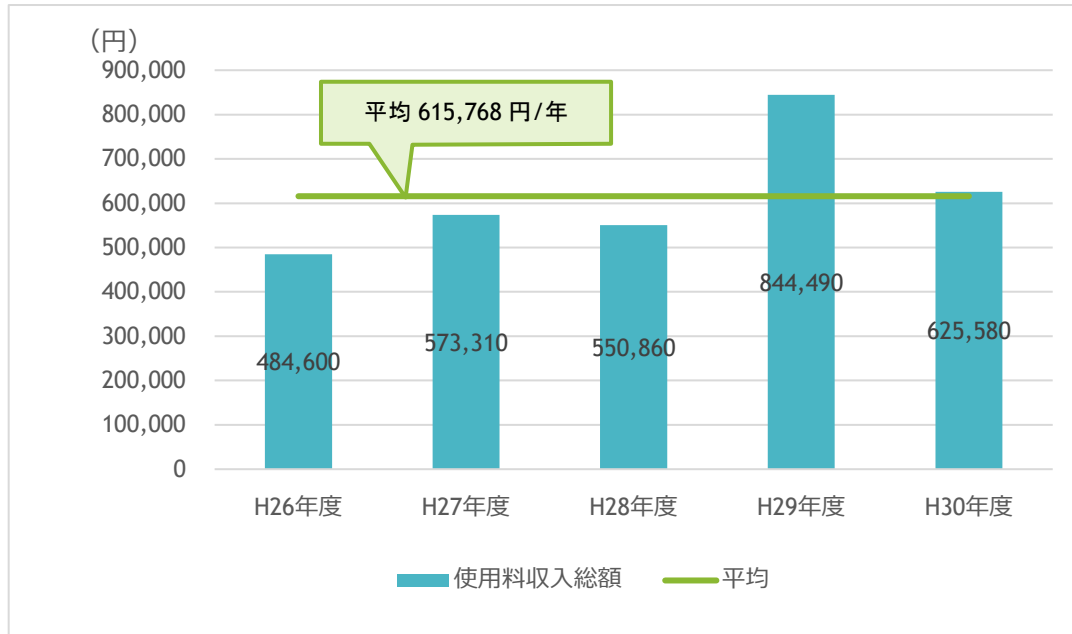


図 2-14: 東原庁舎使用料収入推移

郷土資料館の利用者については、地域、年齢層を問わず、全体的に減少傾向にあります。平成 30 年度の利用者数は、平成 26 年度の約半分となっています。

表 2-18: 郷土資料館利用状況

単位: 人

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
地域	市内	2,612	2,060	2,179	2,113	1,643
	市外	6,158	3,418	3,426	2,932	2,055
	県外	3,979	2,745	4,213	2,047	2,402
	国外	70	280	167	81	98
	合計	12,819	8,503	9,985	7,173	6,198
学生・一般	小学生	874	670	831	709	514
	中学生	205	22	57	172	40
	高校生	22	167	32	23	10
	一般	11,718	7,644	9,065	6,269	5,634
	合計	12,819	8,503	9,985	7,173	6,198
開館日数(日)		305	302	304	308	308
一日平均入館者数		42.0	28.2	32.8	23.3	20.1

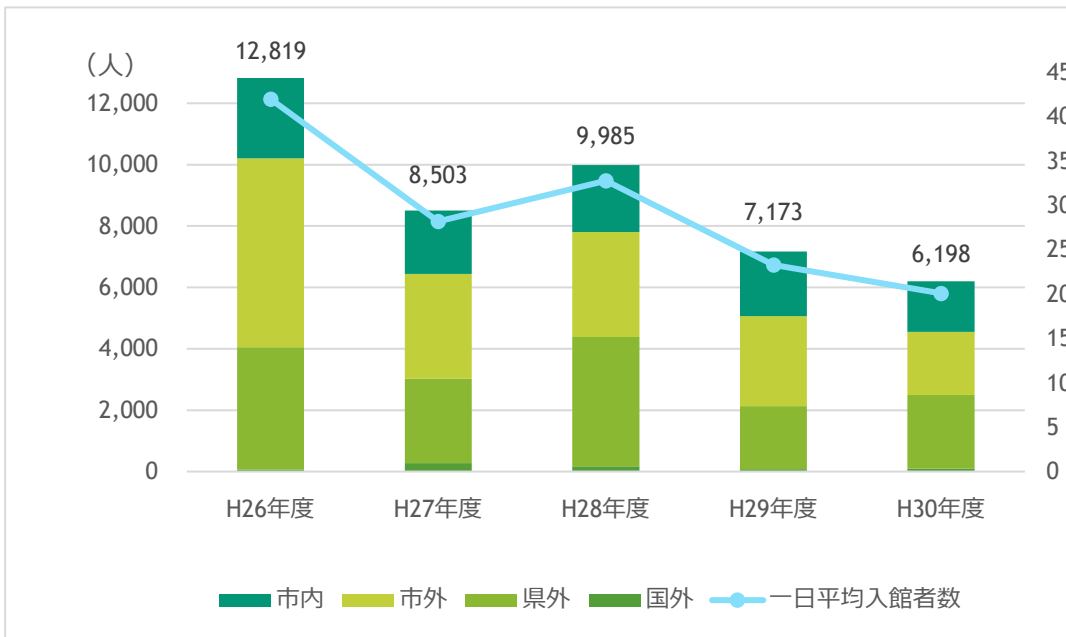


図 2-15: 郷土資料館 地域別利用者数推移

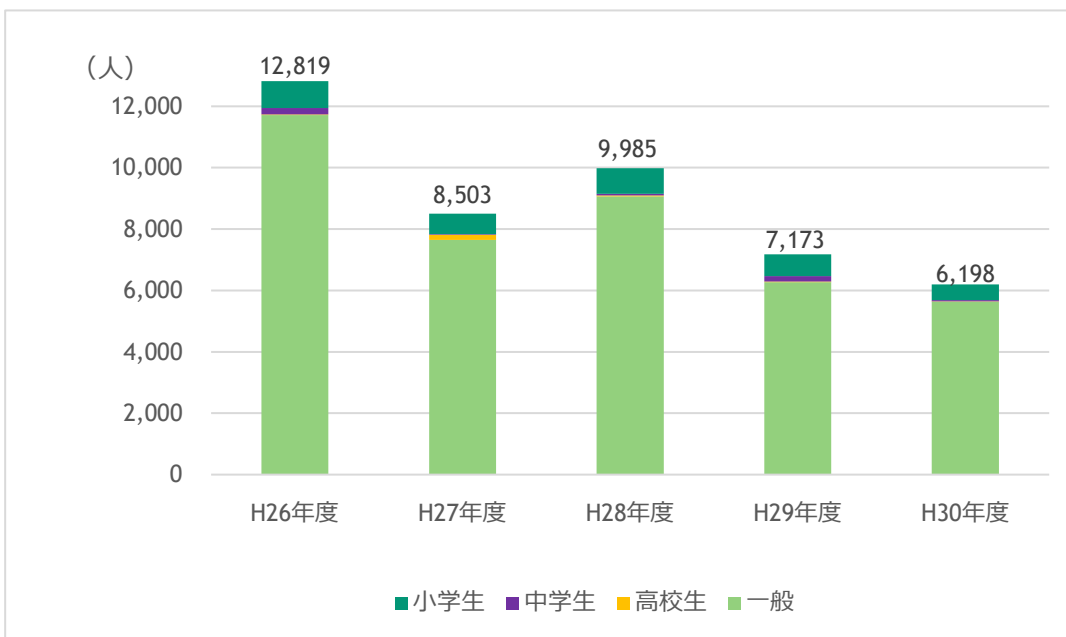


図 2-16: 郷土資料館 学生・一般別利用者数推移

○利用料金と利用時間

各施設の利用料金、利用時間等の概要は、次のとおりです。

東原庁舎			
利用申し込み	原則として使用許可申請書を、使用する5日前までに提出		
利用条件	①各種研修のため日帰りまたは宿泊で利用する ②児童・生徒の場合、指導員の同行が必要 ③幼児の場合、幼稚園・保育園等の教職員・保母の同行が必要		
利用時間	①宿泊しない場合 9時から22時 ②宿泊する場合 9時から翌日9時(入浴は17時から21時)		
休舎日	毎週月曜日(月曜日が国民の祝日に当たるときはその翌日)、 8月14日から8月16日 12月26日から翌年1月4日		
利用料金			
区分	居住地区	宿泊研修料金(1人あたり)	日帰り研修料金(1人あたり)
中学生以下	市内	310円	100円
	市外	510円	100円
高校生	市内	510円	210円
	市外	1,030円	210円
一般	市内	1,030円	210円
	市外	1,550円	310円

多久市立同和教育集会所	
利用時間	8時30分～22時00分 土・日・祝日も可(年末年始休暇・盆休あり)
利用料	無料
利用内容	研究会・会議・サークル活動・趣味の会・料理教室など (ただし、営利目的の利用等は不可)
施設内容	・研修室(2階) 15～20人(机・椅子完備)・プロジェクターあり(貸出無料) ・和室(2階) 12畳 ・調理室(1階) 調理台1台

郷土資料館・歴史民俗資料館・先覚者資料館		
開館時間	9時～16時	
休館日	毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日) 12月25日～1月5日	
入館料	無料	
施設内容	郷土資料館	多久の近代における人々の生活用具や産業の歴史がわかりやすく展示されています
	歴史民俗資料館	多久の新生代における化石や古代から近代にいたる歴史と文化を知ることができます
	先覚者資料館	江戸時代に東原庵舎で学んだ人々や近世・近代に活躍した人物が紹介されています

2-8 病院施設

病院施設の過去5年間の利用状況は、次のとおりです。入院患者数は、平成28～29年度は若干減少したものの、それ以外は概ね25,000人前後で推移しています。外来患者数は年々減少し続けており、平成30年度には平成26年度の約91%となっています。

表 2-19: 病院施設利用状況

単位: 人

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
入院患者数	25,670	25,831	23,497	23,061	24,948
入院数	843	871	865	894	970
退院数	838	881	872	903	957
外来患者数	43,998	43,087	42,238	40,321	40,171

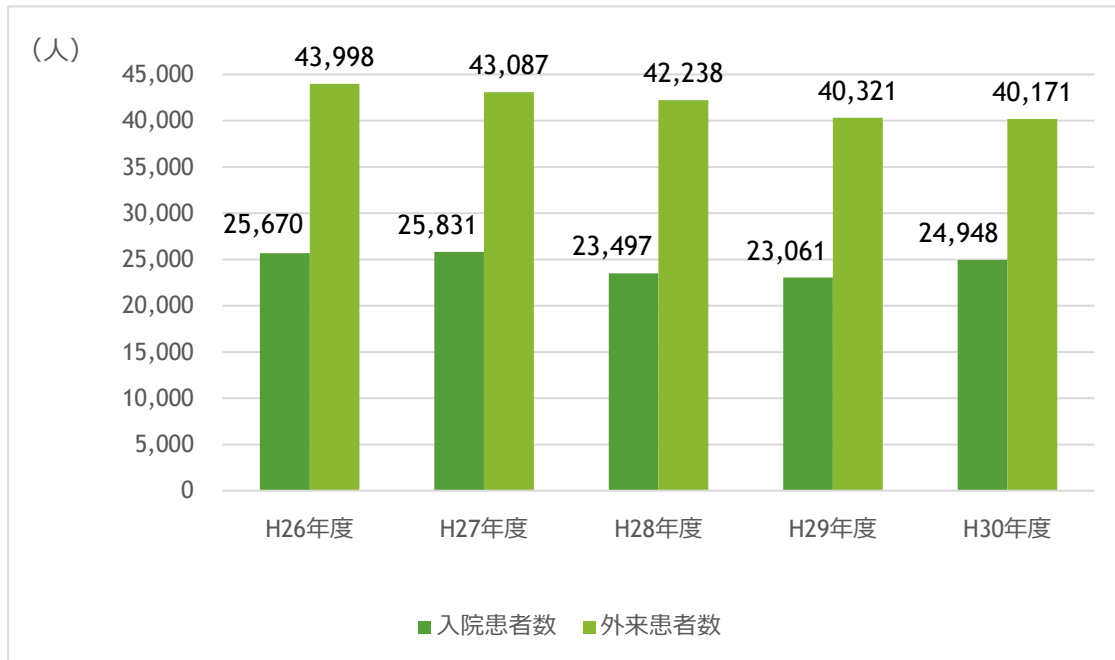


図 2-17: 病院施設利用状況

3 施設関連経費

3-1 行政系施設

行政系施設における、平成 25～29 年度の 5 年間の施設関連経費は、総額約 165 百万円、平均すると年間あたり約 33 百万円でした。

平成 28 年度は庁舎の空調設備改修を行ったことから、他の年度に比べ経費が高額となっています。

表 2-20: 施設別施設関連経費の推移

単位: 円

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	計
市役所庁舎	14,820,241	14,097,020	12,746,413	101,045,503	15,328,274	158,037,451
東庁舎	1,175,888	1,279,482	1,179,854	1,208,486	1,200,024	6,043,734
第二東庁舎	200,998	203,710	204,022	208,322	204,598	1,021,650
計	16,197,127	15,580,212	14,130,289	102,462,311	16,732,896	165,102,835



図 2-18: 施設関連経費の推移

3-2 学校教育系施設

学校教育系施設における、平成 25～29 年度の 5 年間の施設関連経費は、総額約 5.5 億円、平均すると年間あたり約 1.1 億円でした。

平成 26 年度は空調設置工事、平成 27 年度は耐震改修を行ったことから、他の年度よりも経費が高額となっています。

表 2-21: 施設別施設関連経費の推移

単位: 円

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	計
東原庫舎東部校	13,574,537	76,240,108	74,735,042	12,889,515	16,152,687	193,591,889
東原庫舎中央校	5,091,799	39,028,159	40,275,277	15,644,214	45,831,779	145,871,228
東原庫舎西溪校	5,889,376	56,154,574	60,204,503	8,057,084	14,511,289	144,816,826
学校給食センター	8,512,811	8,356,965	7,911,240	27,353,677	9,252,853	61,387,546
計	33,068,523	179,779,806	183,126,062	63,944,490	85,748,608	545,667,489

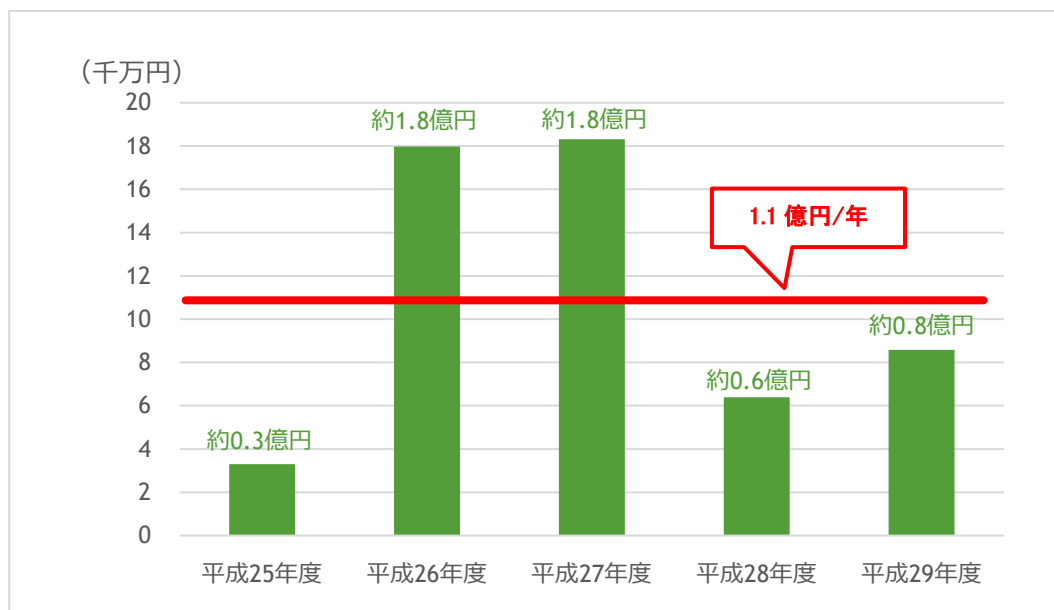


図 2-19: 施設関連経費の推移

3-3 スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設における、平成 25～29 年度の 5 年間の施設関連経費は、総額約 17.2 億円、平均すると年間あたり約 3.4 億円でした。

平成 28 年度から平成 29 年度にかけてTAQUA(タクア)の施設整備を行ったこと、また平成 29 年度より 5 つの旧学校施設(体育館)を社会体育館として利用開始したことから、特に平成 29 年度は経費が高額となっています。

表 2-22: 施設別施設関連経費の推移

単位: 円

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	計
納所社会体育館	—	—	—	232,200	9,720	241,920
東多久社会体育館	215,438	206,480	221,006	433,758	784,390	1,861,072
南多久社会体育館	—	60,480	486,302	525,724	438,247	1,510,753
西多久社会体育館	7,350	267,088	12,152,404	1,888,498	92,791	14,408,131
緑が丘社会体育館	688,397	664,047	714,655	804,111	743,933	3,615,143
北多久社会体育館	699,546	673,129	722,917	804,111	809,153	3,708,856
体育センター	715,296	717,193	964,837	1,260,366	679,965	4,336,657
TAQUA(タクア)	—	—	—	301,700,000	1,393,317,200	1,529,435,723
計	2,326,027	2,588,417	15,262,121	307,648,768	1,396,874,399	1,724,699,732

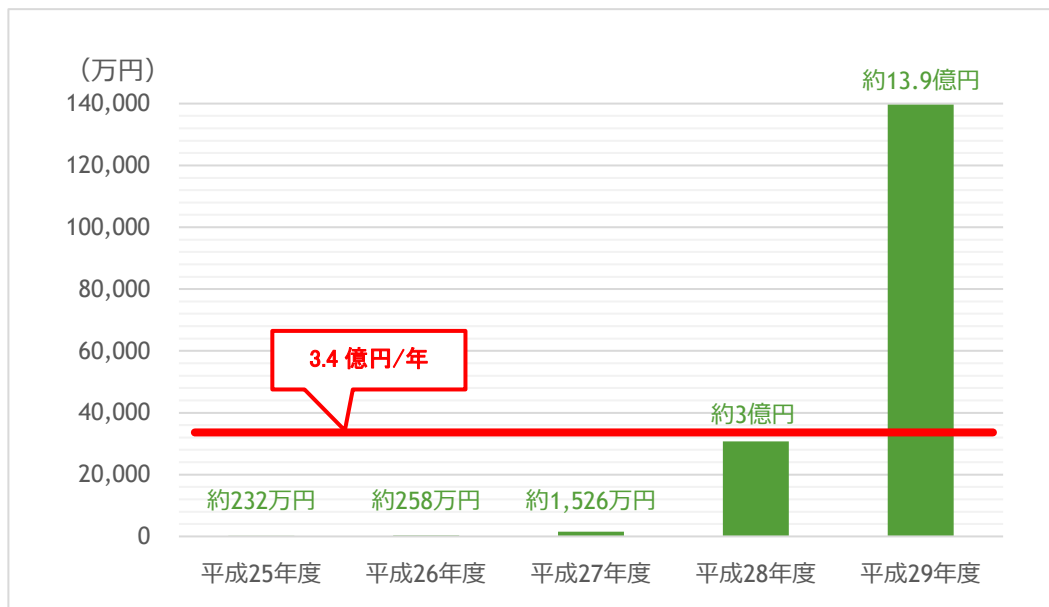


図 2-20: 施設関連経費の推移

3-4 市民文化系施設

市民文化系施設における、平成 25～29 年度の 5 年間の施設関連経費は、総額約 5 億円、平均すると年間あたり約 1 億円でした。平成 26 年度はまちづくり交流センターの施設整備を行ったことから、他の年度に比べ経費が高額となっています。

表 2-23: 施設別施設関連経費の推移

単位:円

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	計
中央公民館	16,000,735	8,333,896	7,253,088	15,026,735	14,097,782	60,712,236
東多久公民館	1,464,173	1,514,004	1,364,483	2,463,370	1,933,035	8,739,065
南多久公民館	1,324,754	1,432,155	2,200,609	2,359,580	1,827,663	9,144,761
多久公民館	1,758,161	1,464,605	1,263,477	2,868,283	1,751,114	9,105,640
西多久公民館	1,240,218	1,260,488	1,480,846	2,212,962	1,342,422	7,536,936
北多久公民館	988,287	968,794	1,642,622	1,621,762	958,540	6,180,005
納所交流センター	871,644	553,649	1,223,303	3,337,004	1,274,957	7,260,557
東多久交流プラザ	141,414	107,047	90,356	127,741	94,060	560,618
まちづくり交流センター	—	382,622,544	3,375,983	3,393,112	3,460,484	392,852,123
計	23,789,386	398,257,182	19,894,767	33,410,549	26,740,057	502,091,941



図 2-21: 施設関連経費の推移

3-5 子育て支援施設

子育て支援施設における、平成26～30年度の5年間の施設関連経費は、総額約1,500万円、平均すると年間あたり約300万円でした。

なお児童センターは平成29年4月にオープンしたため、光熱水費等の維持管理費は平成29年度以降のデータのみとなります。

表 2-24: 施設別施設関連経費の推移

単位: 円

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	計
旧東部小学校 (児童クラブ)	1,189,038	1,161,917	1,109,792	1,182,448	1,301,993	5,945,188
児童センター	—	—	—	4,972,574	4,071,143	9,043,717
計	1,189,038	1,161,917	1,109,792	6,155,022	5,373,136	14,988,905

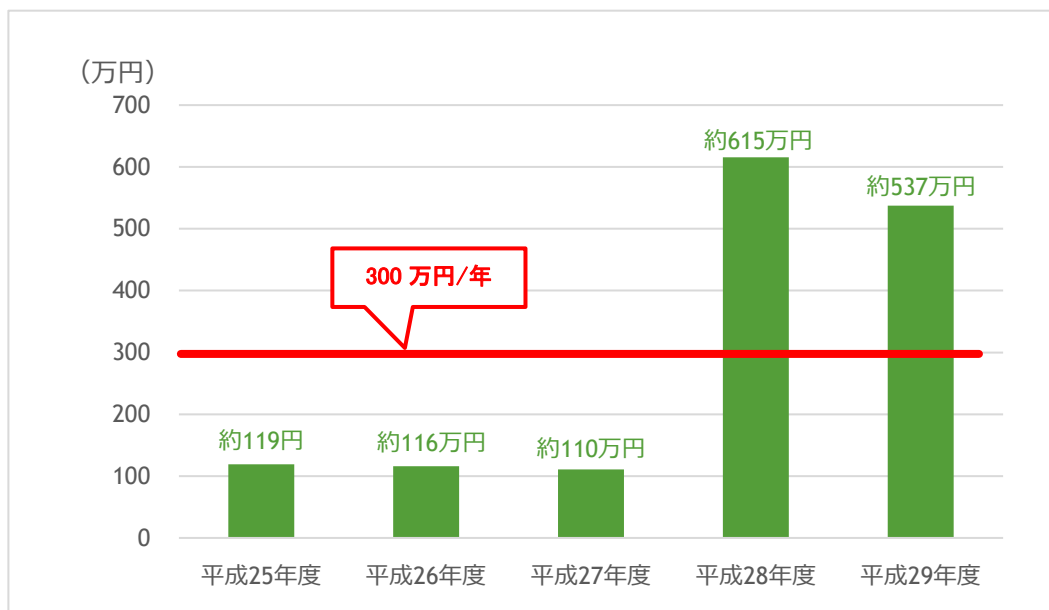


図 2-22: 施設関連経費の推移

3-6 保健・福祉系施設

保健・福祉系施設における、平成 26～30 年度の 5 年間の施設関連経費は、総額約 2,400 万円、平均すると年間あたり約 500 万円でした。

平成 29 年度については、社会福社会館において空調設備の改修工事を行ったことから、他の年度に比べて経費が高額となっています。

表 2-25: 施設別施設関連経費の推移

単位: 円

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	計
社会福社会館	56,148	831,674	70,824	15,363,870	177,450	16,499,966
旧老人福祉センター	911,101	905,850	121,770	79,856	110,202	2,128,779
保健センター	977,554	1,080,862	1,151,017	1,471,996	1,210,679	5,892,108
計	1,944,803	2,818,386	1,343,611	16,915,722	1,498,331	24,520,853

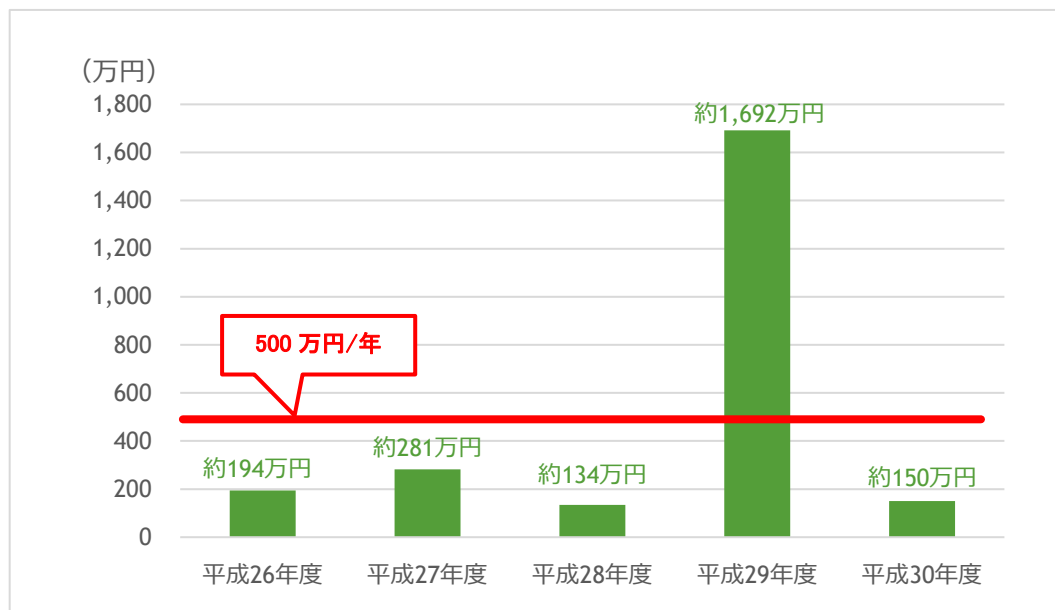


図 2-23: 施設関連経費の推移

3-7 社会教育系施設

社会教育系施設における、平成 26～30 年度の 5 年間の施設関連経費は、総額約 2,500 万円、平均すると年間あたり約 500 万円でした。

表 2-26: 施設別施設関連経費の推移

単位: 円

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	計
東原庫舎	1,350,516	3,297,475	1,234,978	1,277,767	1,138,651	8,299,387
同和教育集会所	1,980,265	383,435	414,500	423,999	1,158,063	4,360,262
鳥居原教育集会所	213,318	183,946	215,472	181,887	203,051	997,674
聖廟展示館	207,000	207,000	207,000	1,096,000	207,000	1,924,000
文化財発掘事務所	346,793	361,209	369,717	496,951	453,963	2,028,633
茶園原遺跡倉庫	—	—	—	—	—	—
郷土資料館	1,217,937	1,254,595	2,488,759	1,433,810	1,106,014	7,501,115
多久市歴史民俗資料館						
先覚者資料館						
計	5,315,829	5,687,660	4,930,426	4,910,414	4,266,742	25,111,071

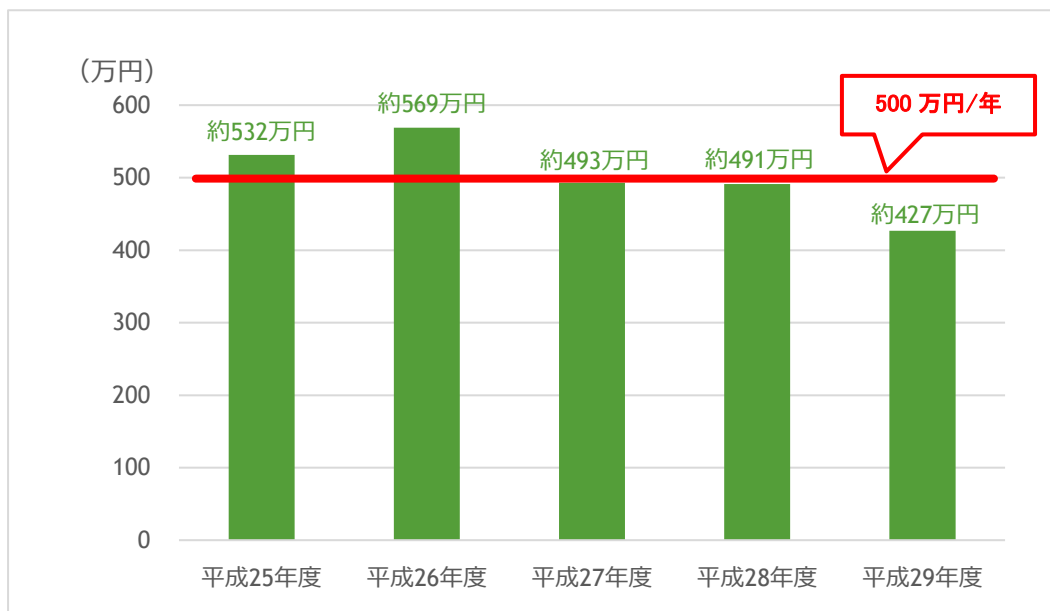


図 2-24: 施設関連経費の推移

3-8 病院施設

病院施設における、平成 26～30 年度の 5 年間の施設関連経費は、総額約 3.8 億円、平均すると年間あたり約 0.8 億円でした。

平成 26・27 年度は空調設備等の改修工事を実施したことから、他の年度に比べ経費が高額となっています。

表 2-27: 施設別施設関連経費の推移

単位:円

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	計
多久市立病院	132,313,803	149,995,242	35,341,504	36,826,217	30,121,717	384,598,483

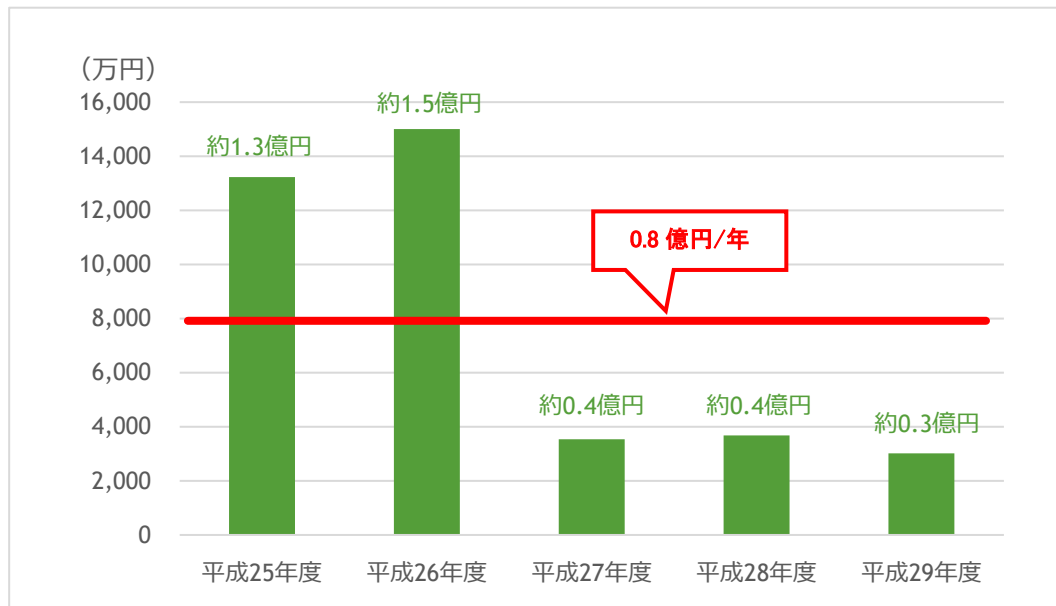


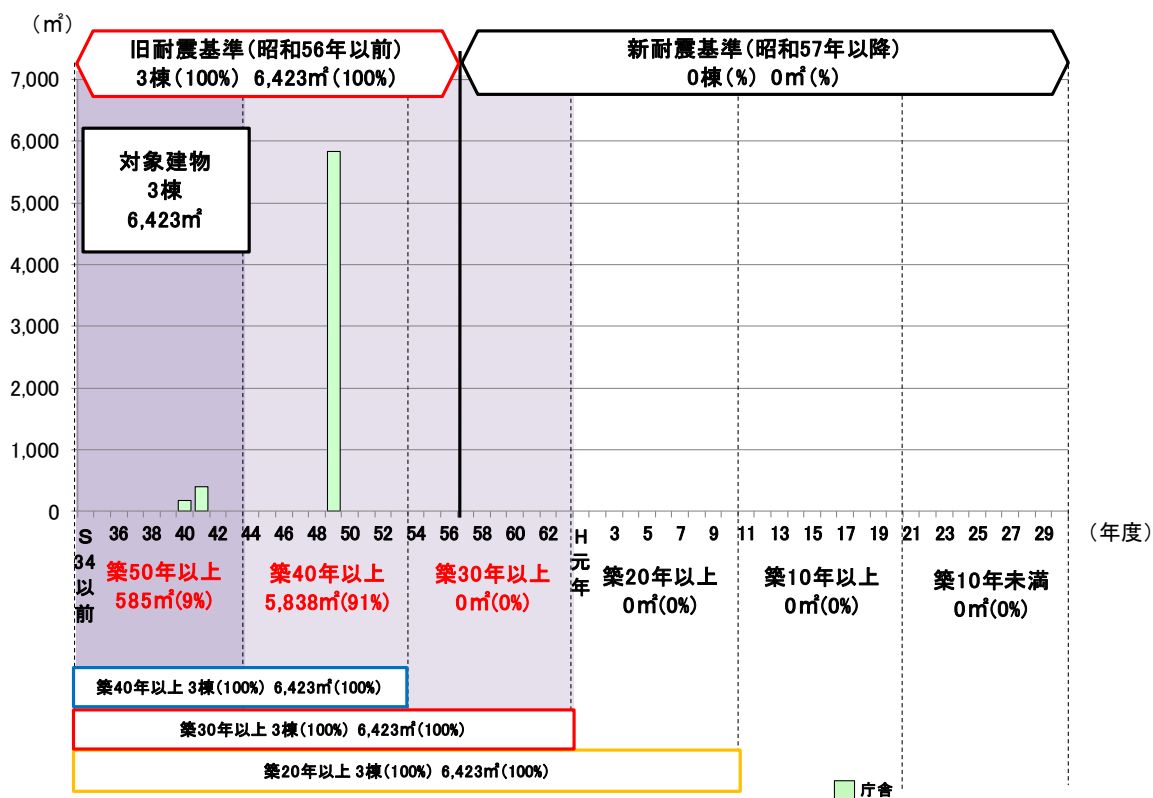
図 2-25: 病院施設の年度別利用状況

4 施設保有状況

4-1 行政系施設

平成30年4月1日時点で、本市が設置している行政系施設は、3施設3棟で、延床面積は6,423㎡となっています。建築年次別の整備状況は次に示すとおりで、行政系施設は全てが旧耐震基準(昭和56年以前)に基づき建築された施設となっています。建築後40~50年が経過しており、老朽化が進んでいる状況です。

築年別整備状況



※四捨五入により合計が一致しない場合があります

図 2-26: 建築年別の床面積分布

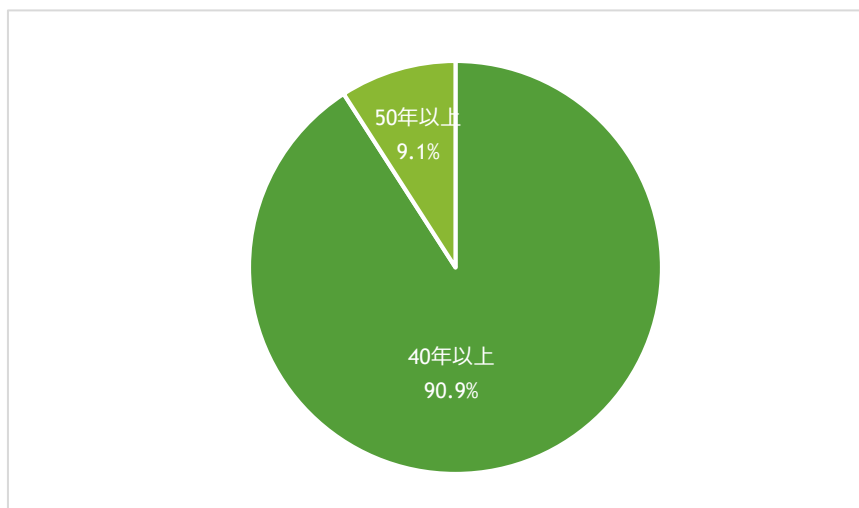
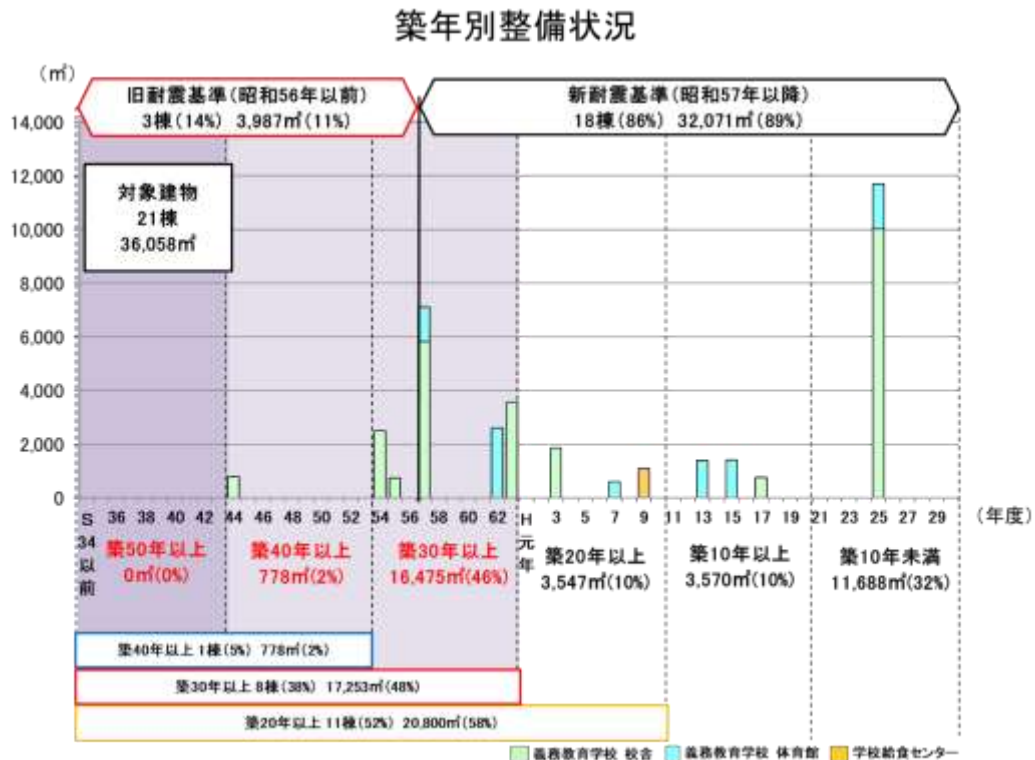


図 2-27: 築年数別の床面積割合

4-2 学校教育系施設

平成30年4月1日時点で、本市が設置している学校数は、義務教育学校3校、その他の学校教育系施設は給食センター1棟で、延床面積は36,058㎡となっています。建築年次別の整備状況は次に示すとおりで、旧耐震基準(昭和56年以前)に基づき建築された施設は3棟で、学校教育系施設全体の約14%、延床面積の合計は3,987㎡で、施設全体の延床面積の約11%を占めています。なお、築後30年以上の建物となると8棟で施設全体の約38%、延床面積の合計は17,253㎡で施設全体の約48%と半数近くを占めており、多くの建物で老朽化が進んでいます。



※四捨五入により合計が一致しない場合があります

図 2-28: 建築年別の床面積分布

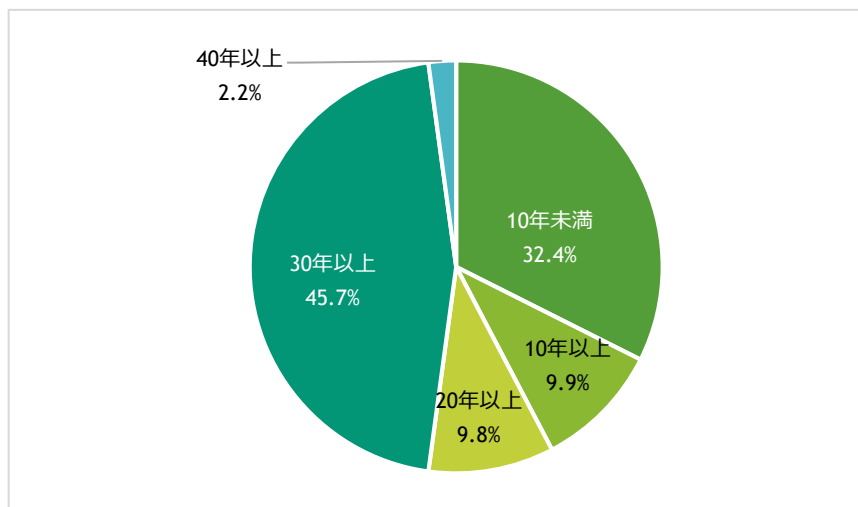


図 2-29: 築年数別の床面積割合

以下に、平成 30 年度における各学校施設の生徒 1 人あたりの延床面積を示します。東原彦舎西溪校の 1 人あたりの延床面積は他の 2 校に比べるとやや大きいものの、大きな偏りは見られません。全校の平均では、1 人あたり約 26.89 m²となっています。

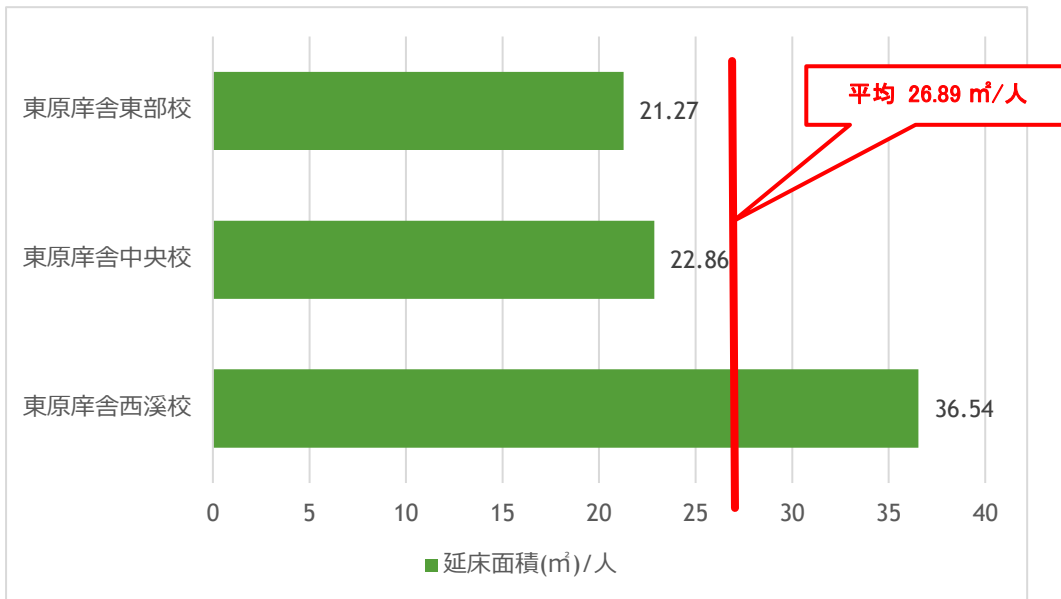
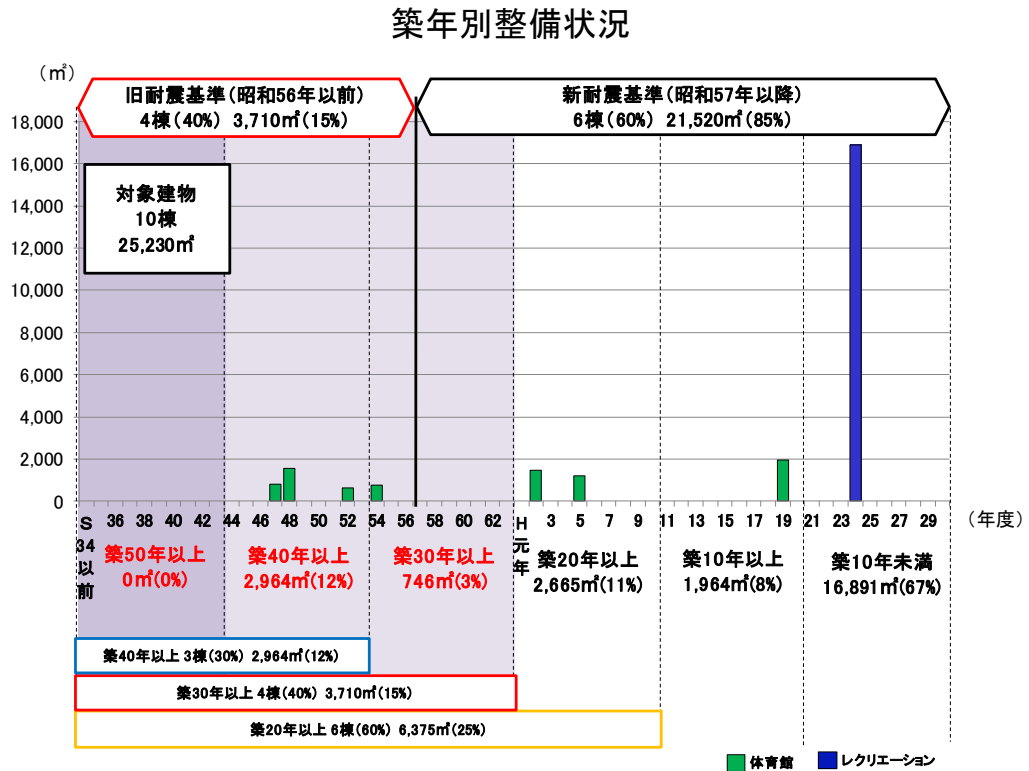


図 2-30:生徒一人あたりの延床面積

4-3 スポーツ・レクリエーション系施設

平成30年4月1日時点で、本市が設置しているスポーツ・レクリエーション系施設は8施設10棟で、延床面積は25,230㎡となっています。建築年次別の整備状況は次に示すとおりで、旧耐震基準(昭和56年以前)に基づき建築された施設は4棟で、スポーツ・レクリエーション施設全体の約40%、延床面積の合計は3,710㎡で、施設全体の延床面積の約15%を占めています。



※四捨五入により合計が一致しない場合があります

図 2-31: 建築年別の床面積分布

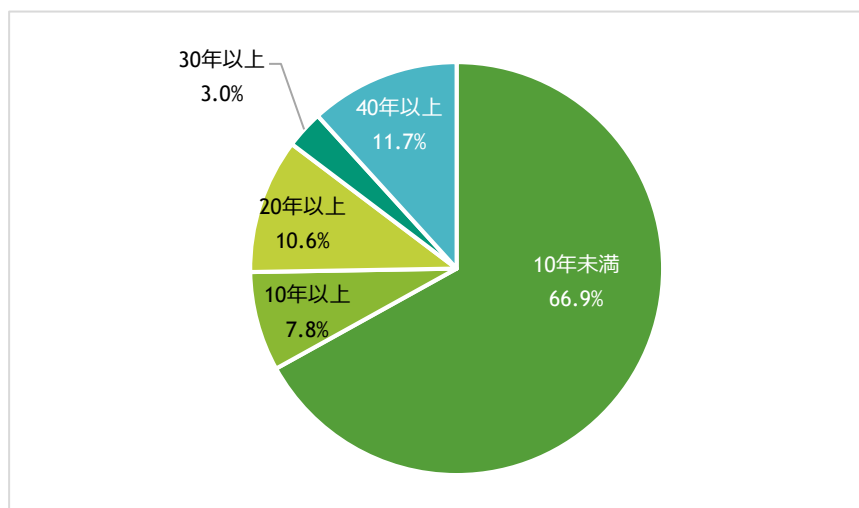
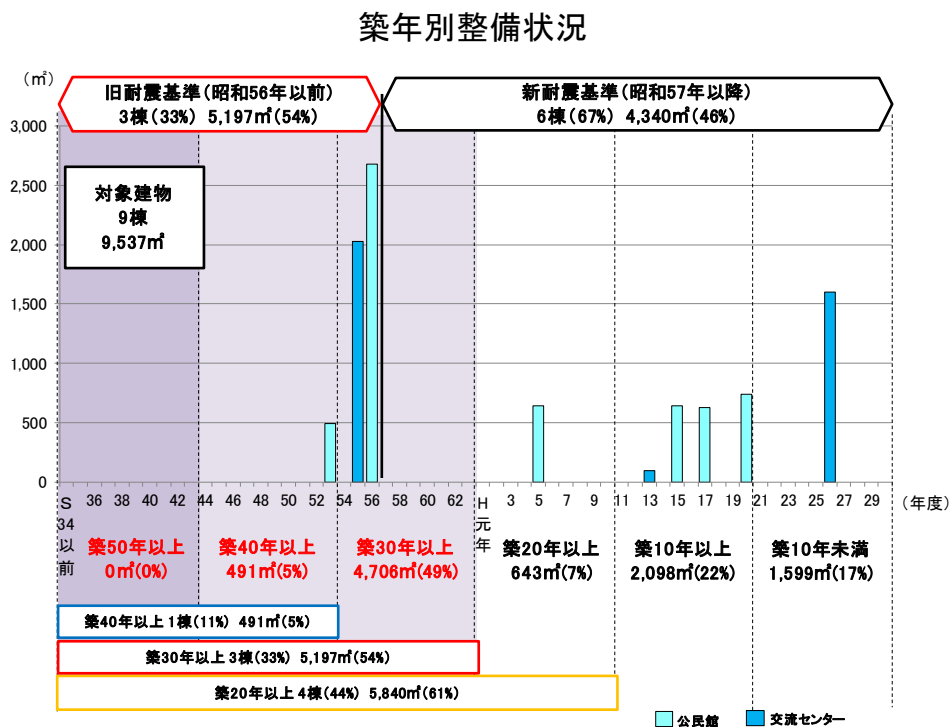


図 2-32: 築年数別の床面積割合

4-4 市民文化系施設

平成30年4月1日時点で、本市が設置している市民文化系施設は、9施設9棟で、延床面積は9,537㎡となっています。建築年次別の整備状況は次に示すとおりで、旧耐震基準(昭和56年以前)に基づき建築された施設は3棟で、市民文化系施設全体の約33%、延床面積の合計は5,197㎡で、施設全体の延床面積の約54%を占めています。



※四捨五入により合計が一致しない場合があります

図 2-33: 建築年別の床面積分布

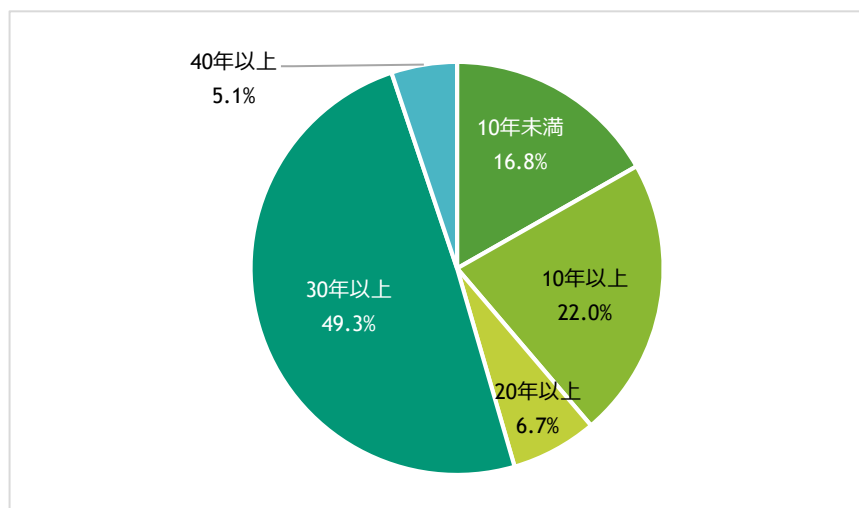
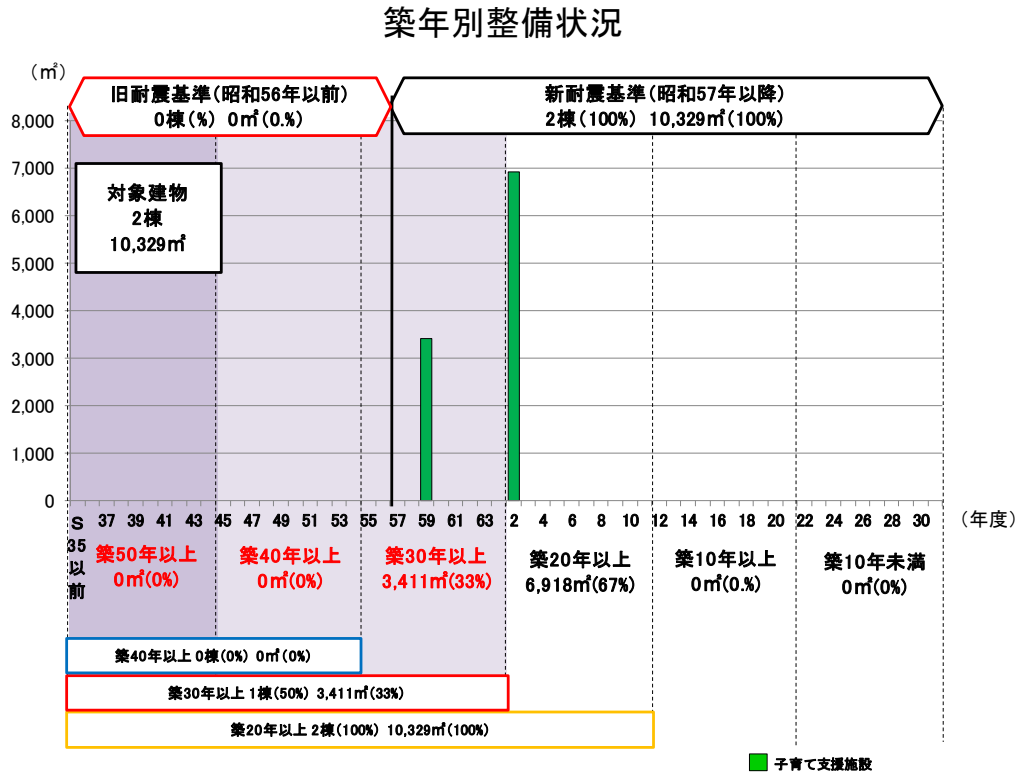


図 2-34: 築年数別の床面積割合

4-5 子育て支援施設

平成31年4月1日時点で、本市が設置している子育て支援施設は、2施設2棟で、延床面積は10,329㎡となっています。建築年次別の整備状況は次に示すとおりで、子育て支援施設は全てが新耐震基準(昭和57年以降)に基づいて建設された施設となっております。

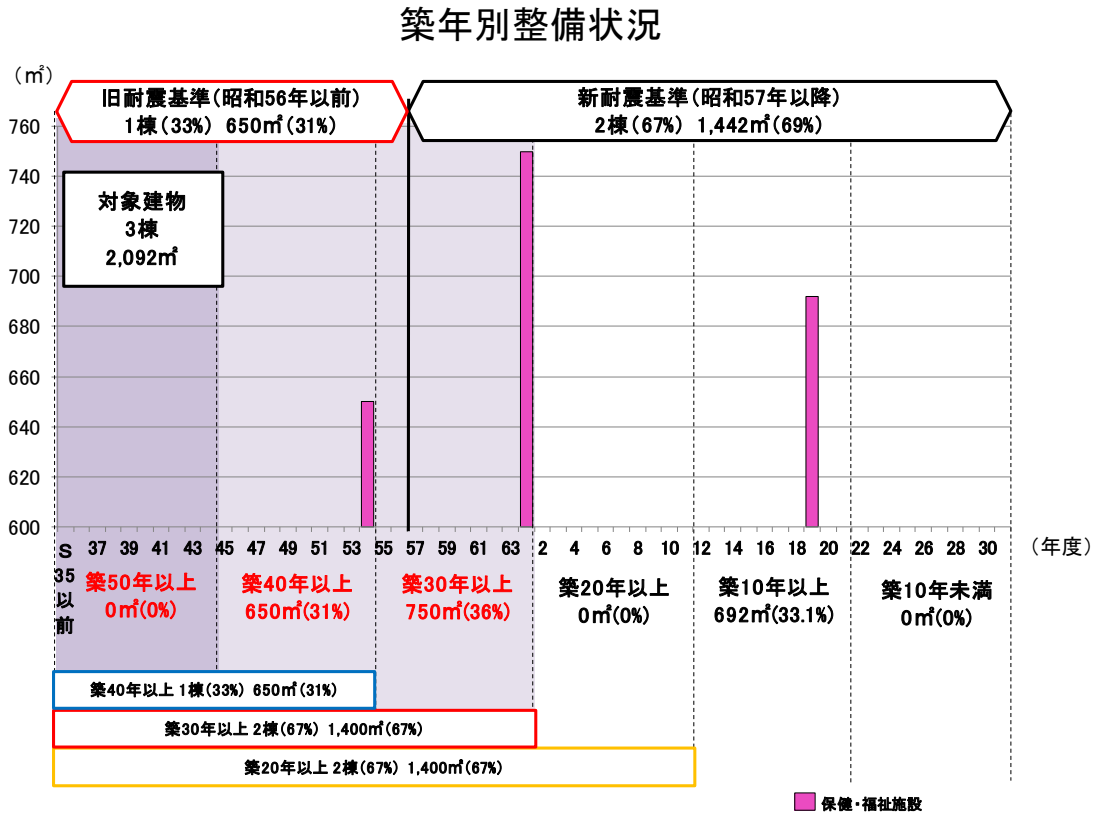


※四捨五入により合計が一致しない場合があります

図 2-35: 建築年別の床面積分布

4-6 保健・福祉系施設

平成31年4月1日時点で、本市が設置している保健・福祉系施設は、3施設3棟で、延床面積は2,092㎡となっています。建築年次別の整備状況は次に示すとおりで、旧耐震基準(昭和56年以前)に基づき建築された施設は1棟で、保健・福祉系施設全体の約33%、施設全体の延床面積の約31%を占めています。



※四捨五入により合計が一致しない場合があります
 図 2-36: 建築年別の床面積分布

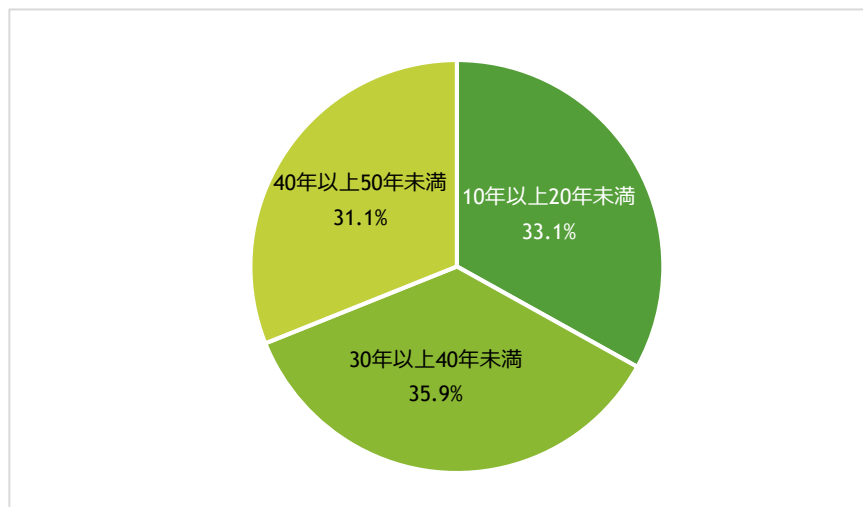
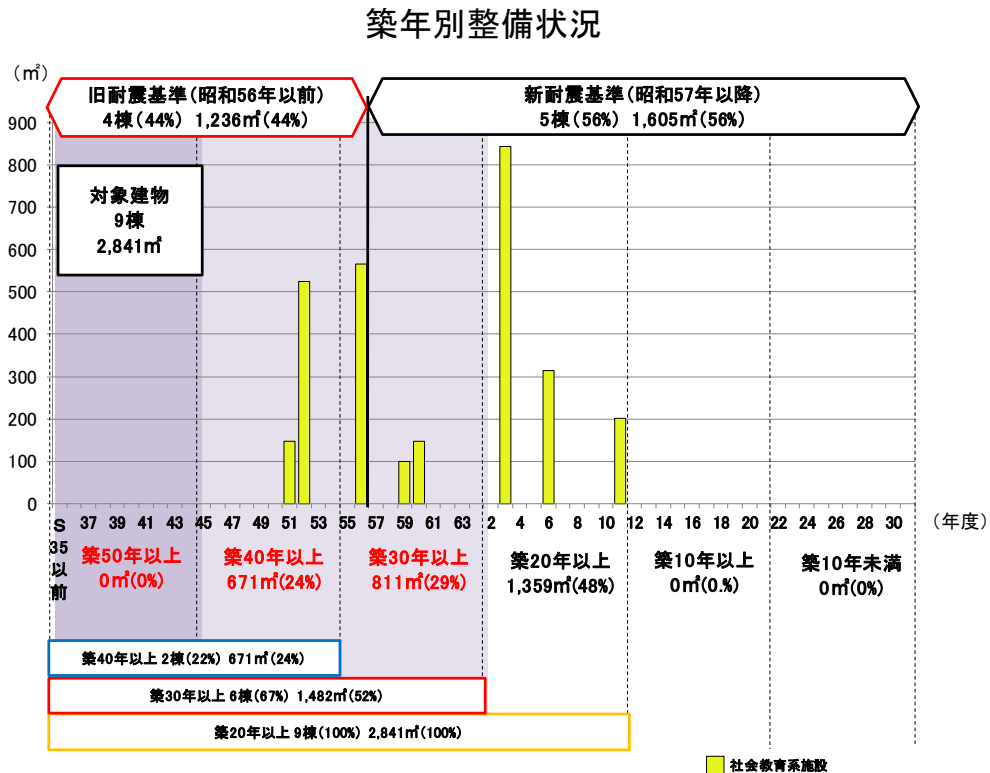


図 2-37: 築年数別の床面積割合

4-7 社会教育系施設

平成 31 年 4 月 1 日時点で、本市が設置している社会教育系施設は、9 施設 9 棟で、延床面積は 2,841 m² となっています。建築年次別の整備状況は次に示すとおりで、旧耐震基準(昭和 56 年以前)に基づき建築された施設は 3 棟で、社会教育系施設全体の約 44%、施設全体の延床面積の約 44%を占めています。また、その他の建物についても築後 20 年以上経過しており、全体的に老朽化が進んでいます。



※四捨五入により合計が一致しない場合があります

図 2-38: 建築年別の床面積分布

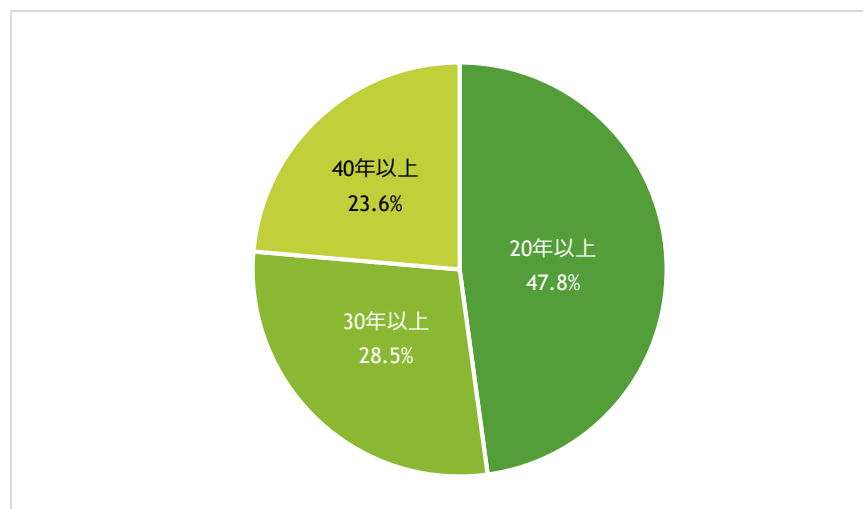
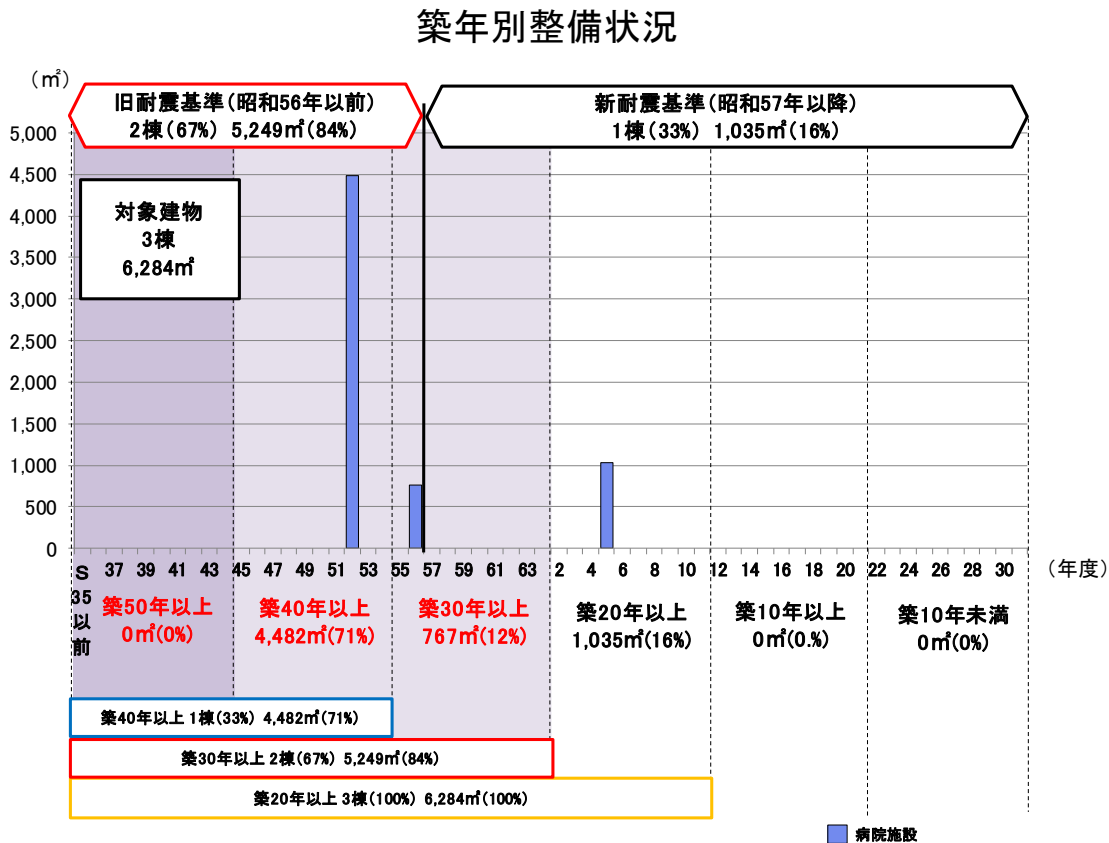


図 2-39: 築年数別の床面積割合

4-8 病院施設

平成31年4月1日時点で、本市が設置している病院施設は、1施設3棟で、延床面積は6,284㎡となっています。建築年次別の整備状況は次に示すとおりで、旧耐震基準(昭和56年以前)に基づき建築された施設は2棟で、施設全体の約67%、延床面積の合計は5,249㎡で施設全体の約84%を占めています。



※四捨五入により合計が一致しない場合があります

図 2-40: 建築年別の床面積分布

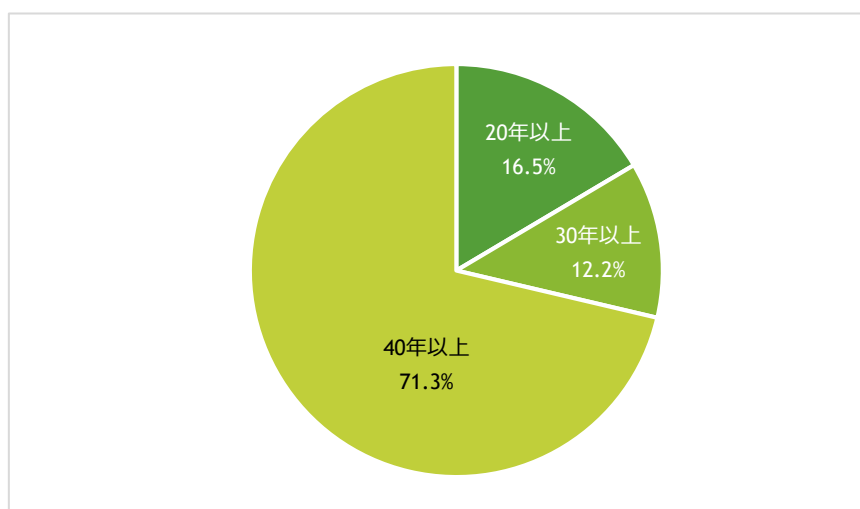


図 2-41: 築年数別の床面積割合

5 危険区域及び避難所指定状況

5-1 行政系施設

行政系施設については、いずれも土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域に該当していません。また、緊急時の避難所にも指定されていません。

土砂災害警戒区域

警戒区域：土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域

特別警戒区域：土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域



洪水浸水想定区域

水防法の規定に基づき想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水により、牛津川、今出川、中通川が氾濫した場合に想定される浸水区域及び想定水深



避難所

指定避難所：災害が発生した場合において、被災した住民が一時的に滞在し生活するための施設。

指定緊急避難場所：災害が発生し、又はおそれがある場合において、その危険から逃れるための施設又は場所。



※多久市防災ハザードマップより

5-2 学校教育系施設

学校教育系施設の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域及び避難所の指定状況は、次のとおりです。

土砂災害警戒区域に該当する施設はありませんが、東原庫舎東部校と学校給食センターについては、洪水浸水想定区域に該当し、想定水深は0.5m以上～3.0m未満とされています。また、学校施設の体育館・運動場は、避難所及び緊急避難場所に指定されています。

表 2-28:危険区域・避難所指定状況

施設名	土砂災害警戒区域 (急傾斜地or土石流)	洪水浸水想定区域 想定水深	避難所指定
東原庫舎東部校	—	0.5m以上～3m未満(一部)	体育館:指定避難所 運動場:指定緊急避難場所
東原庫舎中央校	—	—	前期体育館:指定避難所 運動場:指定緊急避難場所
東原庫舎西溪校	—	—	西体育館:指定避難所 西運動場:指定緊急避難場所
学校給食センター	—	0.5m以上～3m未満	—

5-3 スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域及び避難所の指定状況は、次のとおりです。

東多久社会体育館は急傾斜地の警戒区域に該当しており、さらに納所社会体育館、東多久社会体育館、南多久社会体育館の3施設については、洪水浸水想定区域に該当し、想定水深は0.5m以上～3.0m未満とされています。また、緊急時の避難所に指定されている施設が5施設あります。

表 2-29:危険区域・避難所指定状況

施設名	土砂災害警戒区域 (急傾斜地or土石流)	洪水浸水想定区域 想定水深	避難所指定
納所社会体育館	—	0.5m以上～3.0m未満	—
東多久社会体育館	急傾斜地_警戒区域	0.5m以上～3.0m未満	—
南多久社会体育館	—	0.5m以上～3.0m未満	指定避難所
西多久社会体育館	—	—	指定避難所
緑が丘社会体育館	—	—	指定避難所・ 指定緊急避難場所
北多久社会体育館	—	—	指定避難所・ 指定緊急避難場所
体育センター	—	—	指定避難所
TAQUA(タクア) 本館	—	—	—
TAQUA(タクア) ホテル	—	—	—
TAQUA(タクア) 店舗	—	—	—

5-4 市民文化系施設

市民文化系施設の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域及び避難所の指定状況は、次のとおりです。

西多久公民館は急傾斜地の特別警戒区域に該当しており、さらに東多久公民館、南多久公民館、納所交流センター、まちづくり交流センターの4施設については、洪水浸水想定区域に該当しています。また、緊急時の避難所に指定されている施設が6施設あります。

表 2-30:危険区域・避難所指定状況

施設名	土砂災害警戒区域 (急傾斜地or土石流)	洪水浸水想定区域 想定水深	避難所指定
中央公民館	—	—	—
東多久公民館	—	3.0m以上～5.0m未満(一部)	指定避難所
南多久公民館	—	0.5m以上～3.0m未満	指定避難所
多久公民館	—	—	指定避難所
西多久公民館	急傾斜地_特別警戒区域	—	指定避難所
北多久公民館	—	—	指定避難所
納所交流センター	—	0.5m以上～3.0m未満	指定避難所
東多久交流プラザ	—	—	—
まちづくり交流センター	—	0.5m未満(一部)	—

5-5 子育て支援施設

子育て支援施設の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域及び避難所の指定状況は、次のとおりです。

旧東部小学校(児童クラブ)は、急傾斜地警戒区域及び洪水浸水想定区域に該当しています。また、児童センターは指定避難所及び緊急避難場所になっています。

表 2-31:危険区域・避難所指定状況

施設名	土砂災害警戒区域 (急傾斜地or土石流)	洪水浸水想定区域 想定水深	避難所指定
旧東部小学校(児童クラブ)	急傾斜地_警戒区域	3.0m以上～5.0m未満	—
児童センター	—	—	指定避難所・ 緊急避難場所

5-6 保健・福祉系施設

保健・福祉系施設については、土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域に該当していません。また、緊急時の避難所にも指定されていません。

5-7 社会教育系施設

社会教育系施設の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域及び避難所の指定状況は、次のとおりです。洪水浸水が想定されている施設はありませんが、6施設は土石流の警戒区域に該当しています。避難所に指定されている施設はありません。

表 2-32:危険区域・避難所指定状況

施設名	土砂災害警戒区域 (急傾斜地or土石流)	洪水浸水想定深	避難所指定
東原庫舎	土石流_警戒区域	—	—
同和教育集会所	—	—	—
鳥居原教育集会所	—	—	—
聖廟展示館	土石流_警戒区域(一部)	—	—
文化財発掘事務所	土石流_警戒区域(一部)	—	—
茶園原遺跡倉庫	—	—	—
郷土資料館	土石流_警戒区域	—	—
多久市歴史民俗資料館	土石流_警戒区域	—	—
先覚者資料館	土石流_警戒区域(一部)	—	—

5-8 病院施設

病院施設については、土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域に該当していません。また、緊急時の避難所にも指定されていません。

6 施設の老朽化状況

本市が設置する公共施設のうち、本計画に記載の 39 施設について、その老朽化状況を把握します。

施設の老朽化の把握は、①構造躯体の健全性と②躯体以外の劣化状況とに分けて行いました。構造躯体の健全性は、すでに実施されている耐震診断報告書等を基に、長寿命化改修に適さない建物を選別します。

また、躯体以外の劣化状況は、現地調査により把握し、劣化度の算定・評価を実施し、劣化部位の修繕コストや改修等の優先順位付けを今後の維持・更新コストの算出に反映させるため、「劣化状況調査票」を作成することにより、躯体以外の劣化状況を把握します。

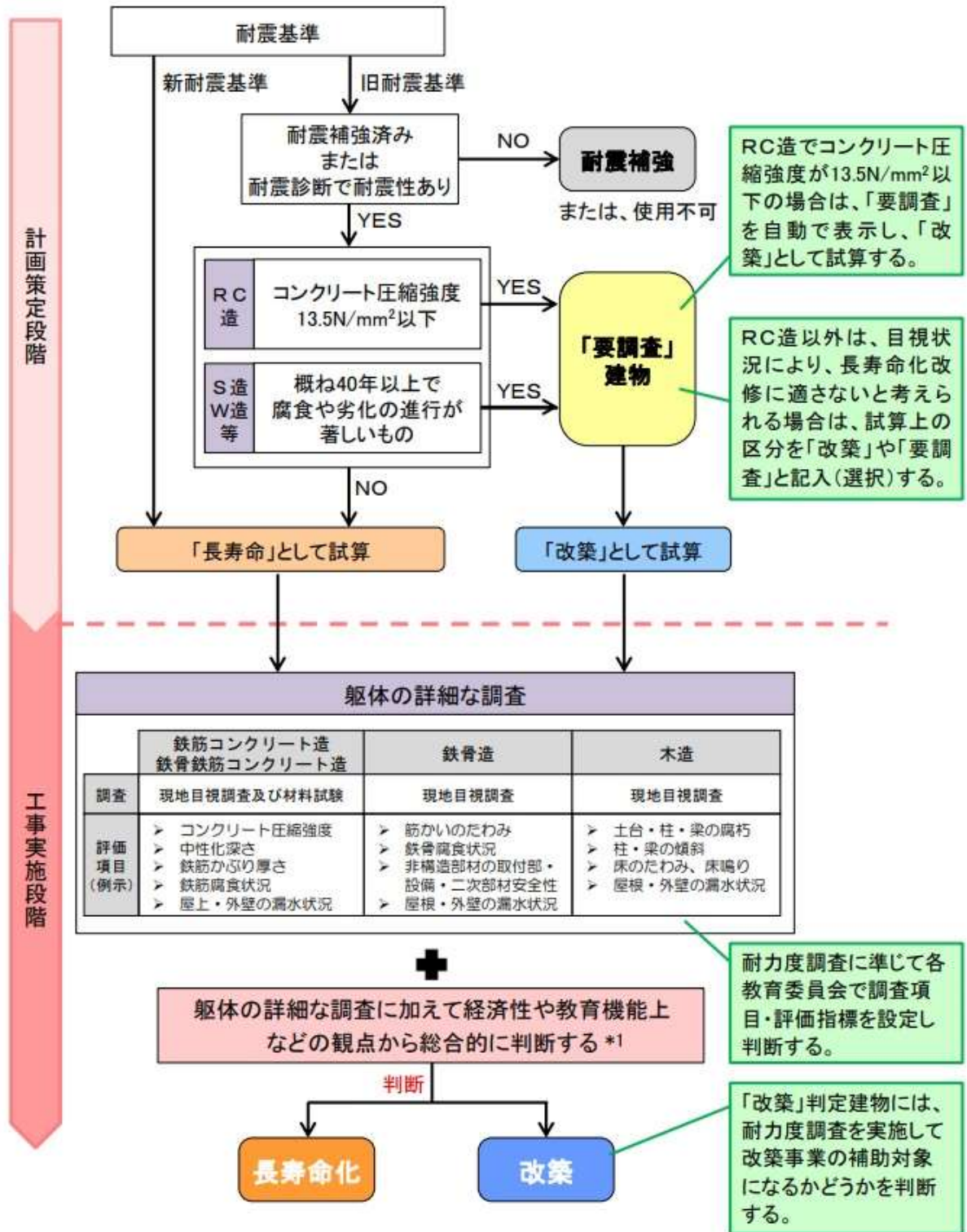
6-1 構造躯体の健全性の把握

施設を従来のように築 50 年未満で建替えるのではなく、80 年程度の長期間にわたって使用するためには、構造躯体の健全性が確保されている必要があります。このため、長寿命化改修に適さない可能性がある建物については、今後の維持・更新コストを試算する上で「改築」と区分して算定を行います。

※調査年度:2018 年度、2019 年度

計画策定段階の判定基準

- ◆ 旧耐震基準の鉄筋コンクリート造の建物については、耐震診断報告書に基づき、コンクリート圧縮強度が 13.5N/m^2 以下のもの、及び圧縮強度が不明のものは「要調査」建物とし、試算上は「改築」とする。
- ◆ 旧耐震基準の鉄骨造、木造の建物については、現地調査結果を基に判断し、概ね建築後 40 年以上で腐食や劣化の著しいものは「要調査」建物とし、試算上は「改築」とする。
- ◆ 上記以外は、試算上の区分を長寿命化とする。



*1 例えば、時を重ねて活用され続けた木造建物等は、それ自身が文化財的価値を有することも多く、改築に際しては、こうした観点からの検討も別途行う必要がある。

図 2-42:長寿命化判定フロー

(「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」(文部科学省)より)

○行政系施設

東庁舎及び第二東庁舎については、耐震診断も耐震補強も実施していないことから、要調査(改築)の判定となっています。

表 2-33:長寿命化判定結果

建物基本情報									構造躯体の健全性					
通し 番号	施設名	建物名	構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年数	耐震安全性			長寿命化判定		
						西暦	和暦		基準	診断	補強	調査 年度	圧縮強度 (N/㎡)	試算上の 区分
1	市役所庁舎	庁舎	RC	4	5,838	1974	S49	44	旧	済	-	H19	18.1	長寿命
2	東庁舎	庁舎	S	2	403	1966	S41	52	旧	-	-	-	-	要調査
3	第二東庁舎	庁舎	S	1	182	1965	S40	53	旧	-	-	-	-	要調査

■ : 築50年以上 ■ : 築30年以上

※調査年度: 2018 年度

○学校教育系施設

旧耐震基準で建築された建物が3棟ありますが、いずれも耐震診断及び耐震補強を実施済みであるため、長寿命化可能と判定されました。

表 2-34:長寿命化判定結果

建物基本情報											構造躯体の健全性						
通し番号	施設名	建物名	棟番号	用途区分		構造	階数	延床面積(m ²)	建築年度		築年数	耐震安全性			長寿命化判定		
				学校種別	建物用途				西暦	和暦		基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度(N/mm ²)	試算上の区分
1	東原庫舎東部校	教室棟	1	義務教育学校	校舎	RC	3	2,475	1979	S54	39	旧	済	済	-	-	長寿命
2	東原庫舎東部校	管理棟	2、3-1、3-2、4-1、4-2	義務教育学校	校舎	RC	2	1,861	1991	H3	27	新	-	-	-	-	長寿命
3	東原庫舎東部校	校舎増築部	7	義務教育学校	校舎	RC	2	848	2013	H25	5	新	-	-	-	-	長寿命
4	東原庫舎東部校	管理棟増築部	8	義務教育学校	校舎	RC	1	171	2013	H25	5	新	-	-	-	-	長寿命
5	東原庫舎東部校	体育館	6-1、6-2	義務教育学校	体育館	RC	2	1,410	2003	H15	15	新	-	-	-	-	長寿命
6	東原庫舎中央校	校舎	1、2、3	義務教育学校	校舎	RC	3	8,121	2013	H25	5	新	-	-	-	-	長寿命
7	東原庫舎中央校	放課後児童クラブ	5-2	義務教育学校	校舎	S	2	592	2013	H25	5	新	-	-	-	-	長寿命
8	東原庫舎中央校	屋内運動場棟	4	義務教育学校	体育館	S	2	1,674	2013	H25	5	新	-	-	-	-	長寿命
9	東原庫舎中央校	管理特別教室棟・教室棟	1、2、2-2	義務教育学校	校舎	RC	3	5,812	1982	S57	36	新	-	-	-	-	長寿命
10	東原庫舎中央校	体育室	4-1、4-2	義務教育学校	体育館	S	2	1,287	1982	S57	36	新	-	-	-	-	長寿命
11	東原庫舎中央校	武道場	11	義務教育学校	武道場	S	1	600	1995	H7	23	新	-	-	-	-	長寿命
12	東原庫舎西浜校	校舎1	5、6、7	義務教育学校	校舎	RC	3	3,235	1988	S63	30	新	-	-	-	-	長寿命
13	東原庫舎西浜校	校舎2	4	義務教育学校	校舎	RC	2	333	1988	S63	30	新	-	-	-	-	長寿命
14	東原庫舎西浜校	校舎3	13	義務教育学校	校舎	S	1	112	2013	H25	5	新	-	-	-	-	長寿命
15	東原庫舎西浜校	校舎4	1	義務教育学校	校舎	RC	2	778	1969	S44	49	旧	済	済	-	-	長寿命
16	東原庫舎西浜校	校舎5	12	義務教育学校	校舎	S	1	170	2013	H25	5	新	-	-	-	-	長寿命
17	東原庫舎西浜校	校舎6	14、15	義務教育学校	校舎	RC	3	2,599	1987	S62	31	新	-	-	-	-	長寿命
18	東原庫舎西浜校	校舎7	17	義務教育学校	校舎	RC	2	769	2005	H17	13	新	-	-	-	-	長寿命
19	東原庫舎西浜校	小学校体育館	3-1、3-2	義務教育学校	体育館	S	2	734	1980	S55	38	旧	済	-	H18	18.5	長寿命
20	東原庫舎西浜校	中学校体育館	21-1、21-2	義務教育学校	体育館	RC	2	1,391	2001	H13	17	新	-	-	-	-	長寿命
21	学校給食センター	給食センター	1	給食センター	給食センター	RC	2	1,086	1997	H9	21	新	-	-	-	-	長寿命

■:築50年以上 ■:築30年以上

※調査年度:2018年度

○スポーツ・レクリエーション系施設

旧耐震基準で建築され、耐震診断報告書がある施設のうち、要調査(改築)と判定された施設は西多久社会体育館の1棟となっています。

表 2-35:長寿命化判定結果

建物基本情報									構造躯体の健全性					
通し 番号	施設名	建物名	構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年 数	耐震安全性			長寿命化判定		
						西暦	和暦		基準	診断	補強	調査 年度	圧縮 強度 (N/ mm)	試算上 の区分
1	納所社会体育館	体育館	S	2	616	1977	S52	41	旧	済	-	H18	15	長寿命
2	東多久社会体育館	体育館	S	2	802	1972	S47	46	旧	済	済	H18	-	長寿命
3	南多久社会体育館	体育館	RC	1	1,202	1993	H5	25	新	-	-	-	-	長寿命
4	西多久社会体育館	体育館	S	1	746	1979	S54	39	旧	済	-	H18	-	要調査
5	緑が丘社会体育館	体育館	RC	2	1,463	1990	H2	28	新	-	-	-	-	長寿命
6	北多久社会体育館	体育館	RC	2	1,964	2007	H19	11	新	-	-	-	-	長寿命
7	体育センター	体育館	S・RC	2	1,546	1973	S48	45	旧	済	-	H27	19.7	長寿命
8	TAQUA(タクア)	ホテル公衆浴場	SRC	6	13,705	2012	H24	6	新	-	-	-	-	長寿命
9	TAQUA(タクア)	ホテル	S	4	946	2012	H24	6	新	-	-	-	-	長寿命
10	TAQUA(タクア)	店舗	S	2	2,240	2012	H24	6	新	-	-	-	-	長寿命

■ : 築50年以上 ■ : 築30年以上

※調査年度:2018年度

○市民文化系施設

旧耐震基準で建築された施設のうち、要調査(改築)と判定された施設は北多久公民館 1 棟となっています。

表 2-36:長寿命化判定結果

建物基本情報									構造躯体の健全性					
通し 番号	施設名	建物名	構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年数	耐震安全性			長寿命化判定		
						西暦	和暦		基準	診断	補強	調査 年度	圧縮強 度(N/ mm)	試算上の 区分
1	中央公民館	公民館	RC	4	2,680	1981	S56	37	旧	済	-	H19	25	長寿命
2	東多久公民館	公民館	S	1	741	2008	H20	10	新	-	-	-	-	長寿命
3	南多久公民館	公民館	S	1	625	2005	H17	13	新	-	-	-	-	長寿命
4	多久公民館	公民館	S	1	638	2003	H15	15	新	-	-	-	-	長寿命
5	西多久公民館	公民館	S	1	643	1993	H5	25	新	-	-	-	-	長寿命
6	北多久公民館	公民館	S	1	491	1978	S53	40	旧	-	-	-	-	要調査
7	納所交流センター	交流センター	RC	3	2,026	1980	S55	38	旧	済	-	H19	17.1	長寿命
8	東多久交流プラザ	交流センター	W	1	94	2001	H13	17	新	-	-	-	-	長寿命
9	まちづくり交流センター	複合施設	RC	1	1,599	2014	H26	4	新	-	-	-	-	長寿命

■ : 築50年以上 ■ : 築30年以上

※調査年度:2018 年度

○子育て支援施設

子育て支援施設は、いずれも新耐震基準に基づいて建築されているため、長寿命化の判定となります。

表 2-37:長寿命化判定結果

建物基本情報									構造躯体の健全性					
通し 番号	施設名	建物名	構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年数	耐震安全性			長寿命化判定		
						西暦	和暦		基準	診断	補強	調査 年度	圧縮強 度(N/ mm)	試算上の 区分
1	旧東部小学校 (児童クラブ)	校舎	RC	3	3,411	1984	S59	35	新	-	-	-	-	長寿命
2	児童センター	校舎	RC	2	6,918	1990	H2	29	新	-	-	-	-	長寿命

■ : 築50年以上 ■ : 築30年以上

※調査年度:2019 年度

○保健・福祉系施設

旧耐震基準で建築された旧老人福祉センターは、耐震診断が未実施のため、要調査との判定となりました。

表 2-38:長寿命化判定結果

建物基本情報									構造躯体の健全性					
通し 番号	施設名	建物名	構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年数	耐震安全性			長寿命化判定		
						西暦	和暦		基準	診断	補強	調査 年度	圧縮強 度 (N/ mm ²)	試算上 の 区分
1	社会福祉会館	会館	RC	2	750	1989	H元	30	新	-	-	-	-	長寿命
2	旧老人福祉センター	会館	RC	1	650	1979	S54	40	旧	-	-	-	-	要調査
3	保健センター	保健センター	RC	2	692	2007	H19	12	新	-	-	-	-	長寿命

■ : 築50年以上 ■ : 築30年以上

※調査年度:2019年度

○社会教育系施設

旧耐震基準で建築された4棟については、いずれも耐震診断が未実施であることから、いずれも要調査(改築)と判定されました。

表 2-39:長寿命化判定結果

建物基本情報									構造躯体の健全性					
通し 番号	施設名	建物名	構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年数	耐震安全性			長寿命化判定		
						西暦	和暦		基準	診断	補強	調査 年度	圧縮強 度 (N/ mm ²)	試算上 の 区分
1	東原庫舎		W	1	844	1991	H3	28	新	-	-	-	-	長寿命
2	同和教育集会所		RC	2	146	1985	S60	34	新	-	-	-	-	長寿命
3	鳥居原教育集会所	集会所	W	1	146	1976	S51	43	旧	-	-	-	-	要調査
4	聖廟展示館		RC	1	100	1984	S59	35	新	-	-	-	-	長寿命
5	文化財発掘事務所		LS	1	201	1999	H11	20	新	-	-	-	-	長寿命
6	茶園原遺跡倉庫	倉庫	S	1	525	1977	S52	42	旧	-	-	-	-	要調査
7	郷土資料館		RC	1	340	1981	S56	38	旧	-	-	-	-	要調査
8	多久市歴史民俗資料館		RC	1	225	1981	S56	38	旧	-	-	-	-	要調査
9	先覚者資料館		RC	1	314	1994	H6	25	新	-	-	-	-	長寿命

■ : 築50年以上 ■ : 築30年以上

※調査年度:2019年度

○病院施設

病院施設については、すべての建物が耐震診断基準を満たしており、すべて長寿命化に適するとの判定となりました。

表 2-40:長寿命化判定結果

建物基本情報									構造躯体の健全性					
通し 番号	施設名	建物名	構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年数	耐震安全性			長寿命化判定		
						西暦	和暦		基準	診断	補強	調査 年度	圧縮強 度 (N/ mm ²)	試算上の 区分
1	多久市立病院	事務室他	RC	2	1,035	1993	H5	26	新	-	-	-	-	長寿命
2	多久市立病院	手術室	RC	2	767	1981	S56	38	旧	済	-	H27	30.7	長寿命
3	多久市立病院	病棟	RC	2	4,482	1977	S52	42	旧	済	-	H19	19.5	長寿命

■ : 築50年以上 ■ : 築30年以上

※調査年度:2019年度

6-2 躯体以外の劣化状況の把握

(1) 健全度

躯体以外の劣化状況の把握について現地調査を実施しました。次頁に示すような劣化状況調査票に基づき、各建物の5つの部位について目視・触診でその劣化状況を評価し、健全度を算定します。

現地調査においては、屋根・屋上、外壁は目視状況により、また、内部仕上、電気設備、機械設備は全面的な改修年からの経過年数を基本にA、B、C、Dの4段階で評価しました。各部位、設備の評価基準は以下のとおりです。

表 2-41: 評価基準

目視による評価【屋根・屋上、外壁】		経過年数による評価【内部仕上、電気設備、機械設備】	
評価	基準	評価	基準
良好	A 概ね良好	良好	A 20年未満
	B 部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）		B 20～40年
	C 広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）		C 40年以上
劣化	D 早急に対応する必要がある（安全上、機能上、問題あり） （躯体の耐久性に影響を与えている） （設備が故障し施設運営に資料を与えている）等	劣化	D 経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

（「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（文部科学省）より）

上記の評価基準に基づき、各建物の5つの部位について劣化状況を4段階で評価して、100点満点で数値化した評価指標である健全度を算定します。①部位の評価点と②部位のコスト配分を次のように定め、③健全度を100点満点で算定しました。なお、②部位のコスト配分は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の校舎の改修比率算定表を参考に、同算定表における「長寿命化」7%分を、屋根・屋上、外壁に按分して設定しています。

①部位の評価

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配

部位	コスト配
1.屋根・屋上	5.1
2.外壁	17.2
3.内部仕上	22.4
4.電気設備	8.0
5.機械設備	7.3

③健全

$$\text{総和 (部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割って

※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示

（健全度計算）

	評価	→	評価点	×	配分	=		
1.屋根・屋	C	→	40	×	5.1	=	204	
2.外	D	→	10	×	17.2	=	172	
3.内部仕	B	→	75	×	22.4	=	1,680	
4.電気設	A	→	100	×	8.0	=	800	
5.機械設	C	→	40	×	7.3	=	292	
計							3,148	
							÷	60
健全度							52	

通し番号				調査日		
学校名	学校番号		記入者			
建物名			年度()年度()			
棟番号	延床面積		階数	地上	階	地下
構造種別			階数	地上	階	地下

対象施設の基本情報

部位	仕様 (該当する項目にチェック)	工事履歴(部位の更新)		劣化状況 (複数回答可)		特記事項	評価
		年度	工事内容		箇所数		
1 屋根 屋上	<input type="checkbox"/> アスファルト保護防水			<input type="checkbox"/> 降雨時に雨漏りがある			
	<input type="checkbox"/> アスファルト露出防水			<input type="checkbox"/> 天井等に雨漏り痕がある			
	<input type="checkbox"/> シート防水、塗膜防水			<input type="checkbox"/> 防水層に膨れ・破れ等がある			
	<input type="checkbox"/> 勾配屋根(長尺金属板、折板)			<input type="checkbox"/> 屋根葺材に錆・損傷がある			
	<input type="checkbox"/> 勾配屋根(スレート、瓦類)			<input type="checkbox"/> 竇木・立上り等に損傷がある			
	<input type="checkbox"/> その他の屋根 ()			<input type="checkbox"/> 樋やルーフトンを目視点検できない			
2 外壁	<input type="checkbox"/> 塗装上げ			<input type="checkbox"/> 鉄筋が見えているところがある			
	<input type="checkbox"/> タイル張り、石張り			<input type="checkbox"/> 外壁から漏水がある			
	<input type="checkbox"/> 金属系パネル			<input type="checkbox"/> 塗装の剥がれ			
	<input type="checkbox"/> コンクリート系パネル(ALC等)			<input type="checkbox"/> タイルや石が剥がれている			
	<input type="checkbox"/> その他の外壁 ()			<input type="checkbox"/> 大きな亀裂がある			
	<input type="checkbox"/> アルミ製サッシ			<input type="checkbox"/> 窓・ドアの廻りで漏水がある			
	<input type="checkbox"/> 鋼製サッシ			<input type="checkbox"/> 窓・ドアに錆・腐食・変形がある			
	<input type="checkbox"/> 断熱サッシ、省エネガラス			<input type="checkbox"/> 外部手すり等の錆・腐朽			
				<input type="checkbox"/> 既存点検等で指摘がある			

12条点検で4段階の劣化状況評価に影響を及ぼすような指摘事項がある場合は特記事項に記入

部位	修繕・点検項目	改修・点検年度	特記事項(改修内容及び点検等による指摘事項)	評価
3 内部仕上 (床・壁・天井) (内部建具) (間仕切等) (照明器具) (エアコン)等	<input type="checkbox"/> 老朽改修			
	<input type="checkbox"/> エコ改修			
	<input type="checkbox"/> トイレ改修			
	<input type="checkbox"/> 法令適合			
	<input type="checkbox"/> 校内LAN			
	<input type="checkbox"/> 空調設置			
4 電気設備	<input type="checkbox"/> 障害児等対策			
	<input type="checkbox"/> 防犯対策			
	<input type="checkbox"/> 構造体の耐震対策			
	<input type="checkbox"/> 非構造部材の耐震対策			
5 機械設備	<input type="checkbox"/> その他、内部改修工事			
	<input type="checkbox"/> 分電盤改修			
	<input type="checkbox"/> 配線等の敷設工事			
	<input type="checkbox"/> 昇降設備保守点検			
	<input type="checkbox"/> その他、電気設備改修工事			
	<input type="checkbox"/> 給水配管改修			
	<input type="checkbox"/> 排水配管改修			
	<input type="checkbox"/> 消防設備の点検			
	<input type="checkbox"/> その他、機械設備改修工事			

特記事項(改修工事内容や12条点検、消防点検など、各種点検等による指摘事項があれば、該当部位と指摘内容を記載)

健全度
0 / 100点

健全度の点数

図 2-41:劣化状況調査票

(2) 点検項目と留意点

屋根・屋上	
点検項目	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 雨漏り、雨漏り痕、シミやカビがないか。 ◆ 防水面において、膨れ・剥がれ・破れ・穴開き等がないか。 ◆ 金属屋根において、錆・損傷・腐食等がないか
点検の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 目視だけでなく、歩行により、浮きや水膨れ等がないか確認する。 ◆ 屋根は、容易に登れない場合、可能であれば隣接する建物の屋上等から観察する。 ◆ 1箇所の劣化事象だけでなく、全体の経年状況を踏まえる。 ◆ 現状として降雨時に複数個所で雨漏りしている場合をD評価とする。判断を雨漏り痕で行う場合は概ね10箇所以上をD評価とする。
外構	
点検項目	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 外壁において、コンクリートが剥落し、鉄筋が露出している箇所はないか。 ◆ 室内側において、雨漏りと思われるシミ垂れや塗装の剥がれがないか。 ◆ 外壁材の亀裂・浮き・剥離・ひび割れ及び破損等がないか。 ◆ 建具枠、蝶番などの腐食・変形・ぐらつき等がないか。
点検の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 目視によって外壁の状況を確認する。 ◆ スチールサッシは、錆の影響による開閉不良・鍵の破損等について確認する。 ◆ 鉄筋の露出は、概ね5箇所以上をD評価とする。 ◆ 現状として降雨時に複数個所で雨漏りしている場合をD評価とする。判断を雨漏り痕で行う場合は概ね10箇所以上をD評価とする。
内部仕上・電気設備・機械設備	
点検項目	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 内部においては、床・壁・天井の亀裂やボード類の浮きや破損等がないか。 ◆ 天井ボードの落下や床シートの剥がれ等により安全性が損なわれているところがないか。 ◆ 設備機器において、錆・損傷・腐食・漏水・漏油等がないか。 ◆ 給水設備において、使用水に赤水や異臭がないか。 ◆ 機器から異音はしていないか。
点検の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 目視によって状況を確認する。 ◆ 受変電設備等のある機器は、フェンスの外から目視により確認する。 ◆ 施設管理者からのヒヤリングも有効。 ◆ 複数台ある場合、1台の機器劣化事象だけで判断するのではなく、設備全体として評価する。

6-3 劣化状況の現地調査結果及び老朽化状況の全体的傾向

躯体以外の劣化状況の把握については、前記 6-2(1)の評価基準に基づき、劣化状況調査票を作成し、各建物の健全度を次のとおり算定しました。

また、現地調査を行った結果、施設全体に関して次のような傾向が見られました。

○行政系施設

建物基本情報									劣化状況評価					
通し 番号	施設名	建物名	構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年数	屋根 ・ 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	健全度 (100点 満点)
						西暦	和暦							
1	市役所庁舎	庁舎	RC	4	5,838	1974	S49	44	C	C	C	B	B	49
2	東庁舎	庁舎	S	2	403	1966	S41	52	D	D	D	D	D	10
3	第二東庁舎	庁舎	S	1	182	1965	S40	53	D	D	D	D	D	10

表 2-42: 現地調査結果

※調査年度: 2018 年度

(1)劣化度について

築後 50 年以上の東庁舎と第二東庁舎は著しい経年劣化がみられます。市役所庁舎も築後 40 年以上が経過しているため、不具合が多数見られました。

(2)劣化・破損箇所について

①屋根・屋上

屋根・屋上の劣化度がC若しくはDとなっている施設は、ひび割れや排水不良が多数見られ、階下への雨漏り若しくは雨漏り跡が見られました。

②外壁

外壁の劣化度がC若しくはDとなっている施設は、仕上げの損傷、タイル破損、漏水痕が多数見られました。

上記の項目については、改修工事による機能向上を目指す際に、優先的に考慮すべき課題であると考えます。

○学校教育系施設

建物基本情報										劣化状況評価					
通し 番号	施設名	建物名	棟番号	構造	階数	延床 面積(m ²)	建築年度		築年数	屋根・ 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	健全度 (100点 満点)
							西暦	和暦							
1	東原庁舎東部校	教室棟	1	RC	3	2,475	1979	S54	39	B	A	B	B	B	82
2	東原庁舎東部校	管理棟	2, 3-1, 3-2, 4-1, 4-2	RC	2	1,861	1991	H3	27	B	A	B	B	B	82
3	東原庁舎東部校	校舎増築部	7	RC	2	848	2013	H25	5	A	A	A	A	A	100
4	東原庁舎東部校	管理棟増築部	8	RC	1	171	2013	H25	5	A	A	A	A	A	100
5	東原庁舎東部校	体育館	6-1, 6-2	RC	2	1,410	2003	H15	15	A	B	A	A	A	93
6	東原庁舎中央校	校舎	1, 2, 3	RC	3	8,121	2013	H25	5	A	A	A	A	A	100
7	東原庁舎中央校	放課後児童クラブ	5-2	S	2	592	2013	H25	5	A	A	A	A	A	100
8	東原庁舎中央校	屋内運動場棟	4	S	2	1,674	2013	H25	5	A	A	A	A	A	100
9	東原庁舎中央校	管理特別教室棟・教室棟	1, 2, 2-2	RC	3	5,812	1982	S57	36	A	A	B	B	B	84
10	東原庁舎中央校	体育室	4-1, 4-2	S	2	1,287	1982	S57	36	A	B	B	B	B	77
11	東原庁舎中央校	武道場	11	S	1	600	1995	H7	23	A	A	A	B	B	94
12	東原庁舎西浜校	校舎1	5, 6, 7	RC	3	3,235	1988	S63	30	C	B	B	B	B	72
13	東原庁舎西浜校	校舎2	4	RC	2	333	1988	S63	30	B	A	B	B	B	82
14	東原庁舎西浜校	校舎3	13	S	1	112	2013	H25	5	A	A	A	A	A	100
15	東原庁舎西浜校	校舎4	1	RC	2	778	1969	S44	49	B	B	C	C	C	53
16	東原庁舎西浜校	校舎5	12	S	1	170	2013	H25	5	A	A	A	A	A	100
17	東原庁舎西浜校	校舎6	14, 15	RC	3	2,599	1987	S62	31	C	B	B	B	B	72
18	東原庁舎西浜校	校舎7	17	RC	2	769	2005	H17	13	A	A	A	A	A	100
19	東原庁舎西浜校	小学校体育館	3-1, 3-2	S	2	734	1980	S55	38	A	B	C	C	C	55
20	東原庁舎西浜校	中学校体育館	21-1, 21-2	RC	2	1,391	2001	H13	17	A	B	A	A	A	93
21	学校給食センター	給食センター	1	RC	2	1,086	1997	H9	21	C	C	C	B	B	49

表 2-43: 現地調査結果

※調査年度: 2018 年度

なお、築年数別に見た屋根・屋上、外壁におけるA～D評価の割合は、次のとおりです(内部仕上、電気設備、機械設備は経過年数を基本として評価しているため省略)。

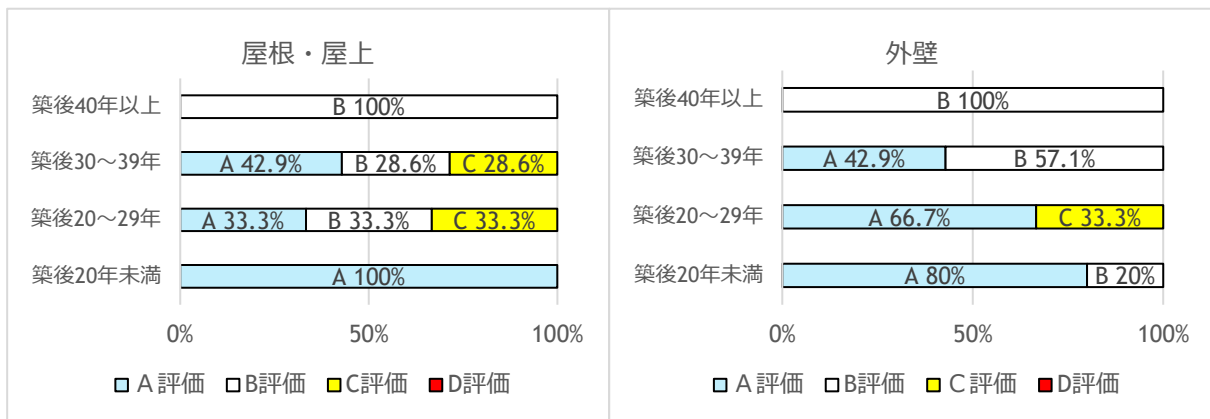


図 2-42: 築年数別に見た評価の割合(屋根・屋上、外壁)

(1)劣化度について

学校教育系施設は建築年度が新しい建物が多く、全体的に屋根・屋上、外壁については良好な状態にあります。築30年以上の建物は内部仕上や電気設備、機械設備の劣化が多く見られました。

(2)劣化・破損箇所について

①屋根・屋上

屋根・屋上の劣化度がCとなっている施設は、防水層の穴あき、防水層の膨れ・浮き・変質、シーリングの劣化が多く見られました。

②外壁

外壁の劣化度がCとなっている施設は、広範囲に大きなクラック(ひび割れ)や変色が見られました。

③内部仕上

内部仕上の劣化度がCとなっている施設は、大きなクラックや塗膜剥離、漏水痕がみられました。

上記の項目については、改修工事による機能向上を目指す際に、優先的に考慮すべき課題であると考えます。

○スポーツ・レクリエーション系施設

建物基本情報									劣化状況評価					
通し番号	施設名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 (100点満点)
						西暦	和暦							
1	納所社会体育館	体育館	S	2	616	1977	S52	41	C	B	B	C	C	63
2	東多久社会体育館	体育館	S	2	802	1972	S47	46	C	C	C	C	C	40
3	南多久社会体育館	体育館	RC	1	1,202	1993	H5	25	A	B	B	B	B	77
4	西多久社会体育館	体育館	S	1	746	1979	S54	39	B	C	C	C	C	43
5	緑が丘社会体育館	体育館	RC	2	1,463	1990	H2	28	C	B	B	B	B	72
6	北多久社会体育館	体育館	RC	2	1,964	2007	H19	11	A	A	A	A	A	100
7	体育センター	体育館	S・RC	2	1,546	1973	S48	45	B	B	C	C	C	53
8	TAQUA(タクア)	ホテル公衆浴場	SRC	6	13,705	2012	H24	6	A	A	A	A	A	100
9	TAQUA(タクア)	ホテル	S	4	946	2012	H24	6	A	A	A	A	A	100
10	TAQUA(タクア)	店舗	S	2	2,240	2012	H24	6	A	A	A	A	A	100

表 2-44: 現地調査結果

※調査年度: 2018 年度

なお、築年数別に見た屋根・屋上、外壁におけるA～D評価の割合は、次のとおりです(内部仕上、電気設備、機械設備は経過年数を基本として評価しているため省略)。

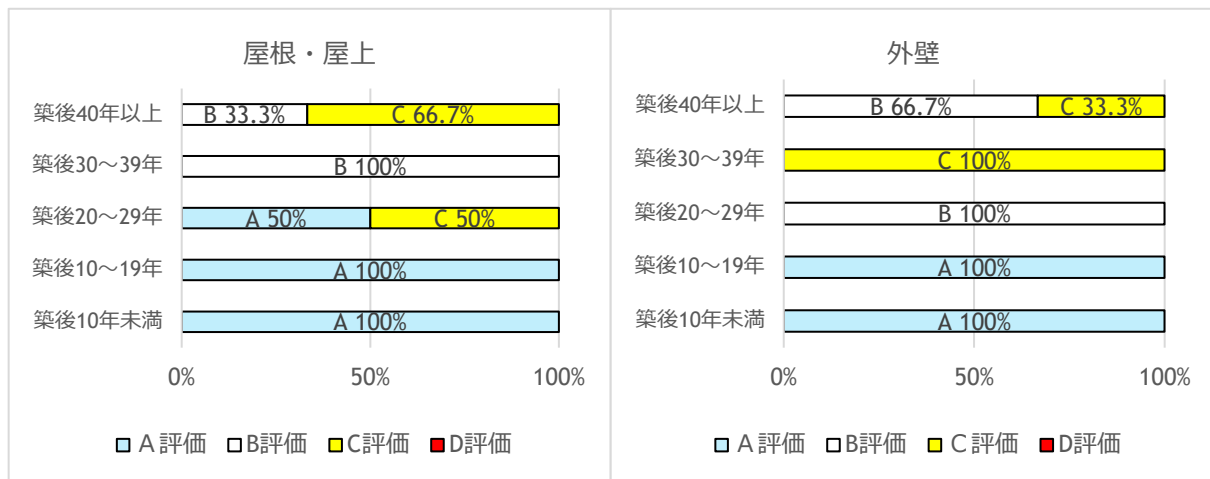


図 2-43: 築年数別に見た評価の割合(屋根・屋上、外壁)

(1)劣化度について

30年以上の建物は屋根・屋上、外壁の劣化が多く見られます。築30年未満の建物については全体的に劣化が少なく良好な状況ですが、屋根・屋上、外壁等の部分的な補修が必要な建物もあります。

(2)劣化・破損箇所について

①屋根・屋上

屋根・屋上の劣化度がCとなっている施設は、トップコートの劣化、防水シートの劣化による破れ・膨れが多数見られ、廊下への雨漏り若しくは雨漏り跡が見られました。

②外壁

外壁の劣化度がCとなっている施設は、広範囲に大きなクラック(ひび割れ)や変色が見られました。

③内部仕上

内部仕上の劣化度がCとなっている施設は、大きなクラックや塗膜剥離、漏水痕がみられました。

上記の項目については、改修工事による機能向上を目指す際に、優先的に考慮すべき課題であると考えます。

○市民文化系施設

建物基本情報									劣化状況評価					
通し 番号	施設名	建物名	構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年数	屋根・ 屋上	外 壁	内 部 仕 上	電 気 設 備	機 械 設 備	健全度 (100点 満点)
						西暦	和暦							
1	中央公民館	公民館	RC	4	2,680	1981	S56	37	B	C	B	B	B	65
2	東多久公民館	公民館	S	1	741	2008	H20	10	A	A	A	A	A	100
3	南多久公民館	公民館	S	1	625	2005	H17	13	A	A	A	A	A	100
4	多久公民館	公民館	S	1	638	2003	H15	15	A	A	A	A	A	100
5	西多久公民館	公民館	S	1	643	1993	H5	25	A	A	A	A	A	100
6	北多久公民館	公民館	S	1	491	1978	S53	40	C	C	C	C	C	40
7	納所交流センター	交流センター	RC	3	2,026	1980	S55	38	D	A	C	C	C	55
8	東多久交流プラザ	交流センター	W	1	94	2001	H13	17	A	A	B	A	A	91
9	まちづくり交流センター	複合施設	RC	1	1,599	2014	H26	4	A	A	A	A	A	100

表 2-45: 現地調査結果

※調査年度: 2018 年度

なお、築年数別に見た屋根・屋上、外壁におけるA～D評価の割合は、次のとおりです(内部仕上、電気設備、機械設備は経過年数を基本として評価しているため省略)。

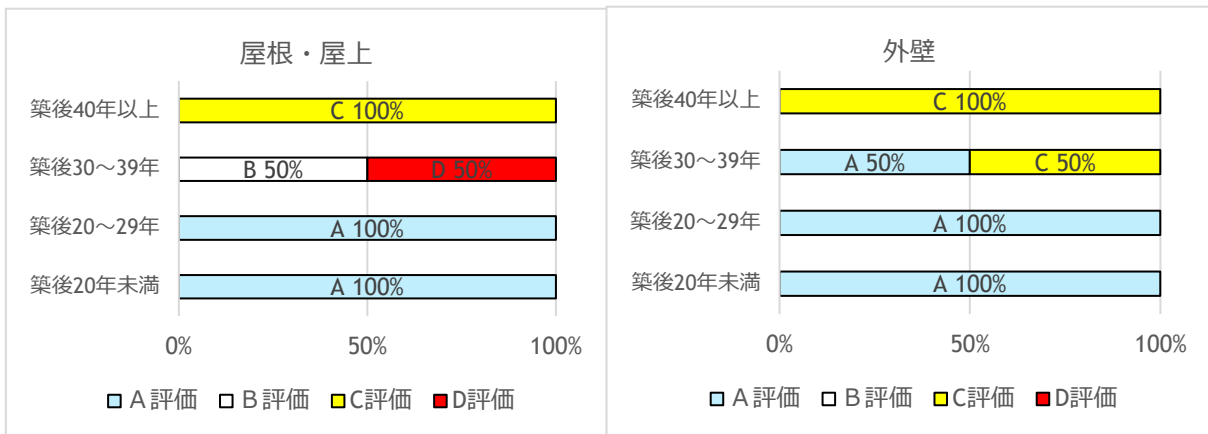


図 2-44: 築年数別に見た評価の割合(屋根・屋上、外壁)

(1)劣化度について

早急な対応が必要となる劣化度Dが1項目でも当てはまる施設は、全9施設9棟のうち、1施設1棟となっており、施設全体の約11.1%を占めています。早めの対応が要求される劣化度Cが1項目でも当てはまる施設になると2施設2棟となり、施設全体の約22.2%を占めています。

(2)劣化・破損箇所について

①屋根・屋上

屋根・屋上の劣化度がC若しくはDとなっている施設は、トップコートの劣化、防水シートの劣化による破れ・膨れが多数見られ、廊下への雨漏り若しくは雨漏り跡が見られました。

②外壁

外壁の劣化度がCとなっている施設は、広範囲にひび割れ、浮き、シーリング材の劣化、タイルの剥離、モルタルの破損が見られました。

上記の項目については、改修工事による機能向上を目指す際に、優先的に考慮すべき課題であると考えます。

○子育て支援施設

建物基本情報									劣化状況評価					
通し 番号	施設名	建物名	構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年数	屋根・ 屋上	外 壁	内 部 仕 上	電 気 設 備	機 械 設 備	健全度 (100点 満点)
						西暦	和暦							
1	旧東部小学校(児童クラブ)	校舎	RC	3	3,411	1984	S59	35	B	B	B	B	B	75
2	児童センター	校舎	RC	2	6,918	1990	H2	29	A	A	A	A	A	100

※調査年度:2019年度

表 2-46:現地調査結果

(1)劣化度について

築30年以上の旧東部小学校(児童クラブ)は経過年数による劣化が多く見られ、屋根・屋上部分は改修工事が望まれます。児童センターについては平成28年に改修工事が行われており、良好な状況です。

(2)劣化・破損箇所について

①屋根・屋上

旧東部小学校(児童クラブ)は、屋根・屋上の劣化度がBとなっており、部分的にふくれや変質が見られる他、パラペット部にはひび割れが見られます。

②外壁

旧東部小学校(児童クラブ)は、外壁の劣化度がBとなっており、汚れ・変質・ひび割れ等、経過年数による劣化が多く見られました。

③内部仕上

旧東部小学校(児童クラブ)は、内部仕上の劣化度がBとなっており、ひび割れや変質の他、床材や壁材に経年劣化が見られました。

上記の項目については、改修工事による機能向上を目指す際に、優先的に考慮すべき課題であると考えます。

○保健・福祉系施設

建物基本情報									劣化状況評価					
通し番号	施設名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 (100点満点)
						西暦	和暦							
1	社会福祉会館	会館	RC	2	750	1989	H元	30	B	B	B	B	B	75
2	老人福祉センター	会館	RC	1	650	1979	S54	40	D	D	D	C	C	18
3	保健センター	保健センター	RC	2	692	2007	H19	12	B	B	A	A	A	91

表 2-47: 現地調査結果

※調査年度: 2019 年度

なお、築年数別に見た屋根・屋上、外壁におけるA～D評価の割合は、次のとおりです(内部仕上、電気設備、機械設備は経過年数を基本として評価しているため省略)。

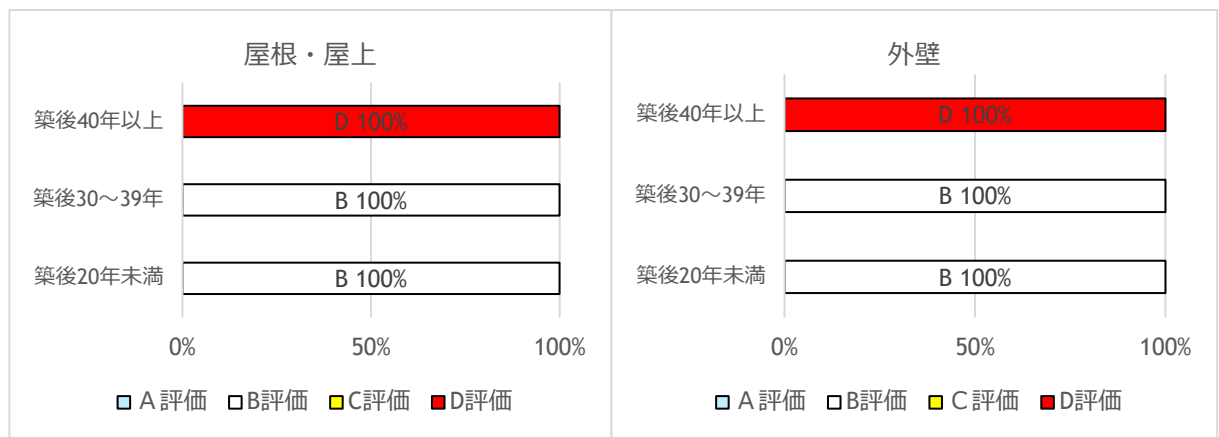


図 2-45: 築年数別に見た評価の割合(屋根・屋上、外壁)

(1)劣化度について

築30年以上の建物は屋根・屋上、外壁の経年劣化が多く見られます。築29年の社会福祉会館についても、部分的に劣化が見られるため改修が必要です。また、旧老人福祉センターにおいては、耐震診断が実施されておりません。

(2)劣化・破損箇所について

①屋根・屋上

劣化度Dとなっている旧老人福祉センターは、屋根葺き材の劣化が著しく、複数箇所で見られます。劣化度Bとなっている他の2施設についても、社会福祉会館はドレイン廻り、保健センターはアスファルト露出防水部で見られ、改修工事が望まれます。

②外壁

劣化度がDとなっている旧老人福祉センターは、広範囲に爆裂・剥がれ・幅広のひび割れ、タイルの浮きがある他、著しくシーリングが劣化しています。その他の2施設についても、ひび割れ・爆裂・剥がれが見られました。

③内部仕上

劣化度がDとなっている旧老人福祉センターは、著しい劣化事象が見られ、漏水痕が複数箇所で見られました。

上記の項目については、改修工事による機能向上を目指す際に、優先的に考慮すべき課題であると考えます。

○社会教育系施設

建物基本情報									劣化状況評価					
通し 番号	施設名	建物名	構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年数	屋根・ 屋上	外 壁	内 部 仕 上	電 気 設 備	機 械 設 備	健全度 (100点 満点)
						西暦	和暦							
1	東原庁舎		W	1	844	1991	H3	28	A	A	B	B	B	84
2	同和教育集会所		RC	2	146	1985	S60	34	B	B	B	B	B	75
3	鳥居原教育集会所	集会所	W	1	146	1976	S51	43	C	C	C	C	C	40
4	聖廟展示館		RC	1	100	1984	S59	35	A	A	B	B	B	84
5	文化財発掘事務所		LS	1	201	1999	H11	20	A	A	A	A	A	100
6	茶園原遺跡倉庫	倉庫	S	1	525	1977	S52	42	D	D	D	D	D	10
7	郷土資料館		RC	1	340	1981	S56	38	B	B	B	B	B	75
8	多久市歴史民俗資料館		RC	1	225	1981	S56	38	B	B	B	B	B	75
9	先覚者資料館		RC	1	314	1994	H6	25	B	B	B	B	B	75

表 2-48: 現地調査結果

※調査年度: 2019 年度

なお、築年数別に見た屋根・屋上、外壁におけるA～D評価の割合は、次のとおりです(内部仕上、電気設備、機械設備は経過年数を基本として評価しているため省略)。

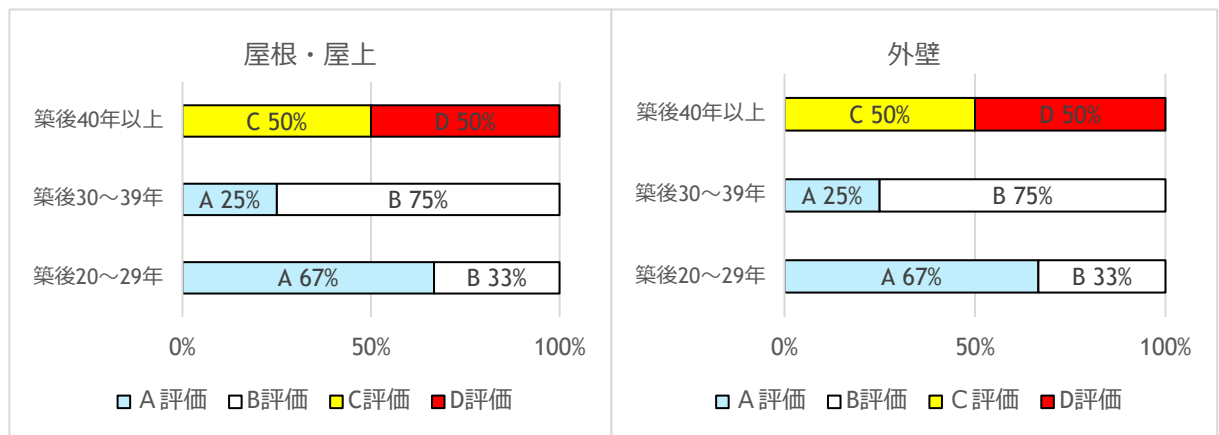


図 2-46: 築年数別に見た評価の割合(屋根・屋上、外壁)

(1)劣化度について

築30年以上の建物は経過年数による劣化が部分的に見られます。茶園原遺跡倉庫(劣化度D)については、総合的な改修工事もしくは取り壊し・建て替えが望まれます。築30年未満の建物については全体的に劣化が少なく、概ね良好な状況ですが、一部床材の劣化が見られるため、床下の強制換気等の処置が必要です。

(2)劣化・破損箇所について

①屋根・屋上

屋根・屋上の劣化度がCとなっている施設は、屋根葺材の経年劣化が見られました。

②外壁

外壁の劣化度がCとなっている施設は、塗膜の変質・剥がれ、鉄製柱の錆・腐食、シーリングの劣化等が見られました。

③内部仕上

内部仕上の劣化度がCとなっている施設は、風向きによって雨漏りがあり、天井に漏水痕が見られました。

上記の項目については、改修工事による機能向上を目指す際に、優先的に考慮すべき課題であると考えます。

○病院施設

建物基本情報									劣化状況評価					
通し 番号	施設名	建物名	構造	階数	延床 面積 (㎡)	建築年度		築年数	屋根・ 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機 械 設 備	健全度 (100点 満点)
						西暦	和暦							
1	多久市立病院	事務室他	RC	2	1,035	1993	H5	26	B	B	B	B	B	75
2	多久市立病院	手術室	RC	2	767	1981	S56	38	B	B	B	B	B	75
3	多久市立病院	病棟	RC	2	4,482	1977	S52	42	B	B	C	C	C	53

表 2-49: 現地調査結果

※調査年度: 2019 年度

(1)劣化度について

築 30 年以上の建物は屋根・屋上、外壁の劣化が多く見られます。築 30 年未満の建物については全体的に劣化が少なく良好な状況ですが、屋根・屋上、外壁等の部分的な補修と思われます。

(2)劣化・破損箇所について

①屋根・屋上

屋根・屋上は 3 棟ともに、目視での評価により劣化度はBでした。

②外壁

外壁の劣化度は 3 棟ともにBですが、ひび割れ・変質・サッシ廻りシーリングの劣化が見られました。

③内部仕上

内部仕上の劣化度がCとなっている病棟は、漏水痕・ひび割れ等の経年劣化が見られる他、厨房の天井にはカビ汚れの著しい所があり、衛生上改修の必要があると思われます。

上記の項目については、改修工事による機能向上を目指す際に、優先的に考慮すべき課題であると考えます。

第3章 公共施設に対する市民アンケート調査

1 市民アンケート調査概要

1-1 調査目的

本計画の策定にあたり、市民の施設利用状況及び今後の施設整備に対する意向等を把握し、市民ニーズに合った規模や配置など、施設の今後のあり方を検討することを目的として実施しました。

1-2 調査対象

令和2年1月時点において、市内にお住まいの満18歳以上の方から無作為に抽出した2,000人

1-3 調査期間

令和2年2月3日(月)から令和2年2月28日(金)まで

1-4 調査方法

郵送配布、郵送回収

配布数:2,000 有効回答数:663 回収率:33.2%

2 市民アンケート内容

あなた自身のことについてお尋ねします。	
質問1. 令和2年1月1日現在の状況について、次の質問項目ごとに、あてはまるものを <u>1つ選んで番号に○</u> をつけてください。	
1. 性別	1. 女性 2. 男性
2. 年齢	1. 19歳以下 2. 20歳～29歳 3. 30歳～39歳 4. 40歳～49歳 5. 50歳～59歳 6. 60歳～69歳 7. 70歳以上
3. 職業	1. 農林水産業 2. 自営業(商工サービス業) 3. 会社員、団体職員 4. 公務員、教職員 5. パート、アルバイト 6. 家事従事者 7. 学生 8. 無職 9. その他
4. お住まいの地区	1. 東多久町地区 2. 南多久町地区(泉町を除く) 3. 多久町地区 4. 西多久町地区 5. 北多久町地区(泉町を含む)
5. 居住年数	1. 3年未満 2. 3年以上5年未満 3. 5年以上10年未満 4. 10年以上20年未満 5. 20年以上
6. 市外での生活歴	1. 生まれてからずっと多久市内で生活している 2. 進学のため市外で生活していたことがある 3. 就職のため市外で生活していたことがある 4. 進学、就職以外の理由で市外で生活していたことがある 5. 市外出身者である

7. 通勤、通学先	1. 多久市内 2. 佐賀市 3. 唐津市 4. 武雄市 5. 小城市 6. その他佐賀県内 7. 佐賀県外 8. 通勤・通学はしていない
8. 同居の状況	1. 一人暮らし 2. 夫婦のみ 3. 二世帯同居(親と子) 4. 三世帯同居 5. その他

質問11. あなたは、過去1年間に多久市の主な公共施設をどのくらい利用しましたか？
利用回数が近いものについて、それぞれ1つ選んで番号に○印をつけてください。

施設名	利用回数	週1回以上	程度 月に1～2回	年に数回程度	た 利用しなかつ
1. スポーツ・レクリエーション系施設	社会体育館				
	納所 社会体育館	1	2	3	4
	東多久 社会体育館	1	2	3	4
	南多久 社会体育館	1	2	3	4
	西多久 社会体育館	1	2	3	4
	緑が丘 社会体育館	1	2	3	4
	北多久 社会体育館	1	2	3	4
	体育センター	1	2	3	4
	物産館「朋来庵」	1	2	3	4
	ふるさと情報館「幡船の里」	1	2	3	4
TAQUA(温泉保養宿泊施設)	1	2	3	4	
2. 市民文化系施設	中央公民館	1	2	3	4
	公民館〔地区(各町)公民館〕	1	2	3	4
	まちづくり交流センター(あいぱれっと)	1	2	3	4
	寒鶯亭(西溪公園内)	1	2	3	4
3. 子育て支援施設	児童センター(あじさい)	1	2	3	4
4. 保健・福祉施設	社会福祉会館	1	2	3	4
	保健センター	1	2	3	4
5. 社会教育系施設	聖廟展示館	1	2	3	4
	郷土資料館・歴史民俗資料館	1	2	3	4
6. 公園施設	公園				
	中央公園	1	2	3	4
	西溪公園	1	2	3	4
	その他公園	1	2	3	4

質問12. 今後、公共施設の改修、建替えに必要となる費用が増加することが見込まれていますが、これからの公共施設の整備について、どのように進めていくべきであるとお考えですか？
1つ選んで番号に○印をつけてください。

1. 現在も公共施設は不足しているので、今後も他の事業より優先して整備を進めるべき
2. 既存の公共施設の規模を維持し、老朽化した施設は、順次同規模で建て替えていくべき
3. 将来の世代に負担を強いることのないよう、公共施設の役割や利用実態を検証した上で、市民ニーズや財政状況に見合うように減らすことも考えるべき
4. その他()

質問13. 今後、公共施設のあり方を考えていく上で、あなたは何を重視すべきであるとお考えですか？**3つまで選んで番号に○印をつけてください。**

1. 人口構造の変化等に対応した施設の複合化、多機能化等による施設の総量抑制
2. 施設機能が類似した施設の統廃合による施設数の適正化
3. 計画的な保全による施設の長寿命化
4. 民間のノウハウの積極的な活用
5. 市民が主体となった施設の管理運営の推進
6. 利用実態に合った施設サービス水準への見直し
7. 近隣町村との施設の共同利用の推進
8. 施設利用者の適正な負担
9. 市税等の増税による市民全体での不足財源の負担
10. 施設の一部や土地の売却、貸付等による収入の確保
11. その他()

3 市民アンケート結果

3-1 回答者の属性

回答者の属性分布の特徴は以下のとおりです。

・女性が 53.6%と多い。

選択肢	回答数	割合
女性	355	53.6%
男性	290	43.7%
無回答・無効回答	18	2.7%
合計	663	100.0%

・全体の半数以上(54.8%)が 60 歳以上。
特に 70 歳以上が全体の 32.9%を占める。

選択肢	回答数	割合
19 歳以下	9	1.4%
20～29 歳	30	4.5%
30～39 歳	68	10.3%
40～49 歳	86	12.9%
50～59 歳	103	15.5%
60～69 歳	145	21.9%
70 歳以上	218	32.9%
無回答・無効回答	4	0.6%
合計	663	100.0%

3-2 施設の利用状況

公共施設を日常的に使われる割合は少なく、半数以上(63.27%)が過去1年間に施設を利用していないことがうかがえます。

単位：%

選択肢	週 1 回以上	月に 1～2 回以上	年に数回程度	利用しなかった	無回答・無効回答
1. スポーツ・レクリエーション系施設	1.09	1.52	10.60	67.19	19.59
2. 市民文化系施設	1.92	5.24	27.26	51.66	13.91
3. 子育て支援施設	1.36	2.56	14.33	67.57	14.18
4. 保健・福祉施設	0.38	1.21	15.91	67.50	15.01
5. 社会教育系施設	0.30	0.38	13.73	70.89	14.71
6. 公園施設	1.76	3.07	23.93	56.36	14.88
全施設の利用割合	1.21	2.32	16.39	63.27	16.81

3-3 施設の整備についての考え方

これからの公共施設の整備については、62.59%が市民ニーズや財政状況に見合うように減らすことも考えるべきとの回答となっています。

単位：%

選択肢	回答数	割合
今後も他の事業より優先して整備を進めるべき	38	5.73
老朽化した施設は、順次同規模で建て替えていくべき	140	21.12
市民ニーズや財政状況に見合うように減らすことも考えるべき	415	62.59
その他	19	2.87
無回答・無効回答	51	7.69
合計	663	100

3-4 施設のあり方に対する考え方

公共施設のあり方については、施設の複合化や統廃合を行い施設の適正化を図る意見が上位を占めています。また、民間のノウハウの積極的な活用についても割合が高く、今後は官民連携による取り組みについても検討していく必要があります。

単位：%

上位5位 まで	選択肢	回答数	割合
1位	施設の複合化、多機能化等による施設の総量抑制	247	37.25
2位	施設機能が類似した施設の統廃合による施設数の適正化	226	34.09
3位	利用実態に合った施設サービス水準への見直し	206	31.07
4位	民間のノウハウの積極的な活用	183	27.60
5位	計画的な保全による施設の長寿命化	125	18.85

3-5 アンケート結果より

市民アンケート調査の結果から、公共施設等の適正な配置については理解が得られおり、今後は民間の資金、能力及び技術力の活用や利用者が少ない施設、老朽化した施設を中心に施設の統廃合が考えられます。

この結果を踏まえて、可能な範囲で施設の総量抑制などを含めた方針を定めることとします。

第4章 公共施設の管理に関する基本的方針及び取組方針

1 公共施設の基本的方針

1-1 基本的方針

総合管理計画において示している次の基本的方針を基に、総量の縮減および規模の適正化を目的とした施設の再配置を実施しつつ、将来にわたって維持管理を継続していく施設については長寿命化を推進することと、整備にかかる財政負担の軽減や平準化を目指すものとします。

【公共施設等の管理に関する基本的方針 ※総合管理計画より】

◎基本的方針

方針①	<p>保有資産の縮減・規模の適正化</p> <p>現在の利用状況、将来の人口規模に応じた需要予測を踏まえ、公共施設の総量の縮減、規模の適正化を目指します。</p>
方針②	<p>保有資産の長寿命化・機能維持</p> <p>現在保有している公共施設及びインフラを長期間利用するとともに安全かつ快適に利用できる機能の確保と維持を目指します。</p>

1-2 取組方針

方針① 保有資産の縮減・規模の適正化

(1) 公共施設の総量適正化

ニーズの変化等により不要となった施設の複合化・集約化等の実施により、総量の適正化を図る。

(2) 未利用施設の除却

老朽化等により利用見込みのない施設や、ニーズの変化に伴い当初の設置目的が失われた施設については、除却を検討します。

方針② 保有資産の長寿命化・機能維持

(1) 予防保全型管理への移行

不具合が顕在化してから対応する手法から、点検診断等により劣化箇所の有無や兆候を早期に把握し対応する手法(予防保全型)への移行を図ることで、建物や設備等の性能・機能の維持に努めます。

(2) 長寿命化の実施

予防保全型管理へ移行することにより、施設の長寿命化を図り、安全性の確保と財政負担の軽減に努めます。

2 公共施設の総量適正化方針

2-1 施設の最適化方針

将来の人口動態・構成等や財政状況を踏まえ、行政需要の変化を想定し、施設総量を縮減し最適化を図ります。社会的ニーズや施設の利用状況、維持管理コスト等を勘案し、複合化、統廃合等を推進します。

施設の余剰スペースの状況や周辺での関連施設の立地状況、老朽化状況等を勘案し、一つの施設として運営を行った方が行政サービスの拡充や効率化につながる場合には、施設の複合化や統廃合を進め、総量の縮減を図ります。

施設の建替えを行う場合は、複数の機能を持つ複合化施設を検討します。

原則として新規での公共施設の整備は行わず、社会的ニーズの変化等に伴い新設の必要がある場合は、他の施設との複合化等を検討します。

公共施設の整備や運営等について、民間事業者等の資金や経営能力及び技術的能力を活かすため、PFI（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金や能力を活用する手法）や指定管理者制度、事業特性に応じた入札契約方式の選択・運営（包括契約、長期契約等）を推進します。

2-2 廃止施設等の処分方針

統廃合や廃止等により用途廃止となった施設については、売却や処分を検討します。将来的な市民ニーズに対応した最適な施設規模を目指します。

3 長寿命化等の整備方針

3-1 長寿命化の方針

厳しい財政状況の下では、将来の改築だけを中心とした老朽化対策では、対応しきれない施設が大幅に増加する恐れがあります。従って、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を実現するため、改築より工事費が安価で、廃棄物や二酸化炭素の排出量が少ない長寿命化改修への転換を図るようになる必要があります。なお、すべての建物が長寿命化に適しているわけではなく、次のように長寿命化の対応に適さない建物については、改築の選択肢も視野に入れて検討を行う必要があります。

なお、改築せざるを得ない建物があった場合には、改築までの期間に応急的な保全を行うなど、当面の安全性・機能性の確保に留意する必要があります。

<長寿命化への対応に適さない施設の例>

- ◆ 鉄筋コンクリート劣化が激しく、改修に多額の費用がかかるため、改築の方が経済的に望ましい施設
- ◆ コンクリート強度が著しく低い施設(概ね 13.5N/mm²以下)
- ◆ 基礎の多くの部分で鉄筋が腐食している施設
- ◆ 環境の安全性が欠如している施設
- ◆ 建物配置に問題があり、改修によって適切な環境を確保できない施設
- ◆ 適正配置などの地域の実情により改築せざるを得ない施設

◇長寿命化による効果

施設の長寿命化を図ることで、下図のように「資産の有効活用」、「財政面への貢献」、「環境への貢献」、「施設配置の最適化に向けた時間の確保」など、様々な効果が期待できます。

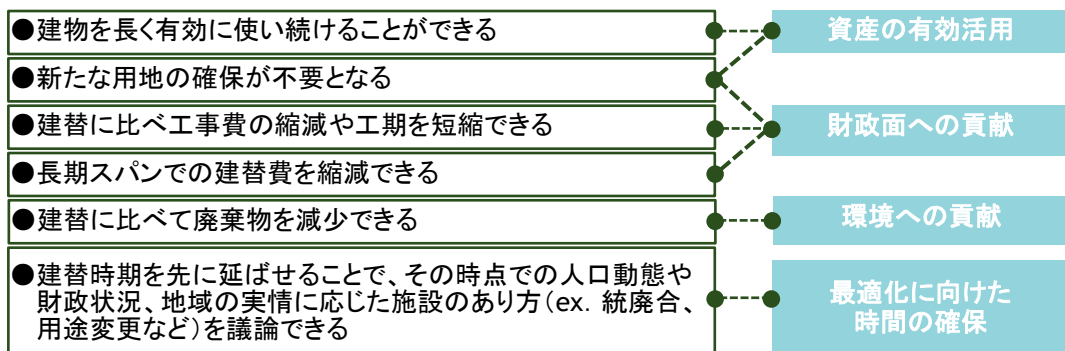


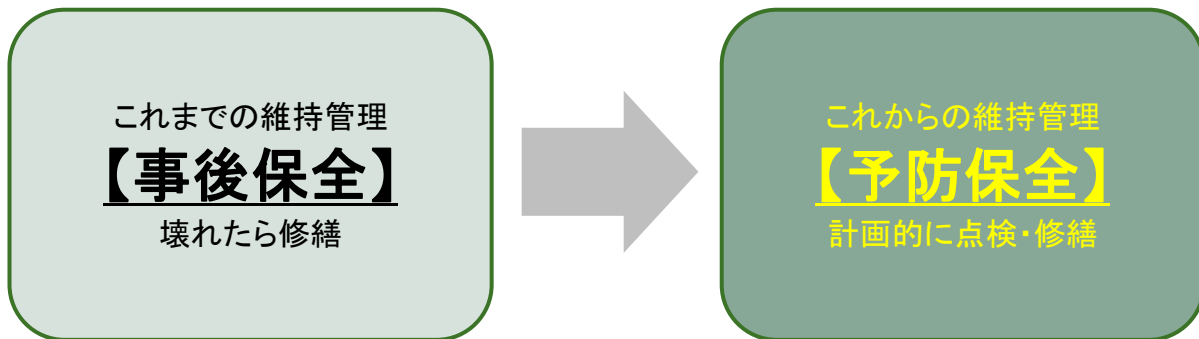
図 4-1:長寿命化により期待できる効果

3-2 施設整備の方法

施設の更新や改修などの整備方法として、「事後保全」と「予防保全」の2つが挙げられます。

「事後保全」は建物に劣化や破損などの不具合が生じた際に保全を行う整備方法で、従来の施設整備は「事後保全」が適用されていました。しかし、「事後保全」では、不具合などが生じてからの対処となるため、結果的に財政負担が拡大し、また破損などが予防できない為、長期間における施設の使用が困難となる可能性があります。

一方、「予防保全」は、計画的に施設の点検・修繕等を施すことで、突発的な事故を少なくすることができ、それに伴う多額の費用の発生を抑えることができます。また、計画的な修繕を行うことで、事後保全による整備を前提とした使用期間よりも長期にわたって使用することが可能となり、「公共施設の長寿命化」を図る上で「予防保全」への転換を図ることが大変重要となってきます。



3-3 目標耐用年数

計画的な点検・修繕を実施し、施設の長寿命化を図るにあたっては、施設の目標耐用年数を設定する必要があります。

目標耐用年数は「建築物の耐久計画に関する考え方」(日本建築学会)を参考に、鉄筋コンクリート造、鉄骨造(鉄骨鉄筋コンクリート造含む)は80年と設定しました。

表 4-1: 目標耐用年数の設定

建築物全体の望ましい目標対年数の級

用途	構造種別	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄骨造			ブロック造 レンガ造	木造
		高品質 の場合	普通の品質 の場合	重量鉄骨		軽量鉄骨		
				高品質 の場合	普通の品質 の場合			
学校・官庁		Y100以上	Y60以上	Y100以上	Y60以上	Y40以上	Y60以上	Y60以上
住宅・事務所・病院		Y100以上	Y60以上	Y100以上	Y60以上	Y40以上	Y60以上	Y40以上
店舗・旅館・ホテル		Y100以上	Y60以上	Y100以上	Y60以上	Y40以上	Y60以上	Y40以上
工場		Y40以上	Y25以上	Y40以上	Y25以上	Y25以上	Y25以上	Y25以上

出典：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）

目標耐用年数の級の区分の例

級	目標耐用年数		
	代表値	範囲	下限値
Y150	150年	120 ~ 200年	120年
Y100	100年	80 ~ 100年	80年
Y60	60年	50 ~ 80年	50年
Y40	40年	30 ~ 50年	30年
Y25	25年	20 ~ 30年	20年

出典：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）

3-4 修繕・改修サイクルの見直し

施設整備について、改築を中心とした整備から長寿命化を図る整備へと切り替えます。

従来は、改築を中心とした施設整備を進めてきたため、深刻な劣化や破損などの不具合が発生してから改修を行う事後保全的な改修をしていましたが、その方法では建物の目に見える一部分しか改修できず、築後40年で建物全体の機能が必要水準を下回り、短いスパンで改築せざるを得ない状況をつくり出してしまいます。

一方、長寿命化を図る計画では、築20年程度経過したときに機能回復のための予防保全的な改修等を行い、中間期(40年等)に長寿命化改修を行います。その後も建物の部位ごとの更新周期を勘案し、約20年スパンで予防保全的な改修を計画的に行います。このように定期的・計画的な改修を行うことで、施設の機能・性能の低下を長期間放置することなく、社会的に必要とされる水準まで引き上げることができるため、施設全体の長寿命化を図ることができます。

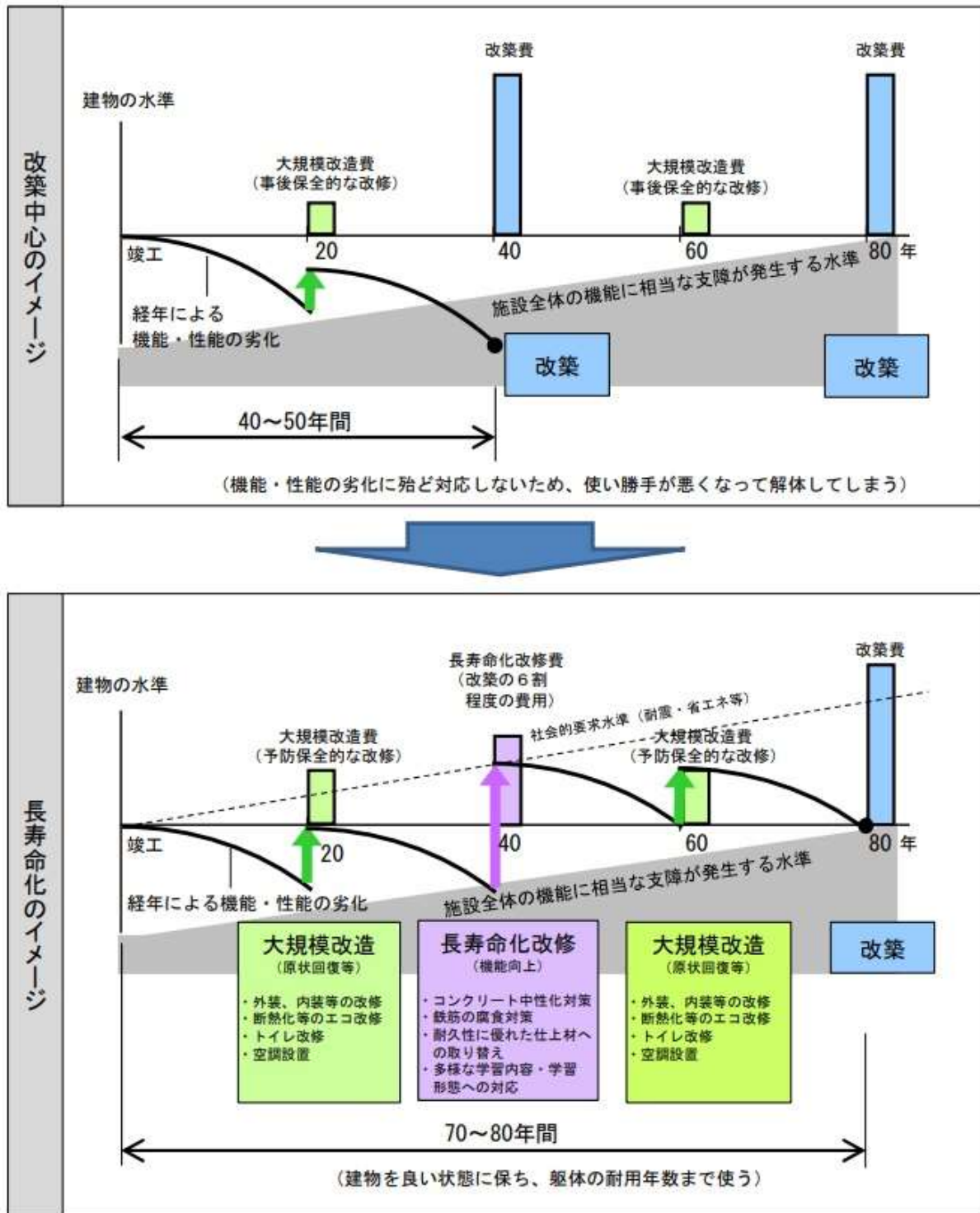


図 4-2: 改築中心から長寿命化への転換イメージ

(「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」(文部科学省)より)

4 改修等の基本方針

本市の公共施設における現状の課題を解決し、次の3つの基本方針を基に改修等を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

4-1 安全性・耐用性を確保・維持するための改修

公共施設は、子どもから高齢者までの幅広い層や市内外を問わず様々な利用者が訪れるため、誰もが安心して利用できるよう、十分な安全性の確保及び維持が必要となります。

また、災害時など有事の際には、いち早い復旧・復興を図るための地域の拠点として重要な役割を担う施設や避難所となり地域の拠点としての機能が求められることから、強靱な構造、耐用性を確保する必要があります。

土砂災害警戒区域に該当する施設もあるため、災害時にも耐えうる、強靱な構造や耐用性の確保が望まれます。

4-2 機能性・快適性を確保・維持するための改修

利用者が気軽に快適に利用できるよう、トイレの改修やバリアフリー化等、様々な対応が求められています。子どもから高齢者まで誰もが使いやすい施設であるために、変化に柔軟に対応できる機能性・快適性を確保する必要があります。

4-3 環境性・省エネ性を確保・維持するための改修

地域住民が長く利用できるような持続可能性の観点から、環境負荷を低減し、自然との共生を目指すことが求められています。自然環境への配慮だけでなく、省エネルギーを利用することで設備の高効率化が図れることから、環境性・省エネ性を確保・維持する必要があります。

5 長寿命化によるコストについて

5-1 コスト算出条件

(1) 単価の設定

本計画における長寿命化関連の改修工事の費用については、次に示す単価設定により算定を行います。

表 4-2: 試算のための単価設定

	庁舎	
	割合	設定単価
改築	100%	330,000 円/㎡
長寿命化改修	60%	198,000 円/㎡
大規模改造	25%	82,500 円/㎡

(2) 工事費算出条件

40 年間の修繕・改修費のコストを算出するにあたっての条件を、次のとおり設定しました。

長寿命化不可の建物は、長寿命化改修を実施せずに改築(改築までは 20 年周期で大規模改造を実施)するものと設定。

長寿命化可能な建物は、築 40 年に長寿命化改修、築 20 年・60 年に大規模改造、築 80 年に改築するものと設定。ただし、改築及び長寿命化改修の実施年数より古い建物は、今後 10 年以内にそれらを実施するものと設定。

<グラフの年表示>
 基準年度 2018 和暦
 試算期間: 基準年の翌年度から 40 年間

改築
 更新周期: <改築、要調査> 50 年
 <長寿命>*1 80 年
 ※1 試算上の区分(改築、長寿命)ごとに更新周期を設定する。試算上の区分が未記入の場合は「改築」と同条件で算出する。
 工事期間 2 年
 実施年数より古い建物の改築を 10 年以内に実施

長寿命化改修
 改修周期: <長寿命> 40 年
 工事期間 2 年
 実施年数より古い建物の改修を 10 年以内に実施

大規模改造
 改修周期: 20 年周期
 (ただし、改築、長寿命化改修の前後 10 年間に重なる場合は実施しない)

部位修繕 ※2
 ※2 躯体以外の劣化状況が未記入の場合は、部位修繕算出されない。
 D 評価: 今後 5 年以内に部位修繕を実施
 C 評価: 今後 10 年以内に部位修繕を実施
 (ただし、改築・長寿命化改修・大規模改造を今後 10 年以内に実施する場合を除く)
 A 評価: 今後 10 年以内の長寿命化改修から部位修繕相当額を差し引く

劣化状況調査結果の反映

- ・D評価の部位は今後年以内に、C評価の部位は今後 10 年以内に修繕を実施するものと設定。ただし、築年数の上で改築、長寿命化改修、大規模改造が 10 年以内に位置づけられている場合はそちらを優先してコストシミュレーションを行う。
- ・A評価の部位は、今後 10 年以内の長寿命化改修から部位修繕相当額から差し引く。

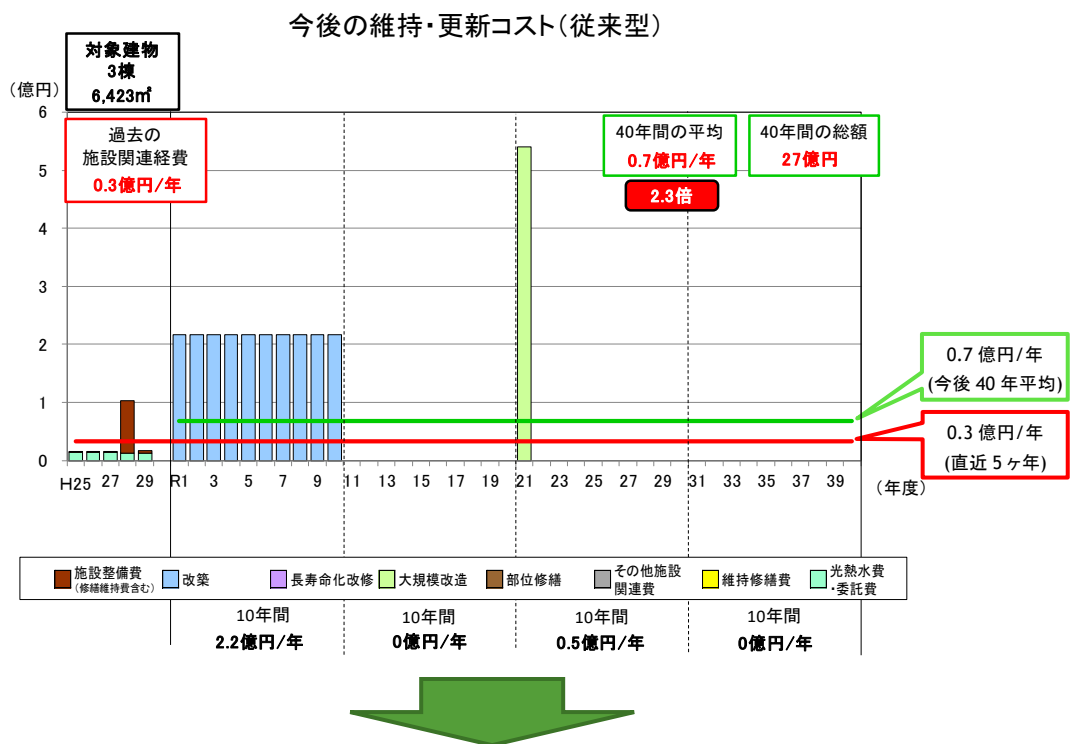
図 4-3: 試算の条件

5-2 劣化状況を加味したコストシミュレーション

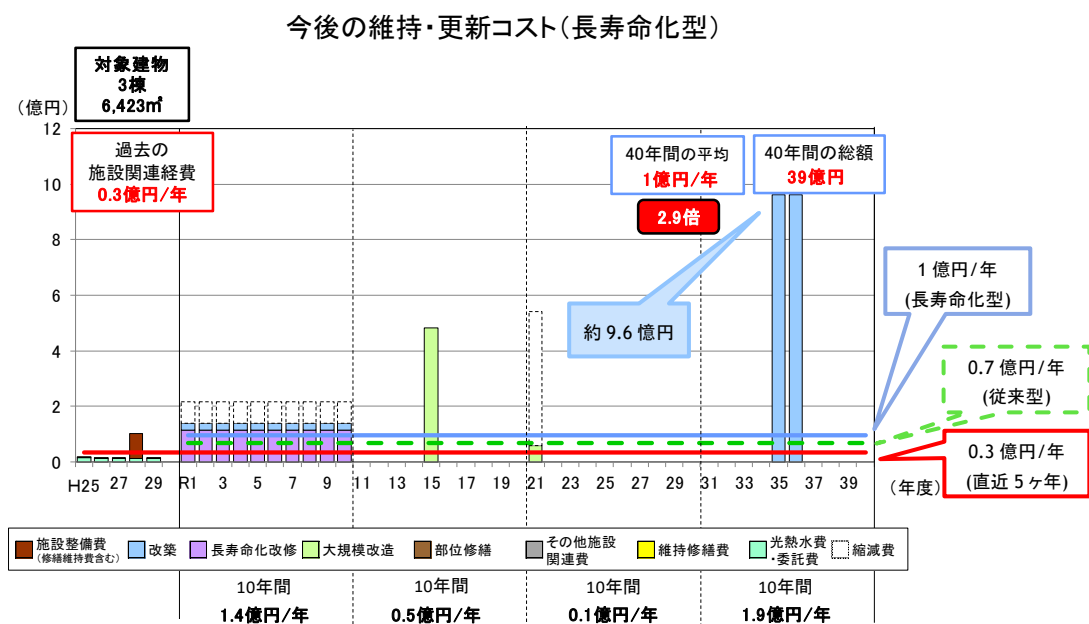
○行政系施設

平成 25～29 年の 5 年間の施設関連経費を参考に、今後 40 年間のコストシミュレーションを行います。

■築後 40 年で建替を行う従来の修繕・改修を今後も続ける場合、今後 40 年間のコストは総額 27 億円、年間あたり 0.7 億円となります。



■築後 80 年サイクルでの建替により長寿命化を図った場合、今後 40 年間のコストは総額 39 億円と、従来型と比べ 12 億円増加するため、改築が望ましいという結果となりました。



※上記のコストは現時点での試算として提示しています。

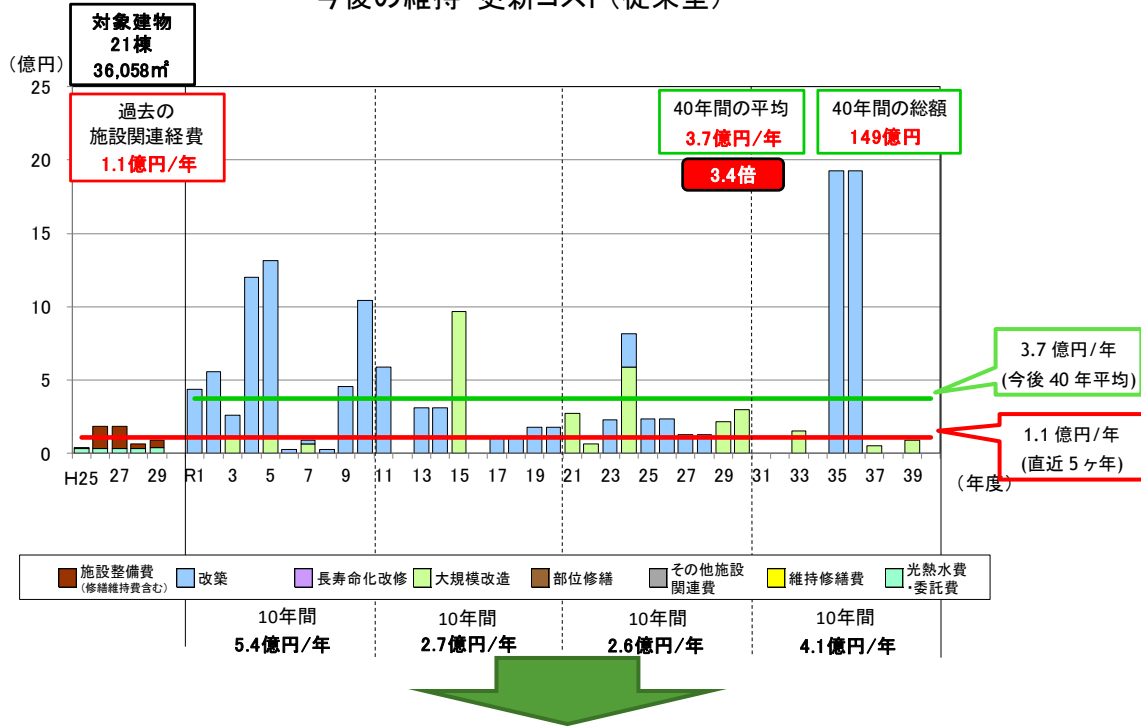
図 4-4: コストシミュレーション

○学校教育系施設

平成 25～29 年の 5 年間の施設関連経費を参考に、今後 40 年間のコストシミュレーションを行います。

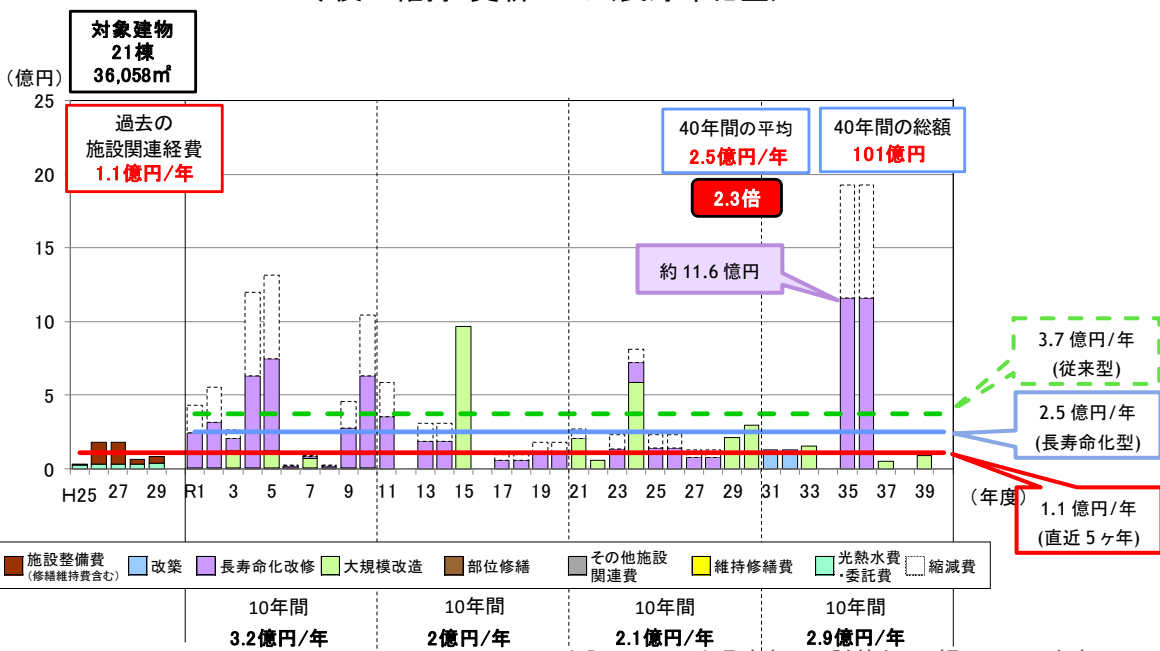
■築後 40 年で建替を行う従来の修繕・改修を今後も続ける場合、今後 40 年間のコストは総額 149 億円、年間あたり 3.7 億円となります。

今後の維持・更新コスト(従来型)



■築後 80 年サイクルでの建替により長寿命化を図った場合、今後 40 年間のコストは総額 100 億円、年間あたり 2.5 億円となり、従来と比べると、**総額約 48 億円、年間あたり約 1.2 億円の削減**となります。

今後の維持・更新コスト(長寿命化型)

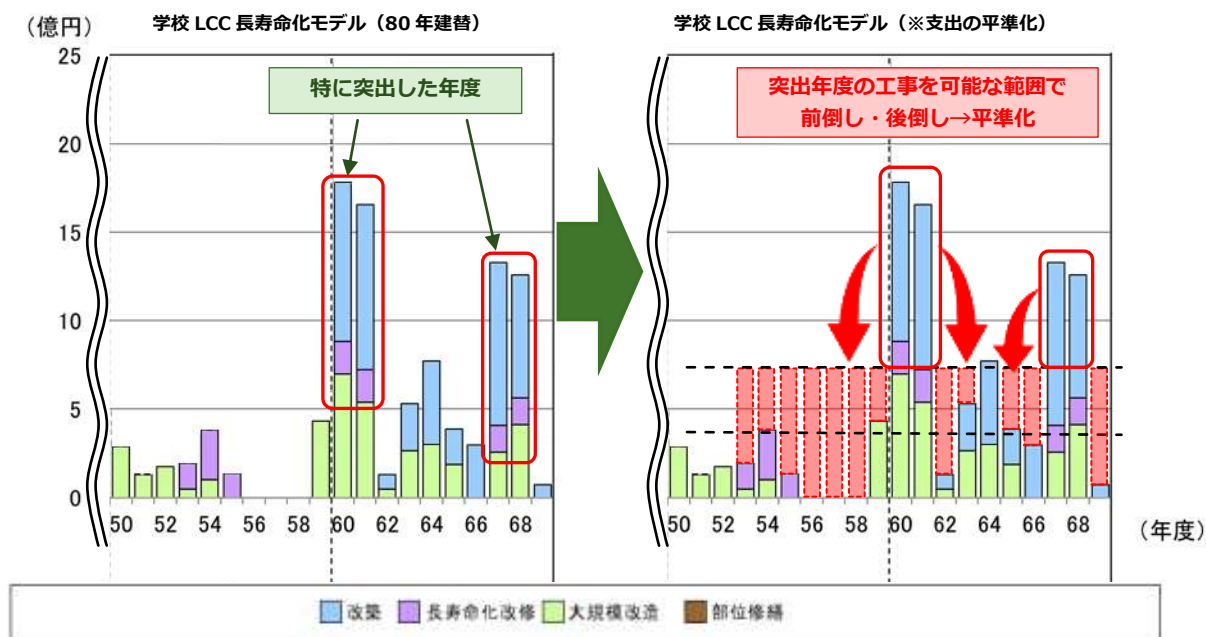


※上記のコストは現時点での試算として提示しています。

図 4-5:コストシミュレーション

長寿命化改修型の維持・更新コストでは、建替や改修時期をずらすことができますが、令和30年以降の10年間をみると、令和35年(改修費約11.6億円)や令和36年(改修費約11.6億円)など改修時期が集中する年度があります。これらの改修を財政支出面の平準化を重視した場合、対象となる施設について、棟単位で建替または改修を前倒し若しくは後ろ倒しすることにより、各年度の支出を平準化させることが可能となります。

なお、建替工事や改修工事の前倒し・後ろ倒しについては、建物の劣化や機能性などの状況、対象工事費及び学校ごとの工事の実施効率性を加味しながら、可能な範囲で計画していくことが求められます。



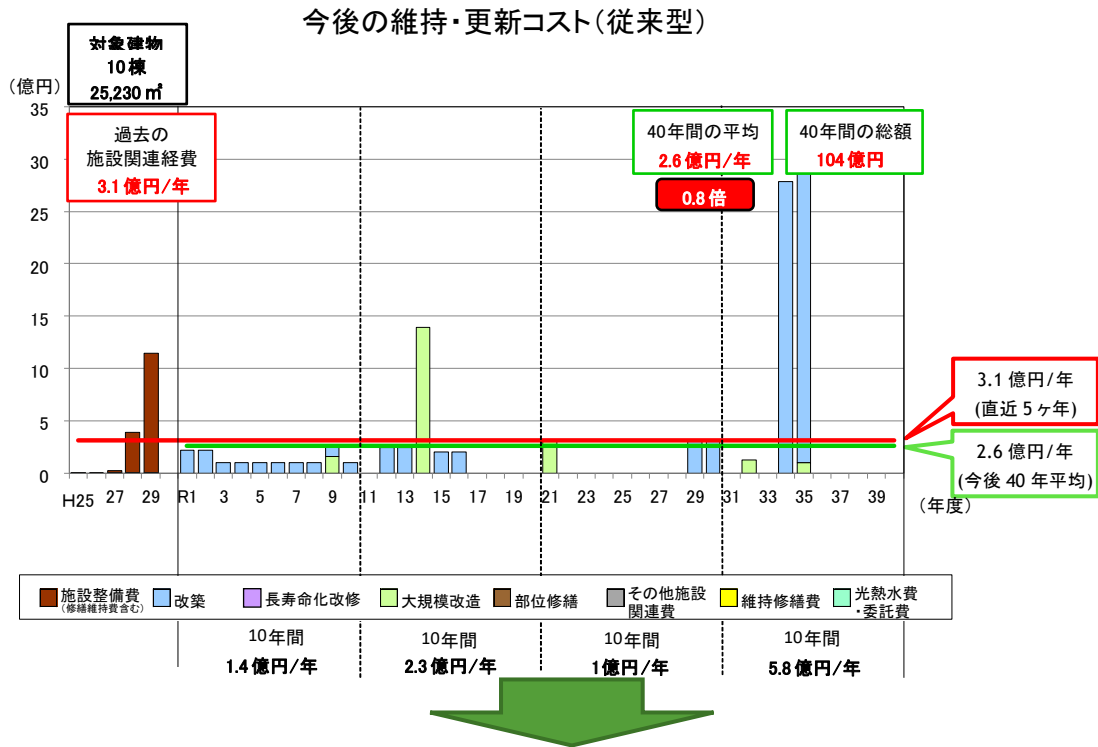
※LCC:Life Cycle Cost(ライフサイクルコスト)の略。
ライフサイクルコストとは建物の企画段階から施工・運営され、そして解体されるまでにかかる費用。

図 4-6:長寿命化モデルにおける建替支出の平準化の考え方イメージ図

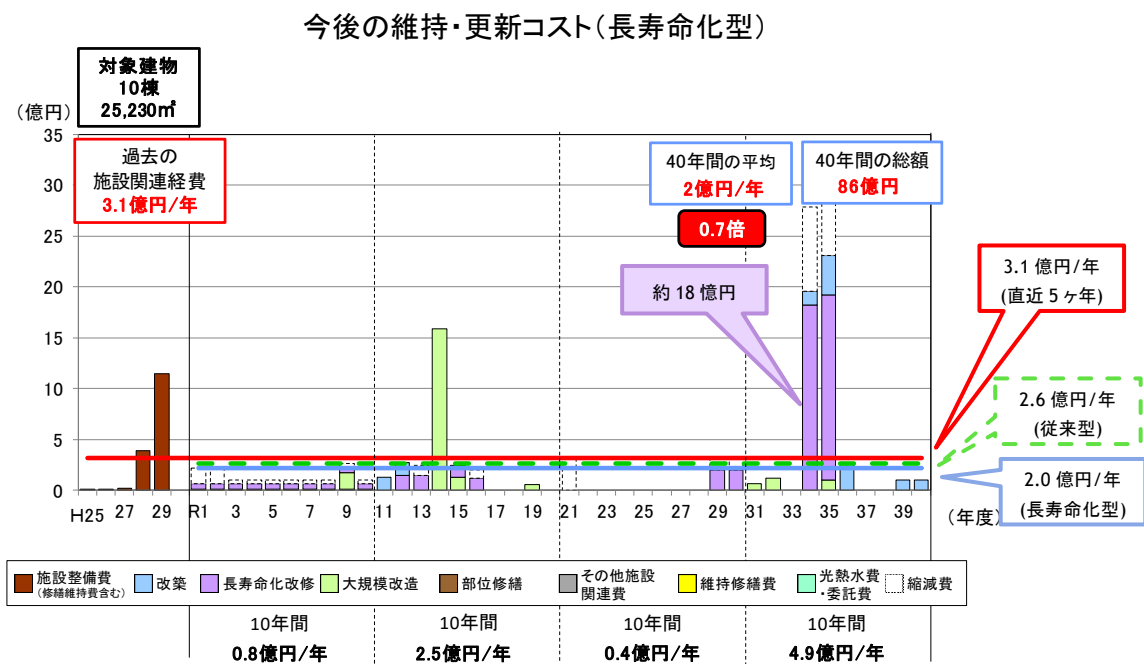
○スポーツ・レクリエーション系施設

平成 25～29 年の 5 年間の施設関連経費を参考に、今後 40 年間のコストシミュレーションを行います。

■築後 40 年で建替を行う従来の修繕・改修を今後も続ける場合、今後 40 年間のコストは総額 104 億円、年間あたり 2.6 億円となります。



■築後 80 年サイクルでの建替により長寿命化を図った場合、今後 40 年間のコストは総額 86 億円、年間あたり2億円となり、従来と比べると、**総額約 18 億円、年間あたり約 0.6 億円の削減**となります。

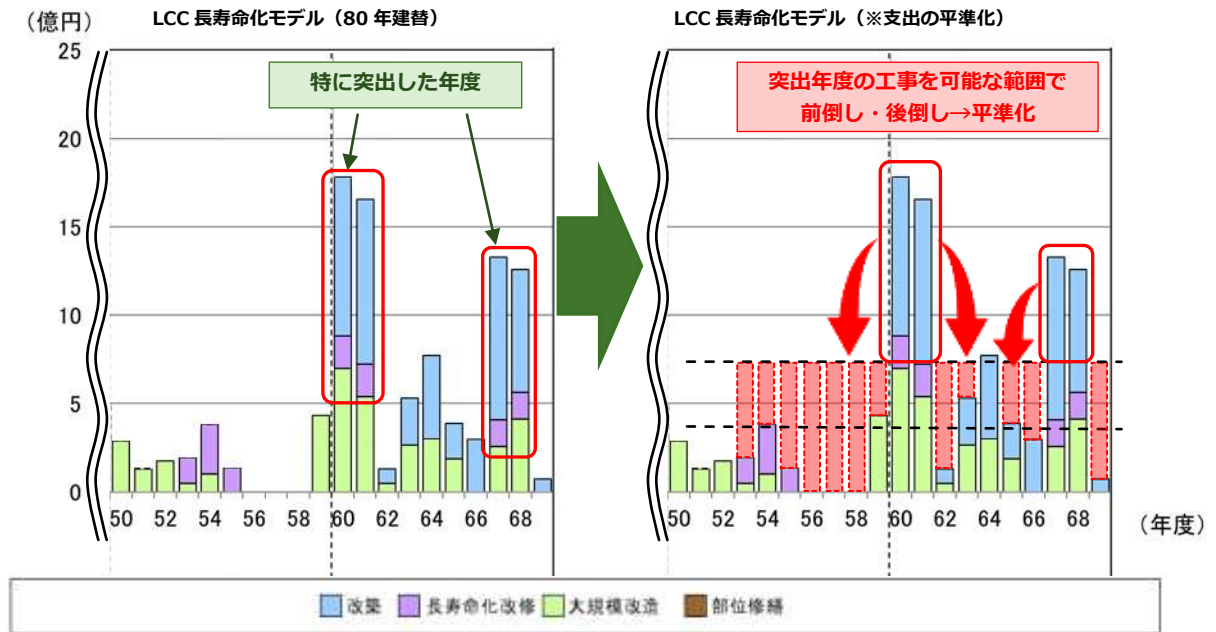


※上記のコストは現時点での試算として提示しています。

図 4-7:コストシミュレーション

長寿命化改修型の維持・更新コストでは、建替や改修時期をずらすことができますが、令和31年以降の10年間をみると、令和34年(改修費約18億円)や令和35年(改修費約18億円)など改修時期が集中する年度があります。これらの改修を財政支出面の平準化を重視した場合、対象となる施設について、棟単位で建替または改修を前倒し若しくは後ろ倒しすることにより、各年度の支出を平準化させることが可能となります。

なお、建替工事や改修工事の前倒し・後ろ倒しについては、建物の劣化や機能性などの状況、対象工事費及び施設ごとの工事の実施効率性を加味しながら、可能な範囲で計画していくことが求められます。



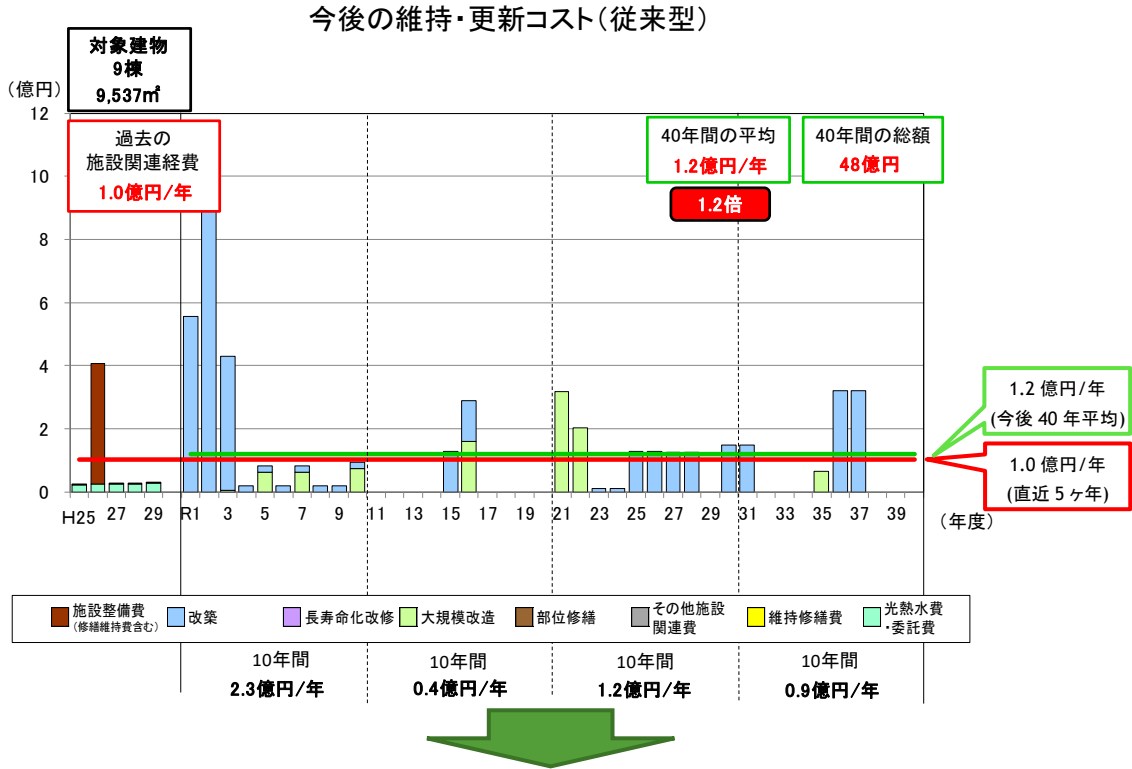
※LCC:Life Cycle Cost(ライフサイクルコスト)の略。
 ライフサイクルコストとは建物の企画段階から施工・運営され、そして解体されるまでにかかる費用。

図 4-8:長寿命化モデルにおける建替支出の平準化の考え方イメージ図

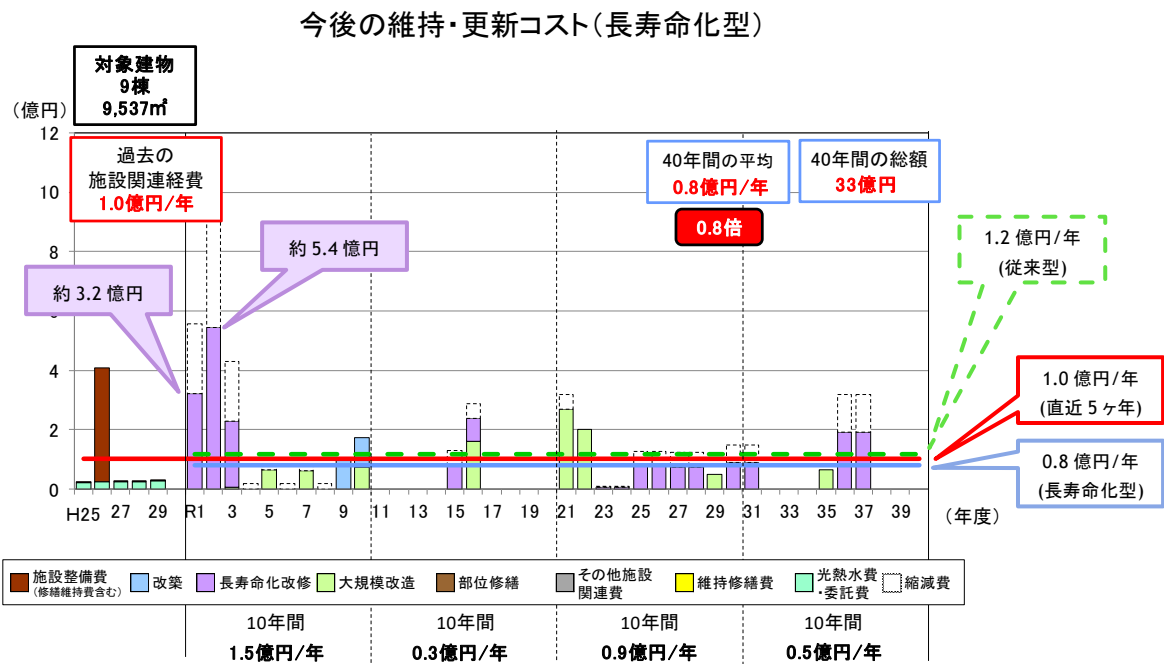
○市民文化系施設

平成 25～29 年の 5 年間の施設関連経費を参考に、今後 40 年間のコストシミュレーションを行います。

■築後 40 年で建替を行う従来の修繕・改修を今後も続ける場合、今後 40 年間のコストは総額 48 億円、年間あたり 1.2 億円となります。



■築後 80 年サイクルでの建替により長寿命化を図った場合、今後 40 年間のコストは総額 33 億円、年間あたり 0.8 億円となり、従来と比べると、**総額約 15 億円、年間あたり約 0.4 億円の削減**となります。

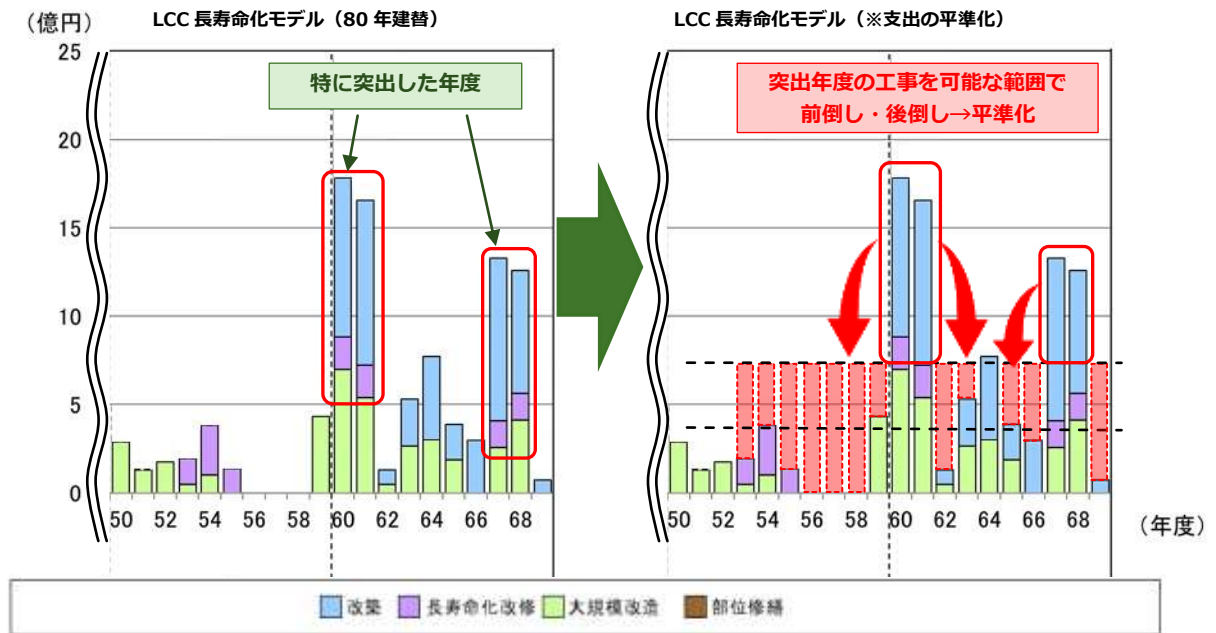


※上記のコストは現時点での試算として提示しています。

図 4-9:コストシミュレーション

長寿命化改修型の維持・更新コストでは、建替や改修時期をずらすことができますが、平成30年以降の10年間をみると、令和1年(改修費約3.2億円)や令和2年(改修費約5.4億円)など改修時期が集中する年度があります。これらの改修を財政支出面の平準化を重視した場合、対象となる施設について、棟単位で建替または改修を前倒し若しくは後ろ倒しすることにより、各年度の支出を平準化させることが可能となります。

なお、建替工事や改修工事の前倒し・後ろ倒しについては、建物の劣化や機能性などの状況、対象工事費及び施設ごとの工事の実施効率性を加味しながら、可能な範囲で計画していくことが求められます。



※LCC:Life Cycle Cost(ライフサイクルコスト)の略。

ライフサイクルコストとは建物の企画段階から施工・運営され、そして解体されるまでにかかる費用。

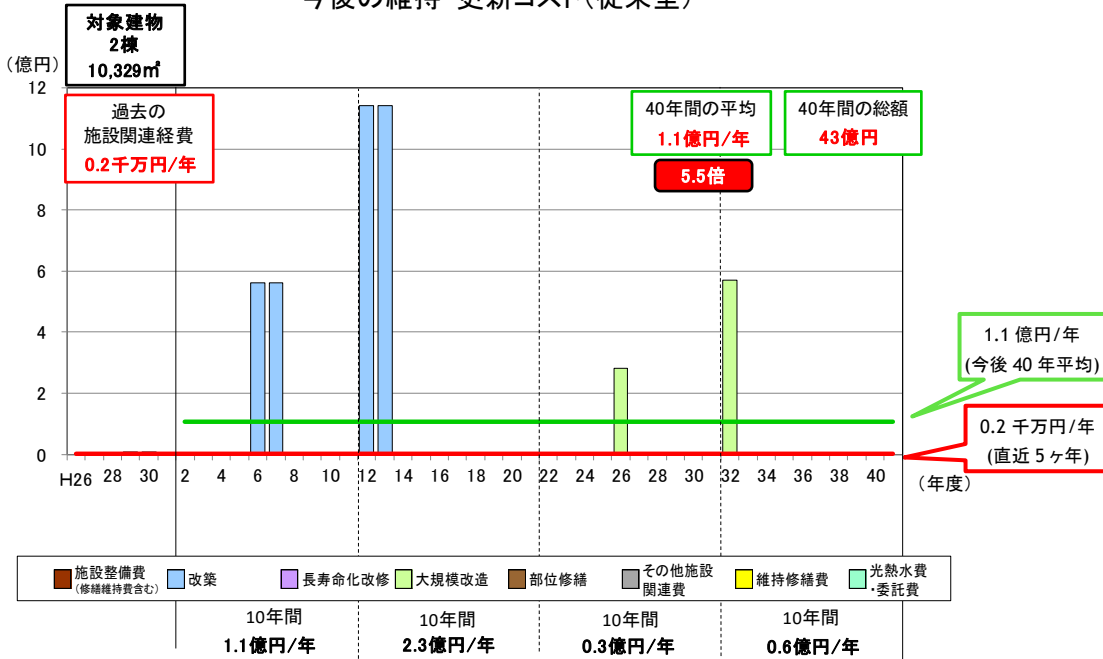
図 4-10:長寿命化モデルにおける建替支出の平準化の考え方イメージ図

○子育て支援施設

平成 25～29 年の 5 年間の施設関連経費を参考に、今後 40 年間のコストシミュレーションを行います。

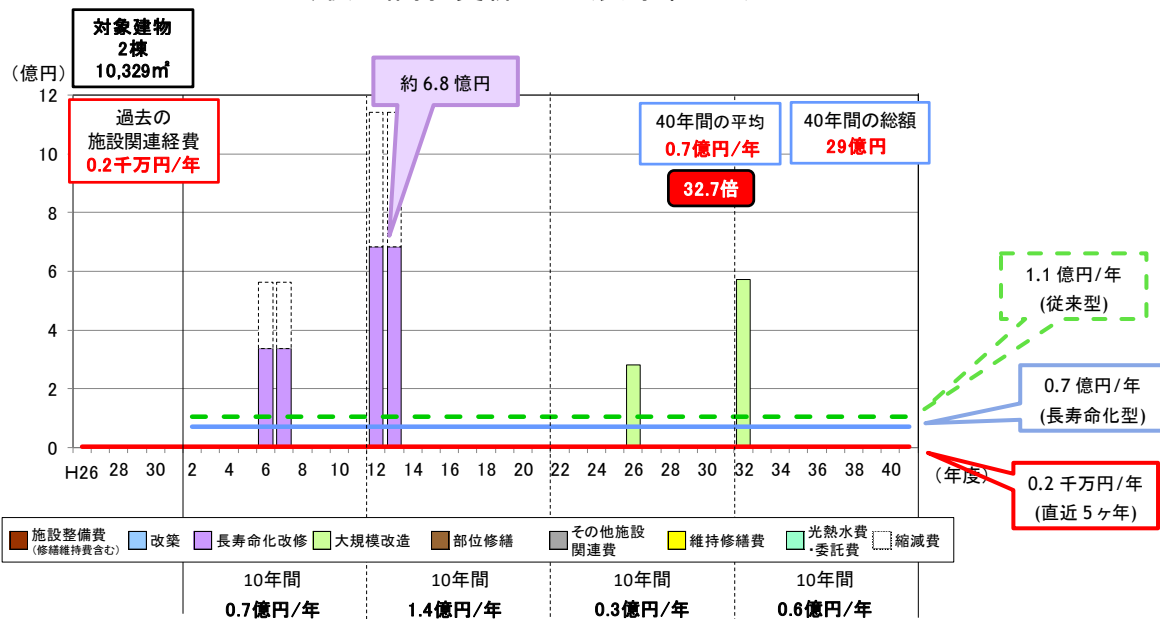
■築後 40 年で建替を行う従来の修繕・改修を今後も続ける場合、今後 40 年間のコストは総額 43 億円、年間あたり 1.1 億円となります。

今後の維持・更新コスト(従来型)



■築後 80 年サイクルでの建替により長寿命化を図った場合、今後 40 年間のコストは総額 29 億円、年間あたり 0.7 億円となり、従来と比べると、**総額約 14 億円、年間あたり約 0.4 億円の削減**となります。

今後の維持・更新コスト(長寿命化型)

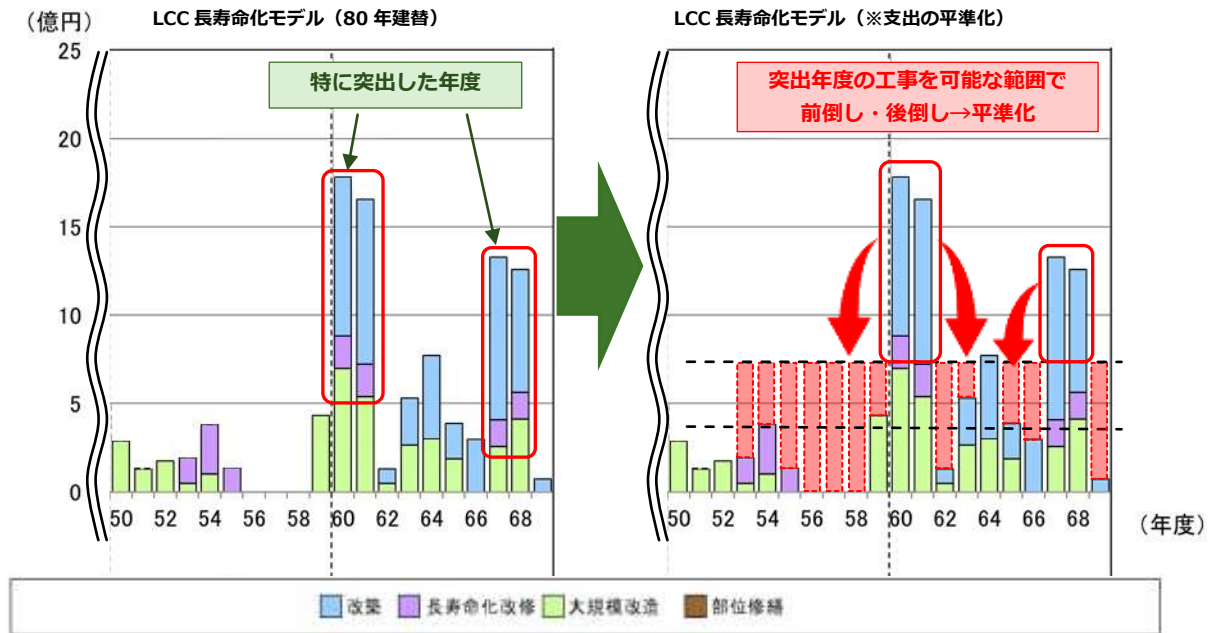


※上記のコストは現時点での試算として提示しています。

図 4-11:コストシミュレーション

長寿命化改修型の維持・更新コストでは、建替や改修時期をずらすことができますが、令和5年以降の10年間をみると、令和12年(改修費約6.8億円)や令和13年(改修費約6.8億円)など改修時期が集中する年度があります。これらの改修を財政支出面の平準化を重視した場合、対象となる施設について、棟単位で建替または改修を前倒し若しくは後ろ倒しすることにより、各年度の支出を平準化させることが可能となります。

なお、建替工事や改修工事の前倒し・後ろ倒しについては、建物の劣化や機能性などの状況、対象工事費及び施設ごとの工事の実施効率性を加味しながら、可能な範囲で計画していくことが求められます。



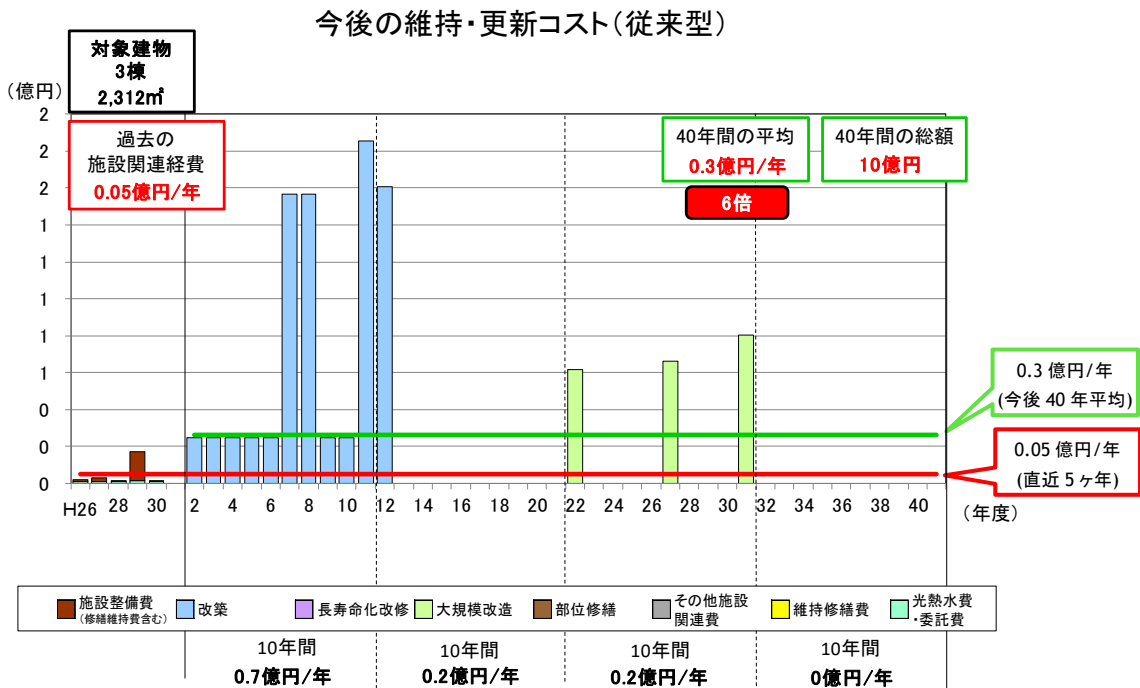
※LCC: Life Cycle Cost(ライフサイクルコスト)の略。
 ライフサイクルコストとは建物の企画段階から施工・運営され、そして解体されるまでにかかる費用。

図 4-12: 長寿命化モデルにおける建替支出の平準化の考え方イメージ図

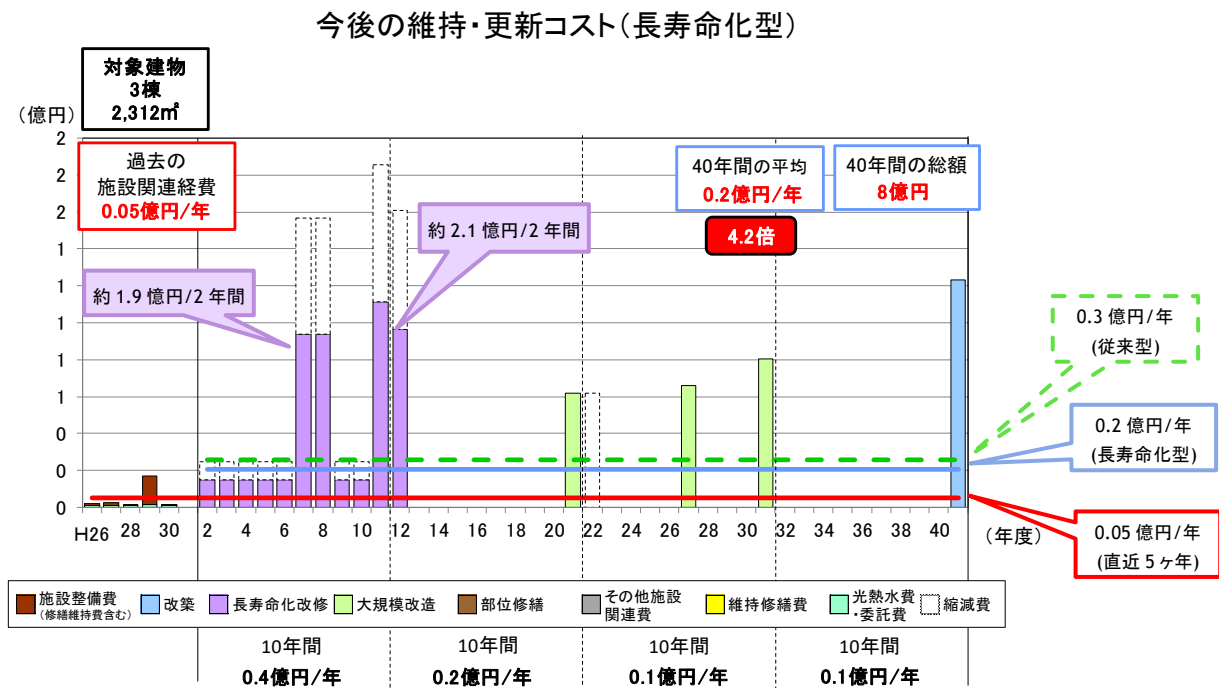
○保健・福祉系施設

平成 26～30 年の 5 年間の施設関連経費を参考に、今後 40 年間のコストシミュレーションを行います。

■築後 40 年で建替を行う従来の修繕・改修を今後も続ける場合、今後 40 年間のコストは総額 10 億円、年間あたり 0.3 億円となります。



■築後 80 年サイクルでの建替により長寿命化を図った場合、今後 40 年間のコストは総額 8 億円、年間あたり 0.2 億円となり、従来と比べると、**総額約 2 億円、年間あたり約 0.1 億円の削減**となります。

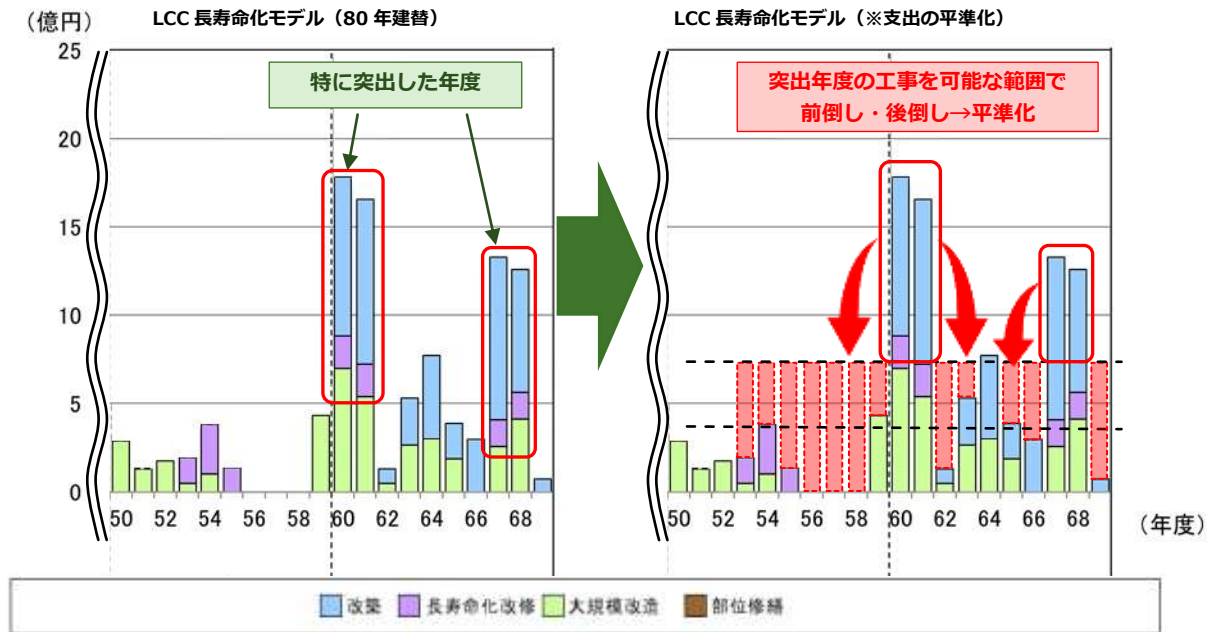


※上記のコストは現時点での試算として提示しています。

図 4-13:コストシミュレーション

長寿命化改修型の維持・更新コストでは、建替や改修時期をずらすことができますが、令和5年以降の10年間をみると、令和7～8年(改修費計約1.9億円)や令和11～12年(改修費計約2.1億円)など改修時期が集中する年度があります。これらの改修を財政支出面の平準化を重視した場合、対象となる施設について、棟単位で建替または改修を前倒し若しくは後ろ倒しすることにより、各年度の支出を平準化させることが可能となります。

なお、建替工事や改修工事の前倒し・後ろ倒しについては、建物の劣化や機能性などの状況、対象工事費及び施設ごとの工事の実施効率性を加味しながら、可能な範囲で計画していくことが求められます。



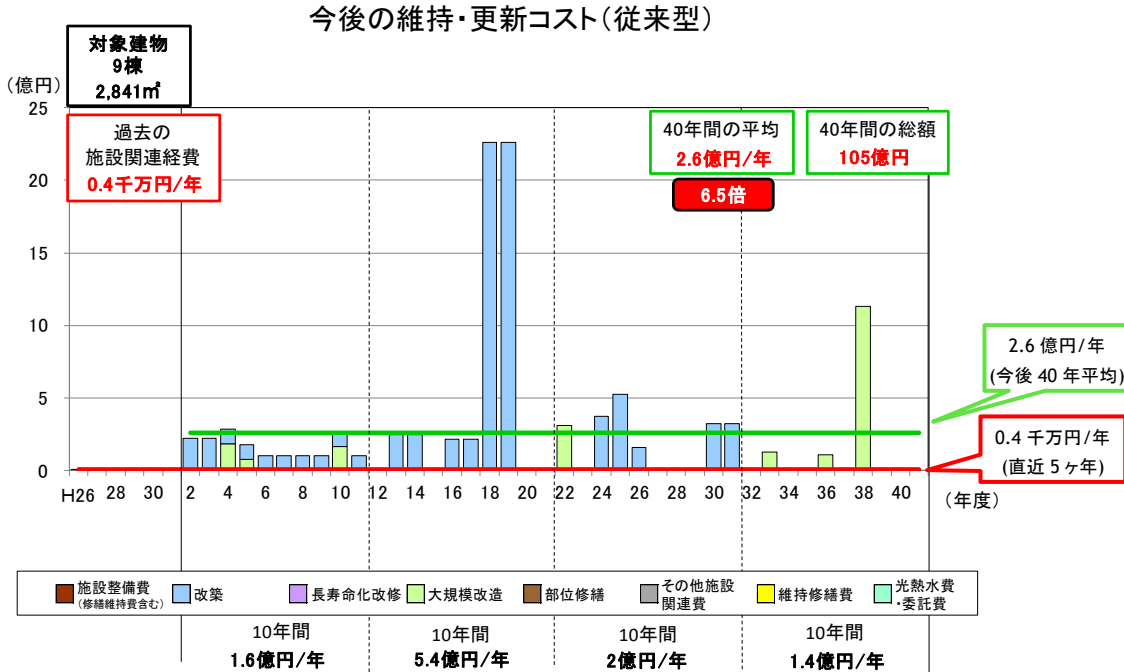
※LCC:Life Cycle Cost(ライフサイクルコスト)の略。
 ライフサイクルコストとは建物の企画段階から施工・運営され、そして解体されるまでにかかる費用。

図 4-14:長寿命化モデルにおける建替支出の平準化の考え方イメージ図

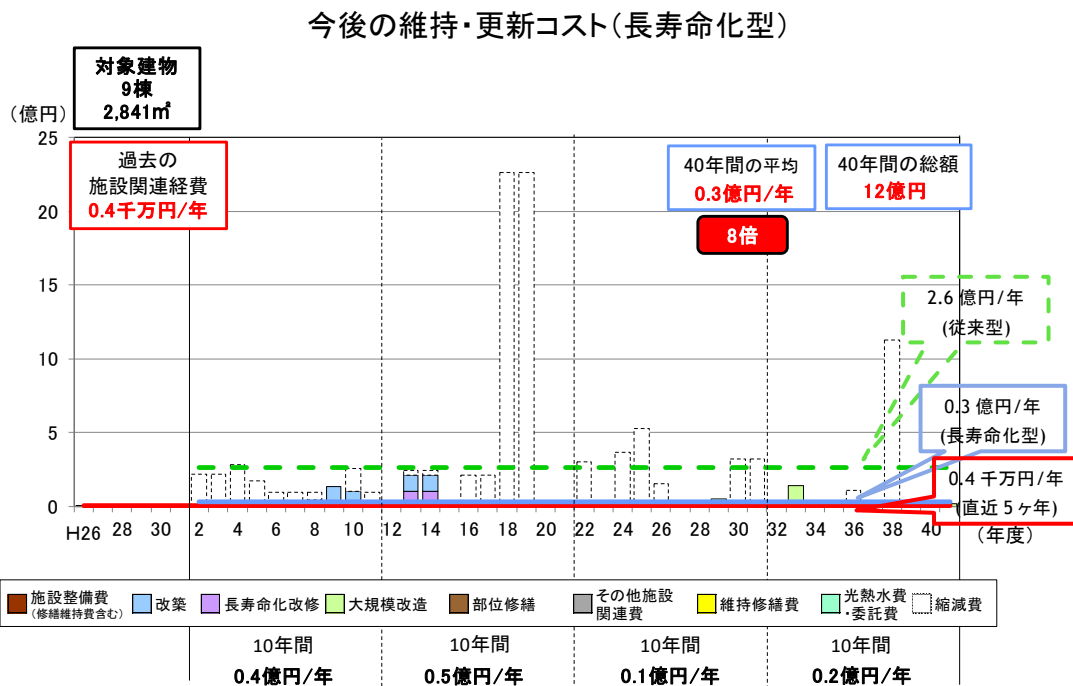
○社会教育系施設

平成 26～30 年の 5 年間の施設関連経費を参考に、今後 40 年間のコストシミュレーションを行います。

■築後 40 年で建替を行う従来の修繕・改修を今後も続ける場合、今後 40 年間のコストは総額 105 億円、年間あたり 2.6 億円となります



■築後 80 年サイクルでの建替により長寿命化を図った場合、今後 40 年間のコストは総額 12 億円、年間あたり 0.3 億円となり、従来と比べると、**総額約 93 億円、年間あたり約 2.3 億円の削減**となります。

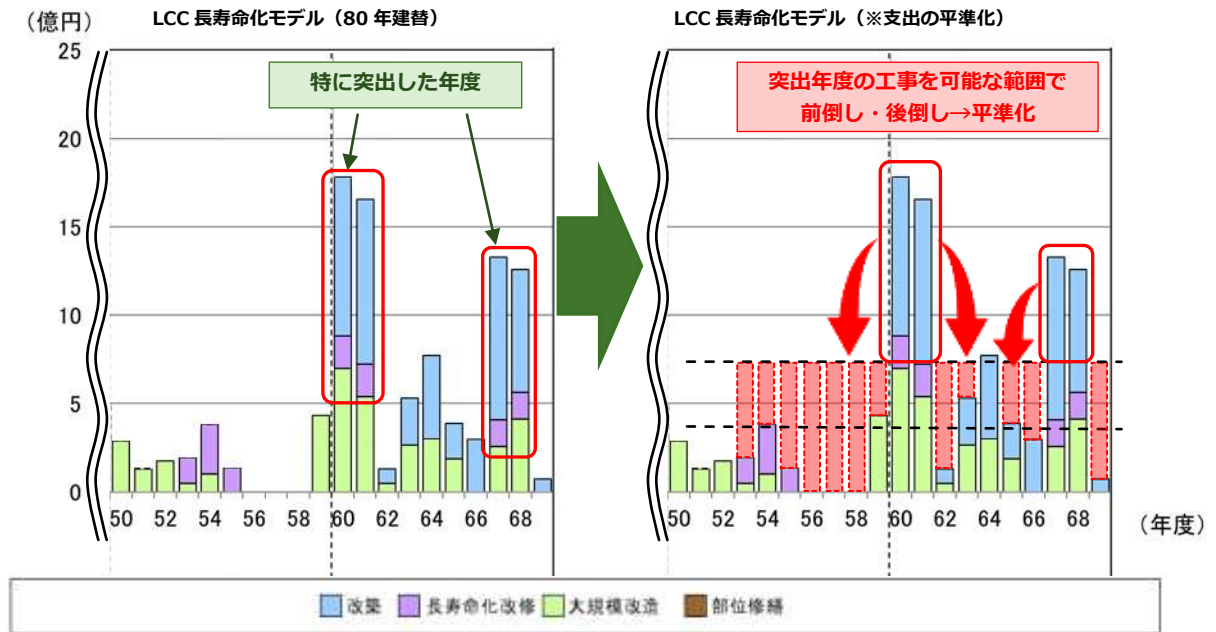


※上記のコストは現時点での試算として提示しています。

図 4-15:コストシミュレーション

長寿命化改修型の維持・更新コストでは、建替や改修時期をずらすことができますが、令和15年以降の10年間をみると、令和18年(改修費約23億円)や令和19年(改修費約23億円)など改修時期が集中する年度があります。これらの改修を財政支出面の平準化を重視した場合、対象となる施設について、棟単位で建替または改修を前倒し若しくは後ろ倒しすることにより、各年度の支出を平準化させることが可能となります。

なお、建替工事や改修工事の前倒し・後ろ倒しについては、建物の劣化や機能性などの状況、対象工事費及び施設ごとの工事の実施効率性を加味しながら、可能な範囲で計画していくことが求められます。



※LCC:Life Cycle Cost(ライフサイクルコスト)の略。
 ライフサイクルコストとは建物の企画段階から施工・運営され、そして解体されるまでにかかる費用。

図 4-16:長寿命化モデルにおける建替支出の平準化の考え方イメージ図

第5章 基本方針を踏まえた施設整備の水準

1 改修等の整備水準

長寿命化改修の実施にあたっては、単に建築時の状態に戻すのではなく、構造体の長寿命化やライフラインの更新等により建物の耐久性を高めるとともに、省エネ化やバリアフリー化など、現代の社会的要請に応じるための改修を行うことが重要となってきます。

本計画における改修等の基本方針を踏まえ、長寿命化改修の整備水準を設定します。

表 5-1:改修工事等における整備項目例

基本方針	整備項目例
安全性・耐用性を確保・維持するための改修	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水の更新、笠木の更新・撤去 ・外壁のクラック、欠損補修、シーリングの更新・撤去 ・内装全面改修(床、壁等) ・書棚等の転倒防止対策、照明・壁掛け式スピーカー等の落下防止対策 ・緊急通報設備の整備 ・フェンス改修等
機能性・快適性を確保・維持するための改修	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ改修(洋式化、衛生環境の充実等) ・バリアフリー対応(段差の解消) ・非常用発電設備(太陽光発電設備・蓄電池等)の整備等
環境性・省エネ性を確保・維持するための改修	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱性の向上(壁、開口部) ・遮音性の向上(壁、開口部) ・照明器具のLED化、人感センサーによる省電力化等

2 維持管理の項目・手法等

2-1 日常点検

長寿命化を図るためには、定期的に改修工事を行うだけでなく、日常的、定期的に施設の点検や清掃、情報管理を行う必要があります。日常的、定期的に維持管理を行うことで、建物の劣化状況を詳細に把握でき、より早急に異常に気付くことができるため、施設に応じた維持、改修内容や時期を計画に反映することができます。

表 5-2:維持管理のための点検例

点検分野	項目	内容と点検方法等	期間	点検者
日常的な維持管理のための点検	清掃	◆ 汚れの除去及び汚れ予防により仕上げ材を保護し、快適な環境に保つための作業	毎日	各施設
	保守	◆ 点検結果に基づき、建築物等の機能の回復又は危険防止のための消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業	毎日	各施設
	日常点検	◆ 目視あるいは触るなどの簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検 ◆ 機器及び設備について、異常の有無や兆候の発見	毎月	各施設
定期的な維持管理のための点検	自主点検	◆ 機器及び設備の破損や腐食状況を把握し、修理・修繕等の保全計画を作成	1年	所管課
	定期点検	◆ 自主点検では確認できない箇所や、法的に定められた箇所に関して、専門業者により点検 ◆ 資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検	建築物原則3年 設備等原則2年	専門業者
臨時的な維持管理のための点検	臨時点検	◆ 日常、定期点検以外に行う臨時的な点検 ◆ 建築物等の、損傷、変形、腐食、異臭他の異常の有無を調査し、必要な措置を検討	随時	各施設

2-2 点検・評価結果の蓄積

日常的に的確な予防保全に取り組みながら、日常的あるいは定期的な点検により老朽化の状況を評価・把握します。その点検・評価結果と改修履歴をデータベース化し、計画的に改修が行えるようにデータの蓄積を図ります。

第6章 個別施設毎の取組方針

1 対策の優先順位の考え方【行政系施設】

行政系施設は、日常的な市民サービス提供の場であり、社会的な役割が非常に高い施設であるため、安全性が特に重視されます。そのため、耐震性が確保されていない第二東庁舎において、耐震性の確保を優先的に図っていく必要があります。また、災害発生時の避難所に指定されている施設はないものの、災害発生時にはいち早い復旧・復興を図るための拠点として重要な役割を担うこととなるため、耐震性に加え浸水対策など、あらゆる災害への対策を図る必要があります。その上で、人口の変化等に応じた、施設量の最適化やバリアフリー化等の措置を講じるものとします。

2 施設の評価

2-1 施設評価フロー

施設を建物(ハード面)と機能(ソフト面)の要素でそれぞれ評価した上で、市の政策判断等を加味しつつ、「建物」と「機能」に分けて総合評価案を作成し、施設所管課とのヒヤリング等を経て総合評価を最終決定します。(115 ページ 図 6-1:施設評価とその後の流れ参照)

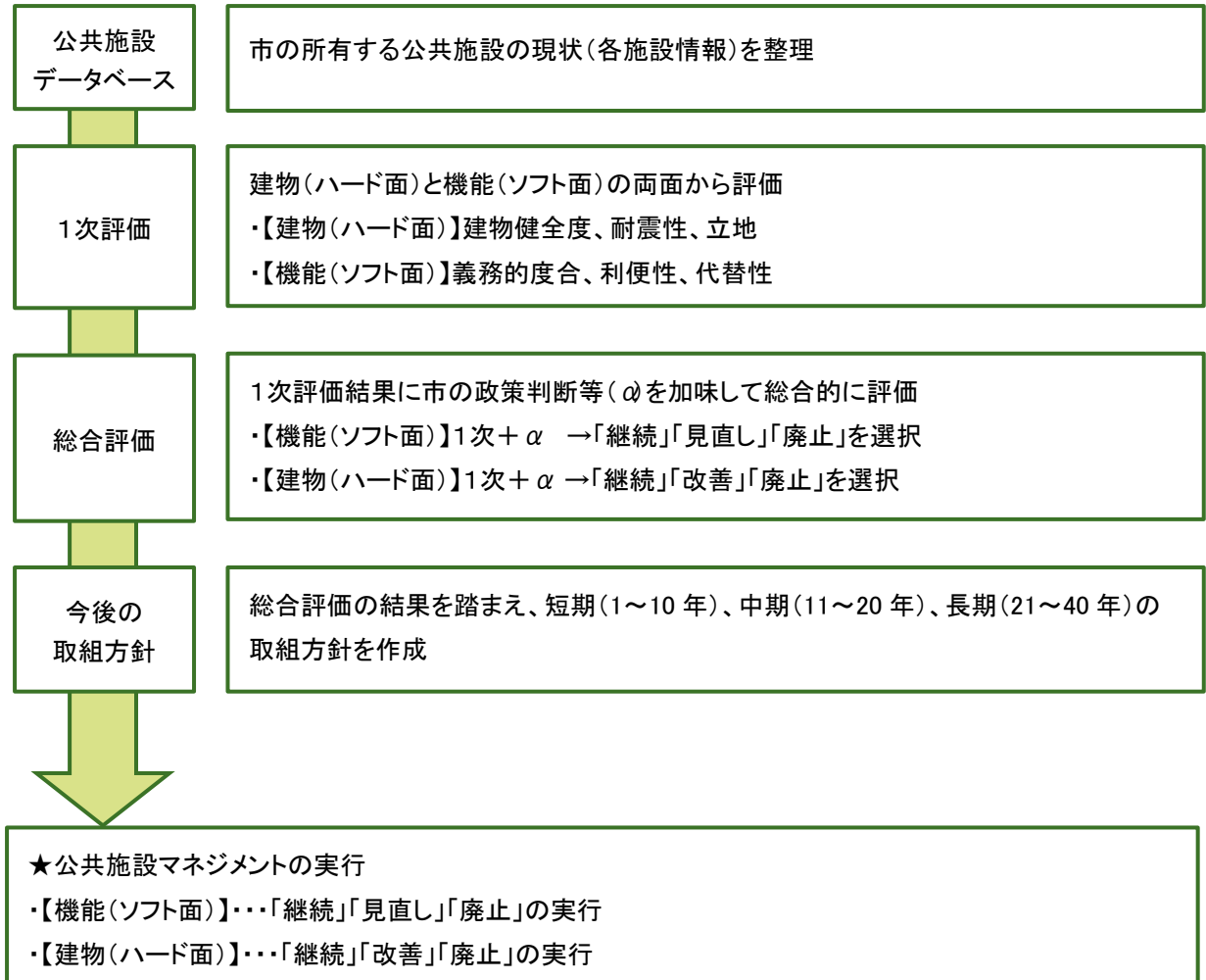


図 6-1: 施設評価とその後の流れ

2-2 1次評価

①1次評価の方法

建物健全度からの優先順位付けのみでは、ただ単に劣化の著しいものから改築や大規模改修を行うこととなり、住民ニーズ等とかけ離れた施設整備を行ってしまう可能性があります。行政施設については、行政サービス提供の場としての重要性、必須性等を考慮した上で、総合的に判断する必要があります。

判断基準としては、以下にあげる方法で検討します。

表 6-1: 1次評価項目と評価指針

評価項目		評価指針	評価(点数)
ハード面	建物老朽度	建物健全度の点数(劣化状況調査より)	70 点以上: 3 40 点以上: 2 40 点未満: 1
	耐震性	旧耐震基準の建物は、耐震診断または耐震補強により耐震性を確保しているか	耐震性あり: 3 耐震性なし: 1
	立地	浸水想定区域・土砂災害警戒区域等内に設置されているか	外: 3 内: 1
ソフト面	義務的度合	行政サービスの提供が義務的であり、今後も継続して行政がサービスを提供する必要があるか	必要性高: 3 必要性低: 1
	利便性	ワンストップでサービスを受けられるか	可能: 3 不可: 1
	代替性	周辺に類似機能をもつ施設があるか	ない: 3 5km 以内あり: 2 1km 以内あり: 1

上記の評価項目に基づく点数により、以下のとおり評価します。

表 6-2: 合計点数による評価

点数	評価
8点以上	A
5点以上7点未満	B
5点未満	C

②1次評価の結果

表 6-3:ハード面・ソフト面の評価

	ハード			ハード面 評価	ソフト			ソフト面 評価
	建物 健全度	耐震性	立地		義務的 度合	利便性	代替性	
市役所庁舎	2点	3点	3点	8点 →A	3点	3点	3点	9点 →A
東庁舎	1点	3点	3点	7点 →B	3点	3点	3点	9点 →A
第二東庁舎	1点	1点	3点	5点 →C	1点	1点	3点	5点 →C

市役所庁舎

表 6-4:1次評価結果

		ハード面評価		
		A	B	C
ソフト面 評価	A	継続	継続	改善
	B	継続	継続	廃止
	C	見直し	廃止	廃止

東庁舎

第二東庁舎

2-3 総合評価

①総合評価の方法


1次評価結果に市の政策判断等を加味しつつ、「機能」と「建物」に分けて総合評価案を作成し、施設所管課等との諸調整を経て、総合評価を最終決定します。

表 6-5:総合評価基準

評価項目	評価結果	評価基準
機能 (ソフト面)	I 継続	機能(サービス)の現状を維持する
	II 改善	
	III 見直し	多機能と複合化、集約化(統合・移転)、もしくは他用途へ転用又はサービス内容の見直しを図る
	IV 廃止	機能を廃止する
建物 (ハード面)	I 継続	必要な小修繕等を行いながら建物の現状を維持する
	II 改善	耐震補強、大規模改修又は建替に着手する
	III 見直し	
	IV 廃止	建物を廃止し、民間等へ貸付又は譲渡、解体、売却する

②総合評価の結果

表 6-6:総合評価結果

	1次評価		総合評価結果	
			機能	建物
市役所庁舎	継続		III 見直し	II 改善
東庁舎	継続		III 見直し	IV 廃止
第二東庁舎	廃止		IV 廃止	IV 廃止

3 対策の優先順位の考え方【学校教育系施設】

学校教育系施設は、子どもたちや職員が日常的に過ごす場所であるため、生徒・職員の安全性確保に係る修繕を最優先とし、怪我や事故の防止に努めます。現時点では築年数が全体的に浅く、著しい劣化等はほとんど見られませんが、引き続き可能な限り長期間利用できるよう、適正な修繕・改修等を実施し続けることで、長期的なコストの縮減と平準化を図ることを目標に対策を検討していきます。

4 施設の評価

4-1 施設評価フロー

施設の定量的な要素(建物健全度、コスト状況、利用状況)を基に1次評価を実施し、次に定性的な要素(将来的な市民ニーズや代替施設の有無等)を勘案して2次評価を行います。最後に市の政策判断等を加味しつつ、「建物」と「機能」に分けて総合評価案を作成し、施設所管課とのヒヤリング等を経て総合評価を最終決定します。(120 ページ 図 6-2: 施設評価とその後の流れ参照)

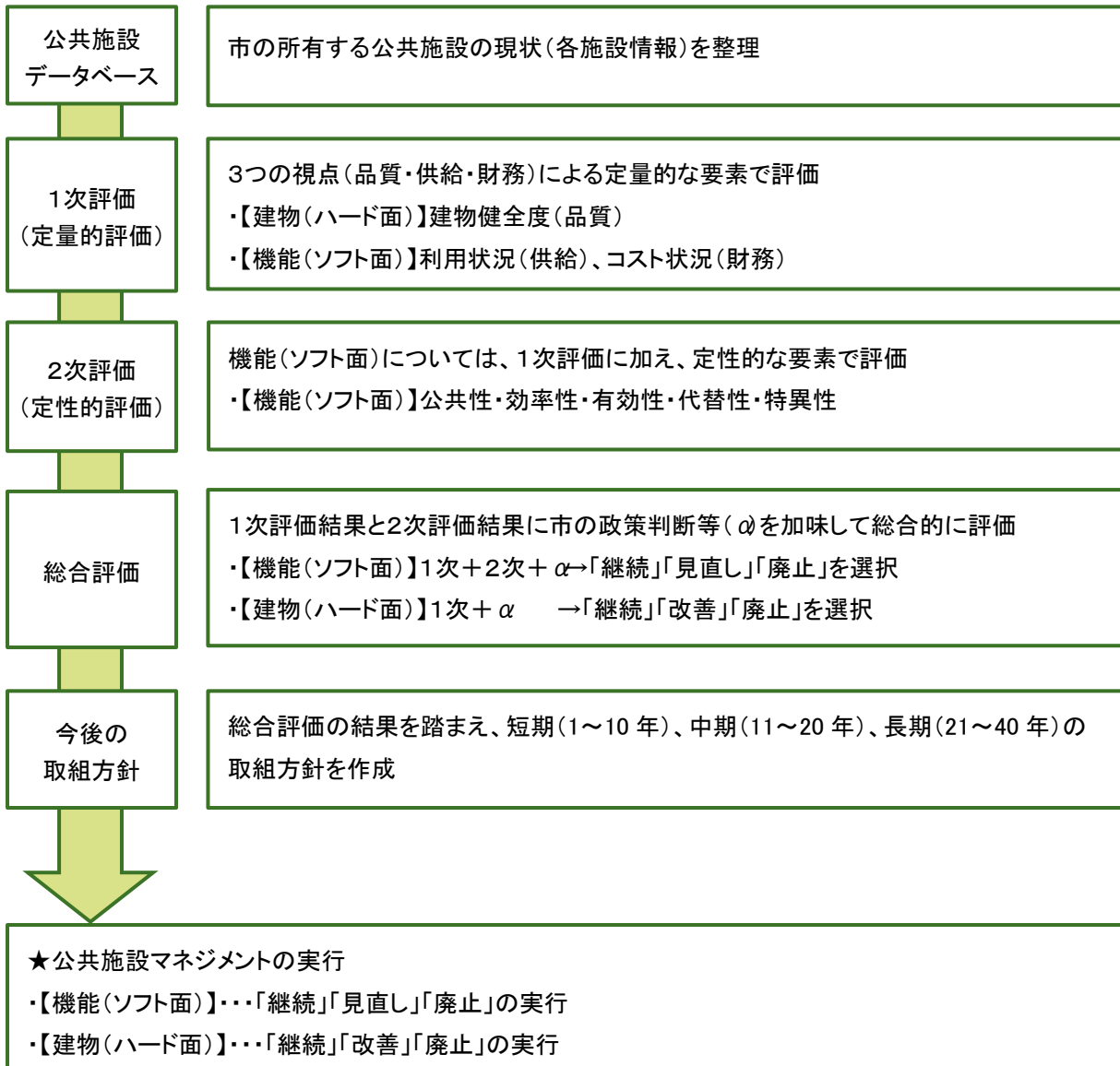


図 6-2: 施設評価とその後の流れ

4-2 1次評価

①1次評価の方法

建物健全度からの優先順位付けのみでは、ただ単に劣化の著しいものから改築や大規模改修を行うこととなり、住民ニーズ等とかけ離れた施設整備を行ってしまう可能性があります。人口動向・利用者推移や、施設の維持管理にかかるコスト等、多方面から比較検討し、総合的に判断する必要があります。

判断基準としては、以下にあげる方法で検討します。

表 6-7: 1次評価項目と評価指針

評価項目			評価指針
ハード面	品質	建物老朽度	建物健全度(劣化状況調査より)
ソフト面	供給	利用状況	床面積あたりの生徒数
	財務	コスト状況	床面積あたりのコスト
			生徒あたりのコスト
			人口あたりのコスト

表 6-8: ソフト面に関する評価指標

指標 評価	利用状況	コスト状況
	床面積あたりの生徒数等 対象施設類型の平均値(100%) に対する割合	床面積あたりのコスト等 対象施設類型の平均値(100%) に対する割合
100点	160%以上	0%以上 40%未満
80点	120%以上 160%未満	40%以上 80%未満
60点	80%以上 120%未満	80%以上 120%未満
40点	40%以上 80%未満	120%以上 160%未満
20点	0%以上 40%未満	160%以上

1次評価では、評価指針を基に算出した点数から、ハード(品質)、ソフト(供給・財務)の2軸により、施設をI～IVの4つに分類します。

ただし、長寿命化判定の結果が「要調査」となっている建物については、建物健全度が50を下回るものとみなします。

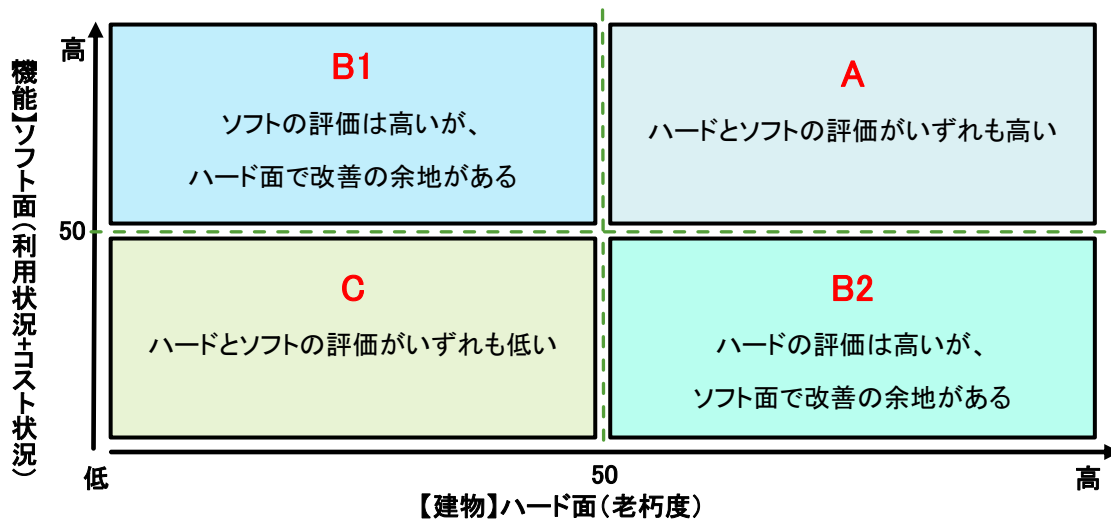


図 6-3:分類のイメージ

②1次評価の結果

表 6-9:1次評価結果

	ハード	ソフト			1次評価結果
	建物健全度	利用状況	コスト状況	平均	
東原庁舎東部校	94	40	80	60	A
東原庁舎中央校	88	100	40	70	A
東原庁舎西溪校	75	40	60	50	A
学校給食センター	49	50	50	50	B1

※学校毎の建物健全度は、各学校施設の棟別の健全度を面積按分し合計したものを採用しています。

※学校給食センターは、独自性が強く学校施設との比較が困難であることから、ソフト面の評価については独自評価をしています。

4-3 2次評価

①2次評価の方法

2次評価では、量や数値では判断できない定性的な要素(公共性・効率性・有効性・代替性・特異性)について分析を行い、次の評価指針を用いて施設ごとに評価します。

表 6-10:2次評価項目と評価指針

評価項目	評価指針	評価
公共性	・法律等により設置が義務付けられているか	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・市民の安全・安心の確保等、市民生活を営む上での必要性は高いか	
	・市の施策を推進する上での必要性は高いか	
	・サービス内容が設置目的に即しているか	
	・利用実態が設置目的に即しているか	
効率性	・民間事業者のノウハウが活用できるか	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・支出に対する利用料等の収入の割合はどうか	
有効性	・利用者数等の見込みはどうか	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・利用実態から見た利用圏域はどうか	
	・施設(敷地・建物)に余裕スペースがないか	
代替性	・類似機能を持つ民間施設や公共施設等で代替可能か	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・他自治体との広域的な連携が可能か	
	・維持管理・運営面で民間等を活用可能か	
特異性	・歴史的・文化的・象徴的価値のある施設か	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・浸水想定区域・土砂災害警戒区域等内に設置されている施設か	
	・避難所に指定されている施設か	

②2次評価の結果

表 6-11:2次評価結果

	2次評価結果				
	公共性	効率性	有効性	代替性	特異性
東原庫舎東部校	A	C	A	C	A
東原庫舎中央校	A	C	A	C	A
東原庫舎西溪校	A	C	A	C	A
学校給食センター	A	C	A	C	B

4-4 総合評価

①総合評価の方法

1次評価結果と2次評価結果に市の政策判断等を加味しつつ、「機能」と「建物」に分けて総合評価案を作成し、施設所管課等との諸調整を経て、総合評価を最終決定します。

表 6-12:総合評価基準

評価項目	評価結果	評価基準
機能 (ソフト面)	I 継続	機能(サービス)の現状を維持する
	II 改善	
	III 見直し	多機能と複合化、集約化(統合・移転)、もしくは他用途へ転用又はサービス内容の見直しを図る
	IV 廃止	機能を廃止する
建物 (ハード面)	I 継続	必要な小修繕等を行いながら建物の現状を維持する
	II 改善	耐震補強、大規模改修又は建替に着手する
	III 見直し	
	IV 廃止	建物を廃止し、民間等へ貸付又は譲渡、解体、売却する

②総合評価の結果

表 6-13:総合評価結果

	1次評価	2次評価					総合評価結果	
		公共性	効率性	有効性	代替性	特異性	機能	建物
東原庫舎東部校	A	A	C	A	C	A	I 継続	I 継続
東原庫舎中央校	A	A	C	A	C	A	I 継続	I 継続
東原庫舎西溪校	A	A	C	A	C	A	I 継続	I 継続
学校給食センター	B1	A	C	A	C	B	I 継続	I 継続

5 対策の優先順位の考え方【スポーツ・レクリエーション系施設】

スポーツ・レクリエーション系施設は、不特定多数の人が安心してスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、利用者の安全性確保に係る修繕を最優先とし、怪我や事故の防止に努めます。また、施設の状態や利用状況、類似施設の状態、地域バランスなどの施設を取り巻く社会的環境などを考慮し、施設量の最適化を判断するとともに、より集客力のある施設とするため、施設の魅力向上やバリアフリー化を優先しつつ、可能な限り長期間使用するための対策を講じるものとします。

6 施設の評価

6-1 施設評価フロー

施設の定量的な要素(建物健全度、コスト状況、利用状況)を基に1次評価を実施し、次に定性的な要素(将来的な市民ニーズや代替施設の有無等)を勘案して2次評価を行います。最後に市の政策判断等を加味しつつ、「建物」と「機能」に分けて総合評価案を作成し、施設所管課とのヒヤリング等を経て総合評価を最終決定します。(120 ページ 図 6-2: 施設評価とその後の流れ参照)

6-2 1次評価

①1次評価の方法

建物健全度からの優先順位付けのみでは、ただ単に劣化の著しいものから改築や大規模改修を行うこととなり、住民ニーズ等とかけ離れた施設整備を行ってしまう可能性があります。人口動向・利用者推移や、施設の維持管理にかかるコスト等、多方面から比較検討し、総合的に判断する必要があります。

判断基準としては、以下にあげる方法で検討します。

表 6-14:1次評価項目と評価指針

評価項目		評価指針	
ハード面	品質	建物老朽度	建物健全度(劣化状況調査より)
ソフト面	供給	利用状況	床面積あたりの利用者数等
	財務	コスト状況	床面積あたりのコスト
			利用者あたりのコスト
			人口あたりのコスト

表 6-15:ソフト面に関する評価指標

指標 評価	利用状況	コスト状況
	床面積あたりの利用者数等 対象施設類型の平均値(100%) に対する割合	床面積あたりのコスト等 対象施設類型の平均値(100%) に対する割合
100点	160%以上	0%以上 40%未満
80点	120%以上 160%未満	40%以上 80%未満
60点	80%以上 120%未満	80%以上 120%未満
40点	40%以上 80%未満	120%以上 160%未満
20点	0%以上 40%未満	160%以上

1次評価では、評価指針を基に算出した点数から、ハード(品質)、ソフト(供給・財務)の2軸により、施設をI～IVの4つに分類します。

ただし、長寿命化判定の結果が「要調査」となっている建物については、建物健全度が50を下回るものとみなします。(122ページ 図6-3:分類のイメージ参照)

②1次評価の結果

表 6-16: 1次評価結果

	ハード	ソフト			1次評価結果
	建物健全度	H29 利用状況 (平均値に対する割合)	H29 コスト状況 (平均値に対する割合)	平均	
納所社会体育館	63	40	80	60	A
東多久社会体育館	40	40	60	50	B1
南多久社会体育館	77	40	40	40	B2
西多久社会体育館	43	20	80	50	B1
緑が丘社会体育館	72	100	100	100	A
北多久社会体育館	100	100	100	100	A
体育センター	53	100	20	60	A
TAQUA(タクア)	100	50	50	50	A

6-3 2次評価

①2次評価の方法

2次評価では、量や数値では判断できない定性的な要素(公共性・効率性・有効性・代替性・特異性)について分析を行い、下表の評価指針を用いて施設ごとに評価します。

表 6-17:2次評価項目と評価指針

評価項目	評価指針	評価
公共性	・法律等により設置が義務付けられているか	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・市民の安全・安心の確保等、市民生活を営む上での必要性は高いか	
	・市の施策を推進する上での必要性は高いか	
	・サービス内容が設置目的に即しているか	
	・利用実態が設置目的に即しているか	
効率性	・民間事業者のノウハウが活用できるか	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・支出に対する利用料等の収入の割合はどうか	
有効性	・利用者数等の見込みはどうか	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・利用実態から見た利用圏域はどうか	
	・施設(敷地・建物)に余裕スペースがないか	
代替性	・類似機能を持つ民間施設や公共施設等で代替可能か	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・他自治体との広域的な連携が可能か	
	・維持管理・運営面で民間等を活用可能か	
特異性	・歴史的・文化的・象徴的価値のある施設か	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・浸水想定区域・土砂災害警戒区域等内に設置されている施設か	
	・避難所に指定されている施設か	

②2 次評価の結果

表 6-18:2次評価結果

	2次評価結果				
	公共性	効率性	有効性	代替性	特異性
納所社会体育館	A	C	C	C	C
東多久社会体育館	A	C	C	C	C
南多久社会体育館	A	C	C	C	C
西多久社会体育館	A	C	C	C	A
緑が丘社会体育館	A	A	A	A	A
北多久社会体育館	A	A	A	A	A
体育センター	A	B	A	A	A
TAQUA(タクア)	A	A	A	A	B

6-4 総合評価

①総合評価の方法

1 次評価結果と2 次評価結果に市の政策判断等を加味しつつ、「機能」と「建物」に分けて総合評価案を作成し、施設所管課等との諸調整を経て、総合評価を最終決定します。

表 6-19:総合評価基準

評価項目	評価結果	評価基準
機能 (ソフト面)	I 継続	機能(サービス)の現状を維持する
	II 改善	
	III 見直し	多機能と複合化、集約化(統合・移転)、もしくは他用途へ転用又はサービス内容の見直しを図る
	IV 廃止	機能を廃止する
建物 (ハード面)	I 継続	必要な小修繕等を行いながら建物の現状を維持する
	II 改善	耐震補強、大規模改修又は建替に着手する
	III 見直し	
	IV 廃止	建物を廃止し、民間等へ貸付又は譲渡、解体、売却する

②総合評価の結果

表 6-20:総合評価結果

	1次評価	2次評価					総合評価結果	
		公共性	効率性	有効性	代替性	特異性	機能	建物
納所社会体育館	A	A	C	C	C	C	Ⅳ 廃止	Ⅳ 廃止
東多久社会体育館	B1	A	C	C	C	C	Ⅳ 廃止	Ⅳ 廃止
南多久社会体育館	B2	A	C	C	C	C	Ⅳ 廃止	Ⅳ 廃止
西多久社会体育館	B1	A	C	C	C	A	Ⅳ 廃止	Ⅳ 廃止
緑が丘社会体育館	A	A	A	A	A	A	Ⅲ 見直し	Ⅱ 改善
北多久社会体育館	A	A	A	A	A	A	Ⅰ 継続	Ⅰ 継続
体育センター	A	A	B	A	A	A	Ⅲ 見直し	Ⅳ 廃止
TAQUA(タクア)	A	A	A	A	A	B	Ⅰ 継続	Ⅰ 継続

7 対策の優先順位の考え方【市民文化系施設】

市民文化系施設は、市民が集まり交流する場であり、年齢を問わず誰もが利用しやすい場であることが求められるため、人口の変化や地域バランスなどの施設を取り巻く状況を考慮し、バリアフリー化をはじめとした利便性向上に努める必要があります。全体的に施設の状態は優れているものの、旧耐震基準に基づいて建設された施設については老朽化が見られることから、耐震性の確保に優先的に取り組むとともに、経年による劣化への適正な修繕・改修等を行うことで、可能な限り長期間使用するための対策を講じるものとします。

8 施設の評価

8-1 施設評価フロー

施設の定量的な要素(建物健全度、コスト状況、利用状況)を基に1次評価を実施し、次に定性的な要素(将来的な市民ニーズや代替施設の有無等)を勘案して2次評価を行います。最後に市の政策判断等を加味しつつ、「建物」と「機能」に分けて総合評価案を作成し、施設所管課とのヒヤリング等を経て総合評価を最終決定します。(120 ページ 図 6-2: 施設評価とその後の流れ参照)

8-2 1次評価

①1次評価の方法

建物健全度からの優先順位付けのみでは、ただ単に劣化の著しいものから改築や大規模改修を行うこととなり、住民ニーズ等とかけ離れた施設整備を行ってしまう可能性があります。人口動向・利用者推移や、施設の維持管理にかかるコスト等、多方面から比較検討し、総合的に判断する必要があります。

判断基準としては、以下にあげる方法で検討します。

表 6-21:1次評価項目と評価指針

評価項目			評価指針
ハード面	品質	建物老朽度	建物健全度(劣化状況調査より)
ソフト面	供給	利用状況	床面積あたりの利用者数等
	財務	コスト状況	床面積あたりのコスト
			利用者あたりのコスト
			人口あたりのコスト

表 6-22:ソフト面に関する評価指標

指標 評価	利用状況	コスト状況
	床面積あたりの利用者数等 対象施設類型の平均値(100%) に対する割合	床面積あたりのコスト等 対象施設類型の平均値(100%) に対する割合
100点	160%以上	0%以上 40%未満
80点	120%以上 160%未満	40%以上 80%未満
60点	80%以上 120%未満	80%以上 120%未満
40点	40%以上 80%未満	120%以上 160%未満
20点	0%以上 40%未満	160%以上

1次評価では、評価指針を基に算出した点数から、ハード(品質)、ソフト(供給・財務)の2軸により、施設をⅠ～Ⅳの4つに分類します。

ただし、長寿命化判定の結果が「要調査」となっている建物については、建物健全度が50を下回るものとみなします。(122ページ 図6-3:分類のイメージ参照)

②1次評価の結果

表 6-23: 1次評価結果

	ハード	ソフト			1次評価結果
	建物健全度	利用状況	コスト状況	平均	
中央公民館	65	40	80	60	A
東多久公民館	100	40	100	70	A
南多久公民館	100	40	80	60	A
多久公民館	100	40	100	70	A
西多久公民館	100	40	100	70	A
北多久公民館	40	40	20	30	C
納所交流センター	55	20	100	60	A
東多久交流プラザ	91	60	60	60	A
まちづくり交流センター	100	100	20	60	A

8-3 2次評価

①2次評価の方法

2次評価では、量や数値では判断できない定性的な要素(公共性・効率性・有効性・代替性・特異性)について分析を行い、下表の評価指針を用いて施設ごとに評価します。

表 6-24: 2次評価項目と評価指針

評価項目	評価指針	評価
公共性	・法律等により設置が義務付けられているか	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・市民の安全・安心の確保等、市民生活を営む上での必要性は高いか	
	・市の施策を推進する上での必要性は高いか	
	・サービス内容が設置目的に即しているか	
	・利用実態が設置目的に即しているか	
効率性	・民間事業者のノウハウが活用できるか	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・支出に対する利用料等の収入の割合はどうか	
有効性	・利用者数等の見込みはどうか	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・利用実態から見た利用圏域はどうか	
	・施設(敷地・建物)に余裕スペースがないか	
代替性	・類似機能を持つ民間施設や公共施設等で代替可能か	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・他自治体との広域的な連携が可能か	
	・維持管理・運営面で民間等を活用可能か	
特異性	・歴史的・文化的・象徴的価値のある施設か	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・浸水想定区域・土砂災害警戒区域等内に設置されている施設か	
	・避難所に指定されている施設か	

②2 次評価の結果

表 6-25:2次評価結果

	2次評価結果				
	公共性	効率性	有効性	代替性	特異性
中央公民館	A	A	A	B	A
東多久公民館	A	B	B	B	A
南多久公民館	A	B	B	B	C
多久公民館	A	B	B	B	C
西多久公民館	A	B	B	B	A
北多久公民館	A	C	C	C	C
納所交流センター	A	B	B	A	C
東多久交流プラザ	A	B	B	A	C
まちづくり交流センター	A	B	A	A	B

8-4 総合評価

①総合評価の方法

1次評価結果と2次評価結果に市の政策判断等を加味しつつ、「機能」と「建物」に分けて総合評価案を作成し、施設所管課等との諸調整を経て、総合評価を最終決定します。

表 6-26:総合評価基準

評価項目	評価結果	評価基準
機能 (ソフト面)	I 継続	機能(サービス)の現状を維持する
	II 改善	
	III 見直し	多機能と複合化、集約化(統合・移転)、もしくは他用途へ転用又はサービス内容の見直しを図る
	IV 廃止	機能を廃止する
建物 (ハード面)	I 継続	必要な小修繕等を行いながら建物の現状を維持する
	II 改善	耐震補強、大規模改修又は建替に着手する
	III 見直し	
	IV 廃止	建物を廃止し、民間等へ貸付又は譲渡、解体、売却する

②総合評価の結果

表 6-27: 総合評価結果

	1次評価	2次評価					総合評価結果	
		公共性	効率性	有効性	代替性	特異性	機能	建物
中央公民館	A	A	A	A	B	A	Ⅲ 見直し	Ⅱ 改善
東多久公民館	A	A	B	B	B	A	I 継続	I 継続
南多久公民館	A	A	B	B	B	C	I 継続	I 継続
多久公民館	A	A	B	B	B	C	I 継続	I 継続
西多久公民館	A	A	B	B	B	A	I 継続	I 継続
北多久公民館	C	A	C	C	C	C	I 継続	Ⅱ 改善
納所交流センター	A	A	B	B	A	C	I 継続	I 継続
東多久交流プラザ	A	A	B	B	A	C	Ⅳ 廃止	Ⅳ 廃止
まちづくり交流センター	A	A	B	A	A	B	I 継続	I 継続

9 対策の優先順位の考え方【子育て支援施設】

子育て支援施設は、発達の著しい子どもの健康と安全を重視し、日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保することが重要です。また、防災、防犯といった観点から、十分な安全性を備えた施設環境を形成することを最優先とし、予防保全の考えを念頭に、適切かつ計画的な施設維持に努めます。

10 施設の評価

10-1 施設評価フロー

施設の定量的な要素(建物健全度、コスト状況、利用状況)を基に1次評価を実施し、次に定性的な要素(将来的な市民ニーズや代替施設の有無等)を勘案して2次評価を行います。最後に市の政策判断等を加味しつつ、「建物」と「機能」に分けて総合評価案を作成し、施設所管課とのヒヤリング等を経て総合評価を最終決定します。(120 ページ 図 6-2: 施設評価とその後の流れ参照)

10-2 1次評価

①1次評価の方法

建物健全度からの優先順位付けのみでは、ただ単に劣化の著しいものから改築や大規模改修を行うこととなり、住民ニーズ等とかけ離れた施設整備を行ってしまう可能性があります。人口動向・利用者推移や、施設の維持管理にかかるコスト等、多方面から比較検討し、総合的に判断する必要があります。

判断基準としては、以下にあげる方法で検討します。

表 6-28:1次評価項目と評価指針

評価項目		評価指針	
ハード面	品質	建物老朽度	建物健全度(劣化状況調査より)
ソフト面	供給	利用状況	床面積あたりの利用者数等
	財務	コスト状況	床面積あたりのコスト
			利用者あたりのコスト
			人口あたりのコスト

表 6-29:ソフト面に関する評価指標

指標 評価	利用状況	コスト状況
	床面積あたりの利用者数等 対象施設類型の平均値(100%) に対する割合	床面積あたりのコスト等 対象施設類型の平均値(100%) に対する割合
100点	160%以上	0%以上 40%未満
80点	120%以上 160%未満	40%以上 80%未満
60点	80%以上 120%未満	80%以上 120%未満
40点	40%以上 80%未満	120%以上 160%未満
20点	0%以上 40%未満	160%以上

1次評価では、評価指針を基に算出した点数から、ハード(品質)、ソフト(供給・財務)の2軸により、施設をI～IVの4つに分類します。

ただし、長寿命化判定の結果が「要調査」となっている建物については、建物健全度が50を下回るものとみなします。(122ページ 図6-3:分類のイメージ参照)

②1次評価の結果

表 6-30:1次評価結果

	ハード	ソフト			1次評価結果
	建物健全度	利用状況	コスト状況	平均	
旧東部小学校 (児童クラブ)	75	20	50	35	B2
児童センター	100	100	50	75	A

※コスト状況については、児童クラブの施設単体での水光熱費の把握が困難なため、平均値の算出を行わず、それぞれ50点とします。

10-3 2次評価

①2次評価の方法

2次評価では、量や数値では判断できない定性的な要素(公共性・効率性・有効性・代替性・特異性)について分析を行い、下表の評価指針を用いて施設ごとに評価します。

表 6-31:2次評価項目と評価指針

評価項目	評価指針	評価
公共性	・法律等により設置が義務付けられているか	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・市民の安全・安心の確保等、市民生活を営む上での必要性は高いか	
	・市の施策を推進する上での必要性は高いか	
	・サービス内容が設置目的に即しているか	
	・利用実態が設置目的に即しているか	
効率性	・民間事業者のノウハウが活用できるか	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・支出に対する利用料等の収入の割合はどうか	
有効性	・利用者数等の見込みはどうか	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・利用実態から見た利用圏域はどうか	
	・施設(敷地・建物)に余裕スペースがないか	
代替性	・類似機能を持つ民間施設や公共施設等で代替可能か	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・他自治体との広域的な連携が可能か	
	・維持管理・運営面で民間等を活用可能か	
特異性	・歴史的・文化的・象徴的価値のある施設か	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・浸水想定区域・土砂災害警戒区域等内に設置されている施設か	
	・避難所に指定されている施設か	

②2 次評価の結果

表 6-32:2次評価結果

	2次評価結果				
	公共性	効率性	有効性	代替性	特異性
旧東部小学校 (児童クラブ)	A	B	B	B	C
児童センター	A	A	A	B	A

10-4 総合評価

①総合評価の方法

1次評価結果と2次評価結果に市の政策判断等を加味しつつ、「機能」と「建物」に分けて総合評価案を作成し、施設所管課等との諸調整を経て、総合評価を最終決定します。

表 6-33:総合評価基準

評価項目	評価結果	評価基準
機能 (ソフト面)	I 継続	機能(サービス)の現状を維持する
	II 改善	
	III 見直し	多機能と複合化、集約化(統合・移転)、もしくは他用途へ転用又はサービス内容の見直しを図る
	IV 廃止	機能を廃止する
建物 (ハード面)	I 継続	必要な小修繕等を行いながら建物の現状を維持する
	II 改善	耐震補強、大規模改修又は建替に着手する
	III 見直し	
	IV 廃止	建物を廃止し、民間等へ貸付又は譲渡、解体、売却する

②総合評価の結果

表 6-34:総合評価結果

	1次評価	2次評価					総合評価結果	
		公共性	効率性	有効性	代替性	特異性	機能	建物
旧東部小学校 (児童クラブ)	B2	A	B	B	B	C	III 見直し	IV 廃止
児童センター	A	A	A	A	B	A	I 継続	I 継続

11 対策の優先順位の考え方【保健・福祉系施設】

保健・福祉系施設は、子どもから高齢者までが安心して快適に過ごせるよう、バリアフリー化等による機能性の向上や、定期的な点検・修繕等による安全性の確保を最優先しつつ、予防保全の考え方を念頭に、老朽化への対応を図ります。また、人口の変化や利用者ニーズの変化にも柔軟に対応していくことで、今後も長く利用し続けられる施設づくりに努めます。

12 施設の評価

12-1 施設評価フロー

施設の定量的な要素(建物健全度、コスト状況、利用状況)を基に1次評価を実施し、次に定性的な要素(将来的な市民ニーズや代替施設の有無等)を勘案して2次評価を行います。最後に市の政策判断等を加味しつつ、「建物」と「機能」に分けて総合評価案を作成し、施設所管課とのヒヤリング等を経て総合評価を最終決定します。(120 ページ 図 6-2:施設評価とその後の流れ参照)

12-2 1次評価

①1次評価の方法

建物健全度からの優先順位付けのみでは、ただ単に劣化の著しいものから改築や大規模改修を行うこととなり、住民ニーズ等とかけ離れた施設整備を行ってしまう可能性があります。人口動向・利用者推移や、施設の維持管理にかかるコスト等、多方面から比較検討し、総合的に判断する必要があります。

判断基準としては、以下にあげる方法で検討します。

表 6-35:1次評価項目と評価指針

評価項目			評価指針
ハード面	品質	建物老朽度	建物健全度(劣化状況調査より)
ソフト面	供給	利用状況	床面積あたりの利用者数等
	財務	コスト状況	床面積あたりのコスト
			利用者あたりのコスト
			人口あたりのコスト

表 6-36:ソフト面に関する評価指標

指標 評価	利用状況	コスト状況
	床面積あたりの利用者数等 対象施設類型の平均値(100%) に対する割合	床面積あたりのコスト等 対象施設類型の平均値(100%) に対する割合
100点	160%以上	0%以上 40%未満
80点	120%以上 160%未満	40%以上 80%未満
60点	80%以上 120%未満	80%以上 120%未満
40点	40%以上 80%未満	120%以上 160%未満
20点	0%以上 40%未満	160%以上

1次評価では、評価指針を基に算出した点数から、ハード(品質)、ソフト(供給・財務)の2軸により、施設をI～IVの4つに分類します。

ただし、長寿命化判定の結果が「要調査」となっている建物については、建物健全度が50を下回るものとみなします。(122ページ 図6-3:分類のイメージ参照)

②1次評価の結果

表 6-37:1次評価結果

	ハード	ソフト			1次評価結果
	建物健全度	利用状況	コスト状況	平均	
社会福祉会館	75	100	80	90	A
旧老人福祉センター	18	0	0	0	C
保健センター	91	20	20	20	B2

12-3 2次評価

①2次評価の方法

2次評価では、量や数値では判断できない定性的な要素(公共性・効率性・有効性・代替性・特異性)について分析を行い、下表の評価指針を用いて施設ごとに評価します。

表 6-38:2次評価項目と評価指針

評価項目	評価指針	評価
公共性	・法律等により設置が義務付けられているか	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・市民の安全・安心の確保等、市民生活を営む上での必要性は高いか	
	・市の施策を推進する上での必要性は高いか	
	・サービス内容が設置目的に即しているか	
	・利用実態が設置目的に即しているか	
効率性	・民間事業者のノウハウが活用できるか	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・支出に対する利用料等の収入の割合はどうか	
有効性	・利用者数等の見込みはどうか	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・利用実態から見た利用圏域はどうか	
	・施設(敷地・建物)に余裕スペースがないか	
代替性	・類似機能を持つ民間施設や公共施設等で代替可能か	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・他自治体との広域的な連携が可能か	
	・維持管理・運営面で民間等を活用可能か	
特異性	・歴史的・文化的・象徴的価値のある施設か	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・浸水想定区域・土砂災害警戒区域等内に設置されている施設か	
	・避難所に指定されている施設か	

②2次評価の結果

表 6-39:2次評価結果

	2次評価結果				
	公共性	効率性	有効性	代替性	特異性
社会福社会館	A	B	B	B	B
旧老人福祉センター	C	C	C	C	C
保健センター	A	B	B	B	B

12-4 総合評価

①総合評価の方法

1次評価結果と2次評価結果に市の政策判断等を加味しつつ、「機能」と「建物」に分けて総合評価案を作成し、施設所管課等との諸調整を経て、総合評価を最終決定します。

表 6-40:総合評価基準

評価項目	評価結果	評価基準
機能 (ソフト面)	I 継続	機能(サービス)の現状を維持する
	II 改善	
	III 見直し	多機能と複合化、集約化(統合・移転)、もしくは他用途へ転用又はサービス内容の見直しを図る
	IV 廃止	機能を廃止する
建物 (ハード面)	I 継続	必要な小修繕等を行いながら建物の現状を維持する
	II 改善	耐震補強、大規模改修又は建替に着手する
	III 見直し	
	IV 廃止	建物を廃止し、民間等へ貸付又は譲渡、解体、売却する

②総合評価の結果

表 6-41:総合評価結果

	1次評価	2次評価					総合評価結果	
		公共性	効率性	有効性	代替性	特異性	機能	建物
社会福社会館	A	A	B	B	B	B	III 見直し	IV 廃止
旧老人福祉センター	C	C	C	C	C	C	IV 廃止	IV 廃止
保健センター	B2	A	B	B	B	B	III 見直し	IV 廃止

13 対策の優先順位の考え方【社会教育系施設】

社会教育系施設は、市民の社会教育・生涯学習の場として利用され、学習活動の拠点となる施設であるため、耐震性の確保や、土砂災害への備え等、利用者の安全確保を第一に整備を進めます。また、文化遺産に関連する施設が多くあり、可能な限り後世に受け継がれることが望まれるため、定期的な点検や、計画的かつ効率的な修繕・改修等を実施していくことで、施設の長寿命化を図ります。

14 施設の評価

14-1 施設評価フロー

施設の定量的な要素(建物健全度、コスト状況、利用状況)を基に1次評価を実施し、次に定性的な要素(将来的な市民ニーズや代替施設の有無等)を勘案して2次評価を行います。最後に市の政策判断等を加味しつつ、「建物」と「機能」に分けて総合評価案を作成し、施設所管課とのヒヤリング等を経て総合評価を最終決定します。(120 ページ 図 6-2: 施設評価とその後の流れ参照)

14-2 1次評価

①1次評価の方法

建物健全度からの優先順位付けのみでは、ただ単に劣化の著しいものから改築や大規模改修を行うこととなり、住民ニーズ等とかけ離れた施設整備を行ってしまう可能性があります。人口動向・利用者推移や、施設の維持管理にかかるコスト等、多方面から比較検討し、総合的に判断する必要があります。

判断基準としては、以下にあげる方法で検討します。

表 6-42:1次評価項目と評価指針

評価項目		評価指針	
ハード面	品質	建物老朽度	建物健全度(劣化状況調査より)
ソフト面	供給	利用状況	床面積あたりの利用者数等
	財務	コスト状況	床面積あたりのコスト
			利用者あたりのコスト
			人口あたりのコスト

表 6-43:ソフト面に関する評価指標

指標 評価	利用状況	コスト状況
	床面積あたりの利用者数等 対象施設類型の平均値(100%) に対する割合	床面積あたりのコスト等 対象施設類型の平均値(100%) に対する割合
100点	160%以上	0%以上 40%未満
80点	120%以上 160%未満	40%以上 80%未満
60点	80%以上 120%未満	80%以上 120%未満
40点	40%以上 80%未満	120%以上 160%未満
20点	0%以上 40%未満	160%以上

1次評価では、評価指針を基に算出した点数から、ハード(品質)、ソフト(供給・財務)の2軸により、施設をⅠ～Ⅳの4つに分類します。

ただし、長寿命化判定の結果が「要調査」となっている建物については、建物健全度が50を下回るものとみなします。(122ページ 図6-3:分類のイメージ参照)

②1次評価の結果

表 6-44: 1次評価結果

	ハード	ソフト			1次評価結果
	建物健全度	利用状況	コスト状況	平均	
東原庫舎	84	60	60	60	A
同和教育集会所	75	40	40	40	B2
鳥居原教育集会所	40	40	40	40	C
聖廟展示館	84	60	20	40	B2
文化財発掘事務所	100	60	60	60	A
茶園原遺跡倉庫	10	60	20	40	C
郷土資料館	75	40	40	40	B2
多久市歴史民俗資料館	75	40	40	40	B2
先覚者資料館	75	40	40	40	B2

14-3 2次評価

①2次評価の方法

2次評価では、量や数値では判断できない定性的な要素(公共性・効率性・有効性・代替性・特異性)について分析を行い、下表の評価指針を用いて施設ごとに評価します。

表 6-45: 2次評価項目と評価指針

評価項目	評価指針	評価
公共性	・法律等により設置が義務付けられているか	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・市民の安全・安心の確保等、市民生活を営む上での必要性は高いか	
	・市の施策を推進する上での必要性は高いか	
	・サービス内容が設置目的に即しているか	
	・利用実態が設置目的に即しているか	
効率性	・民間事業者のノウハウが活用できるか	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・支出に対する利用料等の収入の割合はどうか	
有効性	・利用者数等の見込みはどうか	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・利用実態から見た利用圏域はどうか	
	・施設(敷地・建物)に余裕スペースがないか	
代替性	・類似機能を持つ民間施設や公共施設等で代替可能か	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・他自治体との広域的な連携が可能か	
	・維持管理・運営面で民間等を活用可能か	
特異性	・歴史的・文化的・象徴的価値のある施設か	A: 高い B: 普通 C: 低い
	・浸水想定区域・土砂災害警戒区域等内に設置されている施設か	
	・避難所に指定されている施設か	

②2 次評価の結果

表 6-46:2次評価結果

	2次評価結果				
	公共性	効率性	有効性	代替性	特異性
東原庫舎	A	B	B	B	A
同和教育集会所	A	C	C	C	A
鳥居原教育集会所	A	C	C	C	A
聖廟展示館	A	C	C	C	A
文化財発掘事務所	A	C	C	C	A
茶園原遺跡倉庫	B	C	C	C	C
郷土資料館	A	C	C	C	A
多久市歴史民俗資料館	A	C	C	C	A
先覚者資料館	A	C	C	C	A

14-4 総合評価

①総合評価の方法

1 次評価結果と 2 次評価結果に市の政策判断等を加味しつつ、「機能」と「建物」に分けて総合評価案を作成し、施設所管課等との諸調整を経て、総合評価を最終決定します。

表 6-47:総合評価基準

評価項目	評価結果	評価基準
機能 (ソフト面)	I 継続	機能(サービス)の現状を維持する
	II 改善	
	III 見直し	多機能と複合化、集約化(統合・移転)、もしくは他用途へ転用又はサービス内容の見直しを図る
	IV 廃止	機能を廃止する
建物 (ハード面)	I 継続	必要な小修繕等を行いながら建物の現状を維持する
	II 改善	耐震補強、大規模改修又は建替に着手する
	III 見直し	
	IV 廃止	建物を廃止し、民間等へ貸付又は譲渡、解体、売却する

②総合評価の結果

表 6-48:総合評価結果

	1次評価	2次評価					総合評価結果	
		公共性	効率性	有効性	代替性	特異性	機能	建物
東原庫舎	A	A	B	B	B	A	I 継続	I 継続
同和教育集会所	B2	A	C	C	C	A	III 見直し	IV 廃止
鳥居原教育集会所	C	A	C	C	C	A	III 見直し	IV 廃止
聖廟展示館	B2	A	C	C	C	A	IV 廃止	I 継続
文化財発掘事務所	A	A	C	C	C	A	III 見直し	I 継続
茶園原遺跡倉庫	C	B	C	C	C	C	I 継続	II 改善
郷土資料館	B2	A	C	C	C	A	III 見直し	I 継続
多久市歴史民俗資料館	B2	A	C	C	C	A	III 見直し	I 継続
先覚者資料館	B2	A	C	C	C	A	III 見直し	I 継続

15 対策の考え方【病院施設】

市立病院は1977年(昭和52年)に現病棟が、さらに1981年(昭和56年)には現診療棟が竣工しており、病棟建物は築後44年を経ています。そのため老朽化が進んでおり、特に電源や配管等の設備系の安定的な供給・維持が困難になりつつあります。また、スプリンクラーが設置されていないため、改正消防法の経過措置期限の2025年(令和7年)6月末までにスプリンクラーを設置するか病院を建替える必要があります。

一方で、多久市立病院、小城市民病院ともに築後40年近く経過しています。全国の病院は平均して30余年で建替えられており、両病院とも既に建替え時期を過ぎ老朽化が進んでいる状況です。両病院は、これまで地域のさまざまな医療ニーズに応えるべく、救急医療をはじめ、急性期から回復期、慢性期にいたる医療を提供してきました。しかし、両病院とも諸施設の顕著な老朽化に加えて、医師をはじめ医療職の採用難及び地域の人口減少と疾病構造の変化などへの迅速で適切な対応が強く求められています。

そこで、両市では、新公立病院改革プラン策定にあたり設置した「多久・小城地区自治体病院再編・ネットワーク研究会」(2016年(平成28年))から、「ともに建て替え時期を迎えているこの機を逃すことなく、両病院を統合し、新たな病院を設立することが最も望ましい選択肢である」との報告を受け、多久市立病院、小城市民病院の統合に向けて協議を進め、2019年(令和元年)の「多久・小城地区新公立病院建設候補地検討委員会」での審議を踏まえて両市長が協議した結果、両病院を統合し、新公立病院を多久市東多久町に建設することとしました。

16 再配置の方向性の検討

16-1 方向性のイメージ

再配置の方向性としては主に次のようパターンが考えられます。

再配置の パターン	再配置の内容	イメージ
複合化	用途が異なる公共施設を、利用状況や提供圏域などを考慮し、玄関・階段・廊下などの共用可能な空間をシェアすることなどで、一つの施設に集約し、効率的で利便性の高い施設とする	
集約化 (統合・ 移転)	同種で複数の公共施設を、利用状況や提供圏域などを考慮し、ホールや会議室などの共通機能や玄関・階段・廊下などの共用可能な空間をシェアすることなどで、一つの施設に集約し、効率的で利便性の高い施設とする	

図 6-4: 再配置の方向性パターン

16-2 今後の取組方針及びスケジュール

総合評価結果に基づいて、個別施設毎の今後の取組方針及びスケジュールを策定していきます。

ただし、建物の安全性を確保するために必要な改修等が生じた場合には、実施計画に関わらず優先して検討します。

▼施設一覧の見方

図 6-5: 施設毎取組方針

No.	施設名	建物情報				評価結果	取組手法	年度スケジュール		
		建築年度	経過年数	構造	機能			短期(1~10年)	中期(11年~20年)	長期(21年~40年)
1	市役所庁舎	1974	44	RC造	建物	I 継続	現状維持			
						II 改善	大規模改修	●		
		旧	実施済	対象外①	方針	屋根屋上・外壁等の劣化状況に応じて大規模改修工事が必要だが、状況に応じて、市役所庁舎の建替え(複合化、集約化)についても早期より検討する。				
2	東庁舎	1966	52	S造	建物	I 継続	現状維持			
						II 改善	大規模改修	●		

総合評価の結果

- 耐震診断・耐震補強**
- 「実施済」 ●「未実施」
 - 「-」(新耐震基準の建物)
 - 「対象外」①耐震診断の結果、耐震性があった建物
 - ②木造等の建物
 - ③存続させる予定のない建物

取組手法の選択

表 6-49: 主な取組手法

評価項目	評価結果	主な取組手法の選択肢
機能 (ソフト面)	I 継続	現状維持
	II 改善	
	III 見直し	複合化・集約化(統合・移転)／用途転用／サービス内容見直し
	IV 廃止	機能の廃止
建物 (ハード面)	I 継続	現状維持
	II 改善	耐震補強／大規模改修／建替
	III 見直し	
	IV 廃止	貸付／譲渡／解体／売却

第6章 個別施設毎の取組方針

- ① 施設の評価結果を踏まえて、今後40年間を見据えて、施設類型ごとに公共施設の再配置の方針を設定します。
- ② 施設ごとの取組方針及びスケジュールについては次のとおりとします。ただし、内容については市の基本的な方針を示したものであり、決定したものではありません。また、今後の予算が確保されたものではありません。
- ③ 今後人口の減少により、施設のあり方については統廃合を含め幅広く検討を進める必要があります。

施設の「構造」欄は次の略称を使用しています。

W造:木造 RC造:鉄筋コンクリート造 S造:鉄骨造 LS造:軽量鉄骨造

1. 行政系施設

No.	施設名	建物情報			評価結果		取組手法	年度スケジュール			
		建築年度	経過年数	構造	機能	III見直し		複合化・集約化(統合・移転)	短期(1~10年)	中期(11年~20年)	長期(21年~40年)
1	市役所庁舎	建築年度	経過年数	構造	機能	III見直し	複合化・集約化(統合・移転)	●			
		1974	48	RC造	建物	II改善	建替	●			
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	短期に市役所庁舎の建替え。 建替え時は周辺施設の集約化・複合化を図る。					
		旧	実施済	対象外①							
2	東庁舎	建築年度	経過年数	構造	機能	III見直し	複合化・集約化(統合・移転)	●			
		1966	56	S造	建物	IV廃止	解体・売却	●			
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	短期に市役所庁舎へ集約化(移転)。					
		旧	未実施	未実施							
3	第二東庁舎	建築年度	経過年数	構造	機能	IV廃止	機能の廃止	●			
		1965	57	S造	建物	IV廃止	解体・売却	●			
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	2025年に機能廃止。					
		旧	未実施	未実施							

表 6-50: 行政系施設の方針

2. 学校教育系施設

No.	施設名	建物情報			評価結果	取組手法	年度スケジュール			
		建築年度	経過年数	構造			短期(1～10年)	中期(11年～20年)	長期(21年～40年)	
1	東原 庫舎 東部校	建築年度	経過年数	構造	方針	校舎:短期及び長期に長寿命化改修を行い、施設の長寿命化を図る。 体育館:長期に長寿命化改修を行い、施設の長寿命化を図る。				
		1979～	～43	RC・S造						
		耐震基準	耐震診断	耐震補強						
		旧・新	実施済	実施済	機能	I 継続	現状維持			
		新校舎			建物	I 継続	現状維持			●
		旧校舎			建物	I 継続	現状維持	●		
		体育館			建物	I 継続	現状維持			●
2	東原 庫舎 中央校	建築年度	経過年数	構造	方針	校舎:短期及び長期に長寿命化改修を行い、施設の長寿命化を図る。 体育館:短期及び長期に長寿命化改修を行い、施設の長寿命化を図る。				
		1982～	～40	RC・S造						
		耐震基準	耐震診断	耐震補強						
		新	—	—	機能	I 継続	現状維持			
		新校舎			建物	I 継続	現状維持			●
		旧校舎			建物	I 継続	現状維持	●		
		新体育館			建物	I 継続	現状維持			●
旧体育館			建物	I 継続	現状維持	●				
3	東原 庫舎 西溪校	建築年度	経過年数	構造	方針	校舎:旧小学校校舎は長期に建替え。旧中学校校舎は中期に長寿命化改修を行い、施設の長寿命化を図る。 体育館:旧小学校体育館は中期に廃止。旧中学校体育館は長期に長寿命化改修を行い、施設の長寿命化を図る。				
		1969～	～53	RC・S造						
		耐震基準	耐震診断	耐震補強						
		旧・新	実施済	実施済	機能	I 継続	現状維持			
		旧小学校校舎			建物	II 改善	建替			●
		旧中学校校舎			建物	I 継続	現状維持		●	
		旧小学校体育館			建物	IV 廃止	解体		●	
旧中学校体育館			建物	I 継続	現状維持			●		
4	学校 給食 センタ ー	建築年度	経過年数	構造	機能	I 継続	現状維持			
		1997	25	RC造	建物	I 継続	現状維持		●	
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	中期に長寿命化改修を行う。				
		新	—	—						

表 6-51: 学校教育系施設の方針

3. スポーツ・レクリエーション系施設

No.	施設名	建物情報			評価結果		取組手法	年度スケジュール			
		建築年度	経過年数	構造	機能	機能の廃止		短期(1~10年)	中期(11年~20年)	長期(21年~40年)	
1	納所社会体育館	建築年度	経過年数	構造	機能	IV廃止	機能の廃止	●			
		1977	45	S造	建物	IV廃止	解体・売却	●			
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	短期に機能廃止。					
		旧	実施済	対象外①							
2	東多久社会体育館	建築年度	経過年数	構造	機能	IV廃止	機能の廃止	●			
		1972	50	S造	建物	IV廃止	解体・売却	●			
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	短期に機能廃止。					
		旧	実施済	実施済							
3	南多久社会体育館	建築年度	経過年数	構造	機能	IV廃止	機能の廃止			●	
		1993	29	RC造	建物	IV廃止	解体・売却			●	
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	長期に機能廃止。					
		新	-	-							
4	西多久社会体育館	建築年度	経過年数	構造	機能	IV廃止	機能の廃止	●			
		1979	43	S造	建物	IV廃止	解体・売却	●			
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	避難所に指定されている期間は継続。避難所指定が外れると機能廃止。					
		旧	実施済	未実施							
5	緑が丘社会体育館	建築年度	経過年数	構造	機能	III見直し	複合化・集約化(統合・移転)		●		
		1990	32	RC造	建物	II改善	建替		●		
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	中期に建替え。体育センターを集約化(統合)。					
		新	-	-							
6	北多久社会体育館	建築年度	経過年数	構造	機能	I継続	現状維持				
		2007	15	RC造	建物	I継続	現状維持			●	
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	長期に長寿命化改修を行う。					
		新	-	-							
7	体育センター	建築年度	経過年数	構造	機能	III見直し	複合化・集約化(統合・移転)		●		
		1973	49	S・RC造	建物	IV廃止	解体・売却		●		
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	中期に緑が丘社会体育館へ集約化(移転)。					
		旧	実施済	対象外①							
8	T A Q U A	建築年度	経過年数	構造	機能	I継続	現状維持				
		1995	27	RC造	建物	I継続	現状維持			●	
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	長期に長寿命化改修を行う。					
		新	-	-							

表 6-52: スポーツ・レクリエーション系施設の方針

4. 市民文化系施設

No.	施設名	建物情報			評価結果		取組手法	年度スケジュール			
		建築年度	経過年数	構造	機能	III見直し		短期(1～10年)	中期(11年～20年)	長期(21年～40年)	
1	中央公民館	建築年度	経過年数	構造	機能	III見直し	複合化・集約化(統合・移転)		●		
		1981	41	RC造	建物	II改善	建替		●		
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	市役所周辺と合わせて一体的な配置を検討。 中期に周辺施設との複合化・集約化を検討し建替え。					
		旧	実施済	対象外①							
2	東多久公民館	建築年度	経過年数	構造	機能	I継続	現状維持			●	
		2008	14	S造	建物	I継続	現状維持			●	
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	長期に集約化について検討。					
		新	—	—							
3	南多久公民館	建築年度	経過年数	構造	機能	I継続	現状維持			●	
		2005	17	S造	建物	I継続	現状維持			●	
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	長期に集約化について検討。					
		新	—	—							
4	多久公民館	建築年度	経過年数	構造	機能	I継続	現状維持			●	
		2003	19	S造	建物	I継続	現状維持			●	
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	長期に集約化について検討。					
		新	—	—							
5	西多久公民館	建築年度	経過年数	構造	機能	I継続	現状維持			●	
		1993	29	S造	建物	I継続	現状維持			●	
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	長期に集約化について検討。					
		新	—	—							
6	北多久公民館	建築年度	経過年数	構造	機能	I継続	現状維持			●	
		1978	44	S造	建物	II改善	建替	●		●	
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	2023年に多久北部運動広場に新公民館完成予定。 長期に集約化について検討。					
		旧	未実施	未実施							
7	納所交流センター	建築年度	経過年数	構造	機能	I継続	現状維持			●	
		1980	42	RC造	建物	I継続	現状維持	●		●	
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	短期に長寿命化改修を行う。 長期に集約化・複合化について検討。					
		旧	実施済	対象外①							
8	東多久交流プラザ	建築年度	経過年数	構造	機能	IV廃止	機能の廃止	●			
		2001	21	W造	建物	IV廃止	解体	●			
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	短期に機能廃止。					
		新	—	—							
9	まちづくり交流センター	建築年度	経過年数	構造	機能	I継続	現状維持				
		2014	8	S・RC造	建物	I継続	現状維持			●	
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	長期に長寿命化改修を行う。					
		新	—	—							

表 6-53: 市民文化系施設の方針

5. 子育て支援施設

No.	施設名	建物情報			評価結果		取組手法	年度スケジュール			
		建築年度	経過年数	構造	機能	III見直し		短期(1~10年)	中期(11年~20年)	長期(21年~40年)	
1	(旧東部小学校 児童クラブ)	建築年度	経過年数	構造	機能	III見直し	複合化・集約化 (統合・移転)	●			
		1984	38	RC造	建物	IV廃止	解体・売却	●			
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	短期に東原庁舎東部校へ集約化(移転)。					
		新	—	—							
2	児童センター	建築年度	経過年数	構造	機能	I継続	現状維持				
		1990	32	RC造	建物	I継続	現状維持		●		
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	中期に長寿命化改修を行う。 他機能施設の複合化について検討。					
		新	—	—							

表 6-54: 子育て支援施設の方針

6. 保健・福祉系施設

No.	施設名	建物情報			評価結果		取組手法	年度スケジュール			
		建築年度	経過年数	構造	機能	III見直し		短期(1~10年)	中期(11年~20年)	長期(21年~40年)	
1	社会福祉会館	建築年度	経過年数	構造	機能	III見直し	集約化・複合化 (統合・移転)	●			
		1989	33	RC造	建物	IV廃止	解体・売却	●			
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	短期に周辺施設へ集約化(移転)。					
		新	—	—							
2	旧老人福祉センター	建築年度	経過年数	構造	機能	IV廃止	機能の廃止	●			
		1979	43	RC造	建物	IV廃止	解体・売却	●			
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	短期に利活用を検討。(市役所庁舎建替時に検討)					
		旧	未実施	未実施							
3	保健センター	建築年度	経過年数	構造	機能	III見直し	集約化・複合化 (統合・移転)		●		
		1985	37	RC造	建物	IV廃止	解体・売却		●		
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	中期に周辺施設へ集約化(移転)。					
		新	—	—							

表 6-55: 保健・福祉系施設の方針

7. 社会教育系施設

No.	施設名	建物情報			評価結果		取組手法	年度スケジュール			
		建築年度	経過年数	構造	機能			現状維持	短期(1~10年)	中期(11年~20年)	長期(21年~40年)
1	東原岸舎	建築年度	経過年数	構造	機能	I 継続	現状維持				
		1991	31	W造	建物	I 継続	現状維持		●		
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	中期に長寿命化改修を行う。					
		新	—	—							
2	同和教育集会所	建築年度	経過年数	構造	機能	Ⅲ見直し	複合化・集約化(統合・移転)			●	
		1985	37	RC造	建物	Ⅳ廃止	解体・売却			●	
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	長期に集約化について検討。					
		新	—	—							
3	鳥居原教育集会所	建築年度	経過年数	構造	機能	Ⅲ見直し	複合化・集約化(統合・移転)		●		
		1976	46	W造	建物	Ⅳ廃止	解体・売却		●		
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	中期に集約化について検討。					
		旧	未実施	未実施							
4	聖廟展示館	建築年度	経過年数	構造	機能	Ⅳ廃止	機能の廃止	●			
		1984	38	RC造	建物	I 継続	現状維持				
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	短期に機能廃止。建物は他用途で活用。					
		新	—	—							
5	文化財発掘事務所	建築年度	経過年数	構造	機能	Ⅲ見直し	複合化・集約化(統合・移転)		●		
		1999	23	LS造	建物	I 継続	現状維持		●		
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	中期に周辺施設(郷土資料館・多久市歴史民俗資料館・先覚者資料館)との複合化・集約化。					
		新	—	—							
6	茶園原遺跡倉庫	建築年度	経過年数	構造	機能	I 継続	現状維持	●			
		1977	45	S造	建物	Ⅱ改善	建替	●			
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	耐震基準を満たしていないため、短期に建替え。					
		旧	未実施	未実施							
7	郷土資料館	建築年度	経過年数	構造	機能	Ⅲ見直し	複合化・集約化(統合・移転)		●		
		1981	41	RC造	建物	I 継続	現状維持		●		
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	中期に周辺施設(文化財発掘事務所・多久市歴史民俗資料館・先覚者資料館)との複合化・集約化。					
		旧	未実施	未実施							
8	多久市歴史民俗資料館	建築年度	経過年数	構造	機能	Ⅲ見直し	複合化・集約化(統合・移転)		●		
		1981	41	RC造	建物	I 継続	現状維持		●		
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	中期に周辺施設(文化財発掘事務所・郷土資料館・先覚者資料館)との複合化・集約化。					
		旧	未実施	未実施							
9	先覚者資料館	建築年度	経過年数	構造	機能	Ⅲ見直し	複合化・集約化(統合・移転)		●		
		1994	28	RC造	建物	I 継続	現状維持		●		
		耐震基準	耐震診断	耐震補強	方針	中期に周辺施設(文化財発掘事務所・郷土資料館・多久市歴史民俗資料館)との複合化・集約化。					
		新	—	—							

表 6-56: 社会教育系施設の方針

8. 病院施設

①新公立病院について

- ・多久市立病院、小城市民病院を統合し、新公立病院を多久市東多久町に整備します。(令和7年度開院予定)

②多久市立病院について

- ・新公立病院への統合までは、必要に応じた修繕を行います。
- ・統合後の市立病院跡地については、地域の実情等を踏まえ、多角的な利活用について検討します。

第7章 個別施設計画の継続的運用方針

1 情報基盤の整備と活用

予防保全・長寿命化により施設の健全化を促進するにあたって、効果的な維持管理の実施や作業の効率化などを継続・発展させていくためには、各施設の状態を把握することが重要になります。

各施設における過去の改修・修繕履歴に加え、「第2章 6施設の老朽化状況」において把握した項目・評価や、「第5章 2維持管理の項目・手法等」において設定した維持管理項目の点検・調査結果は、今後の維持管理・更新の基礎資料となる重要な情報であるため、データベース化し、施設の基本情報を管理する施設台帳と合わせて一元管理します。今後行う劣化調査の結果や修繕等も適宜反映・更新を行うことで、実態に応じた施設マネジメントを可能にします。

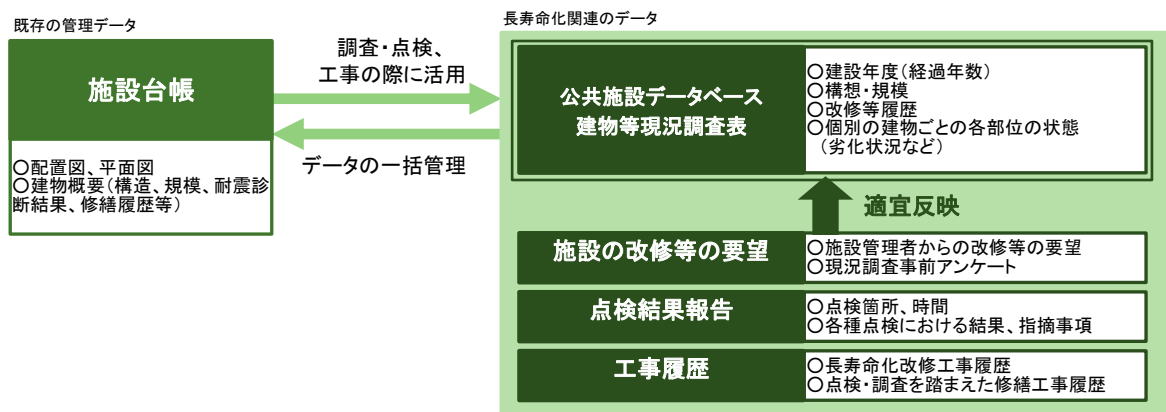


図 7-1: 情報基盤の整備と活用イメージ

2 推進体制等の整備

2-1 個別施設計画の推進体制

本計画の取り組みについては、各施設の所管課を中心として実施します。一方で、公共施設の統廃合や廃止等により、市民の利便性の低下を伴うものについては、庁内で十分協議を行い、合意形成を図りながら進めます。

建物の長寿命化を図るために必要となる継続的な点検や計画の更新に際して、施設設置者、施設管理者、設計実務者等の専門業者及び関連部署との連携が重要になります。長寿命化改修の内容や施設ごとの調整、計画のスケジュール管理など、体制の中で統一的な考え方をもった上で推進する必要があります。

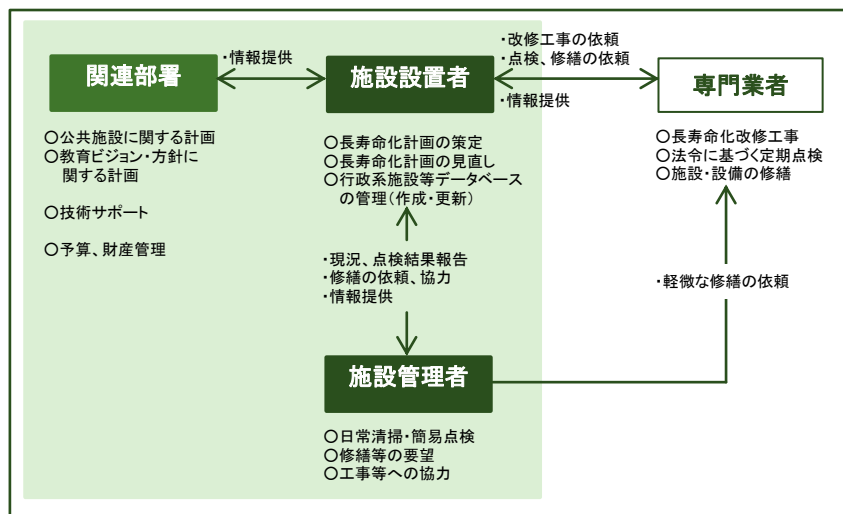


図 7-2: 施設長寿命化の推進体制

2-2 データベースの継続的な活用

定期的な点検・調査等で得られた結果を行政系施設等データベース(施設一覧表)及び建物現況調査票に入力、保存し、長寿命化改修工事实施の際や2回目以降の点検・調査の際に活用することで、一貫的かつ継続的な長寿命化計画の運用が可能となります。

3 フォローアップの実施方針

本計画は、**10年ごとに見直しを実施**します。

見直し期間内で定期的に、計画の進捗状況や目標達成状況を正確に把握します。定期的・法的な点検から得られる施設の老朽化に関する状況・評価も同時に考慮し、10年を目安に計画の更新を行います。

多久市公共施設個別施設計画

令和 5 年 3 月

発行 佐賀県多久市

編集 多久市総合政策課

〒846-8051 佐賀県多久市北多久町大字小侍7-1

TEL 0952-75-2217(直通) FAX 0952-75-2110

<http://www.city.taku.lg.jp/>